

八斗四升 役五升四合四勺

同日

九斗貳升四合五勺七才 役六升五合三勺

同日

四斗六升六合 役三升貳合九勺

以上

四丁町分

十六日分

壹石四斗貳升八合 役九升四合

同日

壹石壹斗三升四合 役七升四合八勺

同日

九斗貳升四合 役六升壹合

同日

二郎太郎。

與五郎。

たこノ四郎。

大郎四郎分 四丁町分  
境圓。

大郎四郎分  
徳藏。

大郎四郎分  
彦衛門尉。

左近ノ二郎分  
善忠。

正福。

彦二郎。

孫衛門分  
大圓辨。

三郎次郎分  
教福辨。

彦二郎辨。

道清辨。

九斗貳升四合 役六升壹合

同日

七斗二升七合 貳勺 役五升貳合九勺三才

十七日

四斗六升 役三升三勺六才

十九日

○大豆六斗七合 壹勺 役四升貳合九勺

同日

○大豆壹石壹斗貳升九合 役七升四合五勺八才

同日

○大豆壹石四斗壹升 役九升三合六勺

同日

○大豆貳斗七升三合六勺 役壹升八合壹勺八才

廿日分



◎大豆四斗六升七合俊三升三合

彦二郎辨。

同日

◎大豆貳斗五升五合三勺八才俊壹升七合六勺二才

六郎四郎分  
おくり辨。

同日

◎大豆壹斗九升八合俊壹升三合二勺

同分  
甚三郎辨。

同日

◎大豆貳斗三升俊壹升五合貳勺

二郎大郎分  
與三郎辨。

同日

◎大豆壹斗四升壹合俊九合貳勺五才

大郎四郎分  
五郎四郎辨。

同日

◎大豆壹斗三升俊八合六勺

同分  
おと五郎辨。

廿日 四丁町

◎大豆五斗四升六合七勺やく三升六合三勺

五郎三郎辨。

同日

◎大ッ四斗三升俊貳升九合八勺

五郎三郎分  
次衛門尉。

同日

◎大豆五斗四合俊三升四合三勺

同分  
了春。

同日

◎大豆四斗貳升五合俊貳升八合

二郎大郎分  
衛門辨。

廿五日

◎大ッ五斗壹升八合俊三升三合壹勺壹才

彦二郎分  
彦左衛門尉。

同日

◎大ッ五斗七升四勺俊三升四合六勺

二郎太郎。

同日

◎大豆六斗俊三升九合六勺

三郎二郎分  
刑部二郎。

同日

◎大豆三斗三升四合俊貳升三合壹勺

五郎三郎。

同日



○大豆三斗三升六合役貳升貳合

寶藏

ひらき

○大豆四升 圓藏・<sup>米</sup>五升 圓藏・<sup>大豆</sup>六升 福泉・<sup>大豆</sup>三升 市兵へ・<sup>大豆</sup>五升 与三郎・大豆三

升 正圓・大豆米合貳斗六升・

廿六日

○大豆四斗六升三合六勺役三升七勺

<sup>五郎三郎分</sup>長福

廿六日

六斗五升役四升二合九勺

<sup>大郎四郎分</sup>圓齋

廿六日

壹斗六升役壹升

<sup>同分</sup>同人

廿八日

八斗役五升貳合八勺

<sup>大郎四郎分</sup>福善

壬十二月三日

五斗四合役三升三合貳勺六才

<sup>彦二郎分</sup>了德辨

壬十九日

貳斗四升八合役壹升六合五勺

左近ノ四郎

六升八合役四合六勺

與四郎

○貳升八合役二合

孫六

十九日 四丁町

五郎三郎

○大豆五斗役三升三合

同日

○大ッ五升五合壹勺役三合九勺

彦二郎

同日

○大ッ七升八合役五合五勺

しやむ

同日

○大ッ壹升七合役一合五勺

與四郎

同日

○大ッ五升六合役四合

くり



同日

○大ッ九合役九勺

五郎四郎。

同日

大ッ三斗八升七合四勺役二升五合

五郎三郎分  
甚兵へ。

同日

米壹石貳斗六升役八升三合

彦二郎。

廿三日

大豆貳斗八升貳勺役一升二合八勺

大郎四郎分  
福滿。

同日

大ッ九升一合役六合

同分  
孫二郎。

合拾壹石五斗九升五合七勺七才 大豆拾壹石貳斗五升二合四勺八才

來迎寺分

十六日

三石者役壹斗九升八合

手作。

同日

壹石八斗貳升役壹斗貳升

又十郎。

十九日

壹石五斗九升壹合六勺役壹斗五合七才

彌右衛門辨。

同日

○大豆貳斗三升三合五勺役壹斗六合五勺

孫衛門辨。

同日

○大豆貳斗六升役壹升七合一勺六才

勘十郎。

同日

○大豆五斗者役三升三合

手作。

同日

○大豆五斗三升八合役三升五合六勺

又十郎。

廿五日

元和七年雜載



元和七年雜載

○大豆五斗六升三合倭三升七合

同日

○大豆壹石六斗七升倭壹斗壹升貳勺貳才

廿五日

○大豆貳斗三升倭壹升五合壹勺八才

同日

○大豆壹斗六升八合倭壹升一合五勺

同日

○大豆四斗九升貳合倭三升三合

同日

米壹石六斗八升倭壹斗壹升八勺八才

壬十二月十七日

壹斗三升七合五勺倭九合

同日

二〇〇

源三

手作

治<sup>テ</sup>衛門

藤二郎

宗清

又三郎

又十郎

壹斗七升倭一升一合二勺二才

大豆 當水<sup>ニ</sup>より<sup>當年分ハ</sup>皆濟也

十九日ノ分

壹石六斗九升九合倭壹斗七合二勺

壹斗三升倭八合六勺

十九日

○大豆貳升八合二勺倭一合九勺二才

合拾石貳斗二升八合壹勺

大豆 合四石六斗八升二合七勺

又兵へ

手作

又三郎

手作

淨土院領

十七日分

四石壹升八合是ハ升數ノ定

十九日

元和七年雜載

與右衛門辨

二〇一



元和七年雜載

貳石七斗壹升九合 役壹斗九升貳合

廿五日

貳石九斗六升 升數

廿六日

壹石四斗五升 役九升五合七勺

同日

壹石四斗 役九升貳合四勺

合拾貳石五斗四升七合

〔根本中堂領帳〕

○叡山文庫所藏

〔表紙〕  
元和六庚申十二月十四日ヨリ

二〇二

彌衛門辨

左平次辨

四郎衛門尉

□□右衛門分  
四郎左衛門尉

奉行

白毛頭

光乘坊

明學坊 黑印

根本中堂領帳

延曆寺根本  
中堂領帳

〔表紙裏〕  
十二月十四日

壹石八斗六升八合 役壹斗壹升二合

納年貢事

十二月十四日分

四石貳斗五升七合 役二斗八升三合

貳石貳斗七合 役壹斗五升三合

貳石四斗六合六勺 役壹斗五升八合四勺

貳石五斗七合 役壹斗六升六合

壹 〔 〕 〔 〕 〔 〕  
やく壹斗二合

七石壹斗貳合四勺 役四斗六升八合六勺

三石貳斗五升九合六勺 六才 役貳斗三升三勺四才

元和七年雜載

下ノ使

善藏

菊泉

〔善〕

高島ケ  
伊勢分

越中分  
衛門四郎 高島

越前分  
新衛門 高島

彌五分  
源二郎 同

伊賀分  
新二郎 辨

イセ分  
彦八 同

駿河  
又二郎 同

雲出分(マ)  
又二郎 同

二〇三



四石三斗八升九合八勺俊三斗壹升二勺

壹石貳斗壹升三合俊八升五合五勺

十四日分

貳石四斗六合俊壹斗五升九合

同日

壹石貳斗七升九合俊八升四合四勺二才

合卅貳石五斗七升七合四勺六才俊二石貳斗四勺六才

二口合三十四石七斗七升七合九勺二才か、

十五日分

五石三斗やく三斗四升九合八勺

三石貳斗三升俊貳斗壹升三合三勺

壹石六斗五升俊壹斗九合

八斗四升やく五升五合四勺

壹石五斗やく九升九合

二〇四

若狹分 河。

越前分 兵衛。

むさし分 高島作。

武藏分 常觀。

盛安寺。

傳衛門分 下坂本

長二郎。

同 人。

傳衛門分 二郎大郎。 五郎衛門。

合十貳石五斗二升俊八斗一升七合五勺

十六日分

貳石五斗俊壹斗六升五合

十六日分

壹石貳斗五升俊八升貳合五勺

五斗やく三升三合

壹石三斗やく八升五合八勺

壹石六斗俊壹斗五合六勺

三石者やく壹斗九升八合

○壹石四斗貳升八合俊九升四合

壹石壹斗三升四合俊七升四合八勺

九斗二升四合俊六升一合

壹石八斗貳升俊壹斗二升

十六日分

大郎作。

大郎作。

大膳。

大膳。

大膳。

大膳。

大膳。

大膳。



九斗貳升四合役六升壹合

九斗八升壹合七勺役六升九合三勺

七斗貳升七合貳勺役五升貳合八勺

六升七合貳勺五才役四合七勺五才

合十八石一斗五升六合一勺五才役壹石二斗七合五勺五才

十七日分

壹石六斗役壹斗五合六勺

壹石五斗三升役壹斗九勺八才

壹石五斗役九升九合

三石やく壹斗九升八合

十七日分

壹石三斗役八升五合八勺

貳石八斗一升貳合役壹斗八升五合五勺

四斗六升役三升三勺六才

四町之左近ノ二郎分

善志

二郎三分

長遠

正福

高島郷進分

五郎兵へ。

傳衛門分

二郎三郎。

同分

與兵へ。

同分

與一。

同分

彦一。

傳衛門分

治衛門。

藤左衛門。

彦二郎。

合拾三石六合二勺四才

十九日分

壹石五斗二升役壹斗三勺二才

壹石やく六升六合

壹石五斗九升一合六勺役一斗五合七勺

貳石七升六勺八才役壹斗四升六合三勺二才

○大豆貳斗三升三合五勺役壹升六合五勺

○大豆貳斗六升役壹升七合一勺六才

○大ッ五斗やく三升三合

○大ッ五斗三升八合やく三升五合六勺

十九日分

○大ッ六斗七合壹勺役四升二合九勺

○大ッ壹石壹斗貳升九合役七升四合五勺八才

○大ッ壹石四斗一升役九升三合六勺

藤左衛門分

喜三郎。

藤左衛門。

來迎寺分

彌左衛門。

美濃分

常觀。

來迎寺分

孫衛門。

同分

勘十郎。

同分

來迎寺。

又十郎。

同分

大圓。

四丁町孫三郎分

四町々分

教福。

四町々分

彦二郎。



○大豆貳斗七升三合六勺一升八合一勺

合十一石八斗八升三合二勺六才

廿日分

○大豆四斗六升七合三升三合

○大ッ貳斗五升五合三勺八才一升七合六勺貳才

○大ッ壹斗九升八合壹升三合貳勺

○大ッ貳斗三升一升五合二勺

廿日分

○大豆壹斗四升壹合九合貳勺五才

○大ッ壹斗三升八合六勺

○大ッ五斗四升六合七勺三升六合三勺

○大ッ四斗三升二升九合八勺

○大ッ五斗四合三升四合三勺

○大ッ四斗貳升五合貳升八合

同  
道 清。

四町 彦二 郎。

同分大郎四郎分

同分 甚三 郎。

同分二郎大郎分

同分 與三 郎。

四町 大郎四郎分

同分 五郎四 郎。

同分 五郎三 郎。

同分 治衛 門。

同分 了春。

同分 松二 郎大郎分

高島美濃分  
常 觀。

來迎寺分  
源 左。

來迎寺。

來迎分 治衛 門。

同分 藤二 郎。

同分 宗盛。

同分 又三 郎。

高島 駿河。

同分 作助。

四町之彦二 郎。

同分 彦左衛 門。

同分 二郎大 郎。

○大ッ四斗八升三升三合

合四石六升五合三勺五才

廿五日分

○大ッ五斗六升三合三升七合

廿五日分

○大ッ壹石六斗七升一斗一升二勺二才

○大ッ貳斗三升一升五合一勺八才

○大ッ壹斗六升八合一升一合五勺

○大ッ四斗九升貳合三升三合

米壹石六斗八升一斗一升八勺八才

○大ッ五斗三升三合

○大ッ壹斗四升貳合九勺一才一升九才

○大ッ五斗一升八合三升三合一勺一才

○大ッ五斗七升四勺三升四合六勺



○大ッ六斗六升三升九合六勺

二一〇  
同二郎三郎分  
刑部次郎。

○大ッ三斗三升四合役貳升三合一勺

同  
五郎三郎。

廿五日分

○大ッ三斗三升六合役二升貳合

寶藏。

開分分

廿五日分

大豆 米

四升 五升 圓藏。 大

六升 福泉。 大  
三升 予兵へ。 大  
五升 與三郎。 大  
三升 正圓。

大豆米合貳斗六升也、皆濟出ス、

合八石五斗七升七合五勺九才

廿六日分

壹石一斗一升八合役七升三合七勺

甚左衛門分  
十衛門。

九升七合六勺五才役六合八勺五才

越中分  
衛門四郎。 高島

○大ッ五斗六升四勺役三升九合六勺

駿河同。

廿六日分

○大ッ壹斗四升四合役九合九勺

越前分  
新衛門。 高島

○大ッ四斗六升四合四勺役三升七勺

四町之五郎三郎分  
長福。

六斗五升役四升二合九勺

同大郎四郎分  
圓齋。

壹斗六升役壹升

同之分  
人。

八斗七升六勺役五升九合四勺

伊賀分  
藤左衛門。

○大ッ壹斗貳升六合五勺二才役八合四勺八才

新衛門。 高島

○大ッ八升九合やく六合

大郎衛門。

合四石五斗六升八合一勺

奉公人分

二ヶ處  
壹斗六升役一升一合

壹斗役六合六勺

壹斗九升四合八勺役一升三合一勺

二ヶ處  
壹斗二升五合役八合五勺

壹斗七升六合役一升三合

元

和

七

年

雜

載

新助。  
同人。  
道味。  
圓與。  
道三。



壹斗五升四合役一升

三斗五升三ヶ處やく二升三合貳勺

壹斗役六合六勺

四斗壹合八勺二ヶ處マ、ン

壹斗三升役八合五勺六才

貳斗壹合役一升三合二勺二ヶ處

壹斗二ヶ處やく六合五勺

壹斗五升三勺役一升

廿六日分

壹斗貳升四合役八合二ヶ處

壹斗四升三合役九合五勺

壹斗九升五合貳勺役一升三合貳勺

九升六合役六合五勺

壹斗七升一合役一升一合貳勺二才

與右衛門。

甚四郎。

喜四郎。

福若。

藤左衛門。

作マ、ン。

三衛門。

與十郎。

新二郎。

助二郎。

法念堂。

理齋。

與助。

壹斗役六合六勺

四斗貳升九合貳勺四才役二升八合三勺八才

壹斗六升一合四勺役一升三合

壹斗五升八合役壹升三合九勺

壹斗三升六合一勺役一升六合

役一升二合三勺八才

升一合四勺

壹升四合役一合

合四石八斗三合

廿七日分

壹石七升八合五勺役七升六合

八斗六升三合役五升六七勺六才〔合脱カ〕

二口合貳石七升四合貳勺六才

廿八日分

元和七年雜載

孫左衛門。

甚二郎。

甚左衛門。

せんなし。

川前 孫左衛門。

宗右衛門。

彌左衛門。

道了。

無動寺ヨリ越米 高島

盛安寺分 宗盛分

二郎左衛門。



元和七年雜載

八斗俵五升二合八勺

合

以上

壬十二月二日分

五斗やく三升三合

貳斗七升壹合七勺八才俵二升五勺

二口合八斗貳升五合貳勺八才

○大豆七斗五升八合五勺俵五升三合四勺五才

合八斗壹升一合九勺六才

三日分

五斗八升七合五勺俵三升八合七勺

五斗四合俵三升三合貳勺六才

二口合壹石壹斗六升三合四勺六才

壬ノ十七日分

七斗四升四勺俵五升一合六勺

二一四  
四町之大郎四郎分  
福善。

甚左衛門分 内大間あり、  
かさや 辨。  
西塔ヨリ越米 高島  
土衛門。

十大夫分  
同人。

宮仕ヨリ越米 高島  
彦三。  
常德。

出雲 辨。

貳斗九升二合五勺俵二升五勺

○大豆四斗五升四合三勺二才俵三升一合七勺

八升やく六合

大豆共ニ、  
合壹石五斗六升八合二勺二才俵壹斗九合八勺

同日ノ分

壹斗二升六合俵八合三勺

壹斗三升七合五勺俵九合

壹斗七升俵一升一合二勺二才

二口ノ米  
合壹石五斗四升七合四勺俵一斗六合六勺二才

合四斗五升四合三勺二才俵三升一合七勺

壬十二ノ十九日分

貳斗四升八合俵壹升六合五勺

六升八合俵四合六勺

貳升八合俵二合 大豆ノ方ニ米入

元和七年雜載

越前分  
孫六。

東公分  
出雲助。

甚左衛門分  
三郎次郎。  
來迎寺分  
又十郎。  
同分  
又兵へ。

四丁町  
左近四郎。  
同  
同 與四郎。  
同 孫六。

二一五



○大豆五斗やく三升三合

壹石六斗九升九合役一斗一升二合一勺

壹斗三升やく八合六勺

○大豆五升五合一勺やく三合九勺

○大ッ七升八合やく五合五勺

○大ッ壹升七合同一合五勺

○大ッ五升六合同四合

十九日分

○大豆九合やく九勺

○大ッ貳升八合二勺役一合九勺二才

○大ッ三斗八升七合四勺役二升五合

彌重出  
九升三合やく六合 一升未進  
初十二ノ十五日分

七斗五升役四斗六合四勺

五斗七升一合六勺役四升三合

同 五郎三郎。

來迎寺。

又三郎。

同 彦二郎。

同 しまむ。

同 與四郎。

同 くり。

四丁町 五郎四郎。

來迎寺。

四丁町 甚兵へ。

盛安寺。

大郎作。

玄盛。

壹石貳斗六升役八升三合

合六石二斗七升七合二勺二才

〔附卷〕  
大ッ四石六斗八升貳合七勺

米 拾石貳斗二升八合壹勺

元和六壬十二ノ十九日ニ皆濟、

定水荒ノ外ニ當荒四石三斗六升七合マコノ引テ皆濟也、

廿一日分

九斗三升四合役六升六合

壬ノ廿二分

二斗七升八勺五才役一升九合一勺

壹斗九升四合三勺役一升三合七勺三才

廿三日分

○大豆貳斗二升三合七勺役一升五合八勺

○大貳斗八升二勺役一升二合八勺

〔豆脱カ下同シ〕  
元和七年雜載

四丁町

彦二郎。

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

來迎寺

高島

二郎兵へ。

四町大郎四郎分

福滿。

二一七



○大 九升一合役六合

納米之覺

拾八石四斗五升八合六勺役一石二斗二升五合五勺八才二ヶ處水

六石三斗九升六合九勺才役四斗一升一合二勺二才當皆濟一ヶ處水

五石者役三斗二升六合七勺 皆濟

四石六斗四合八勺四才役三斗四合 皆濟

三石三斗一升四合八勺六才役二斗一升九合九勺米大豆共二

四十四石一斗二合七勺七才役二石九斗六升一合七勺六才

五石三斗役三斗四升九合八勺 皆濟

八斗六升三合役五升六合七勺六才 皆濟

拾壹石五斗九升五合七勺七才

拾壹石貳斗五升二合四勺八才役一石五斗八合

拾石二斗二升八合一勺役六斗七升三合八勺毛荒ノ外二ヶ處水 皆濟

四石六斗八升二合七勺役三斗八合九勺 皆濟

同おけや 二一八  
孫二郎。

玄 盛

藤左衛門

彌太郎

奉公人

甚左衛門

高昌ヶ

盛安寺

小虎崎  
二郎左衛門

四丁町

同

來迎寺

同

拾貳石五斗四升七合但三斗八升五石五斗六升九合ノ分也

淨と院分

合百三拾八石三斗四升七合二才

右ノ役八石七斗二升六合四勺二才

都合百四十七石七升三合四勺四才か、

未進之覺

高二ヶ處貳石八斗七升五合免三換五分九斗一升六合七勺五才引

甚左衛門分  
大 膳

定成壹石九斗五升八合貳勺五才也、未進六斗五升八合二勺五才

高壹石四斗七升三合免一換四分二斗六合二勺引

同分  
十 衛門

定成壹石二斗六升六合八勺未進一斗四升八合八勺

田方ノ高四丁町分拾六石八斗四升三合八勺免一換六分貳石六斗九升五合引

定成拾四石一斗四升八合八勺未進二石五斗五升三合三才

はたノ高大豆 四丁町分拾三石七升五合二勺免二換六分三石三斗九升九合五勺引

定成九石六斗七升五合七勺壹石五斗七升六合七勺八才ノ過上、

已上



元和七年雜載

淨土院領帳

十二月十七日

四石壹升八合升數

十九日

貳石七斗壹升九合役壹斗九升貳合

廿五日

貳石九斗六升升數

廿六日

壹石四斗役九升二合四勺

同日

壹石四斗五升役九升五合七勺

合拾貳石九斗二升七合一勺

淨土院分未進之帳

與大郎。

彌衛門。

左平次。

彌衛門分四郎左衛門。

四郎衛門。

高ノ物成ノ定メ拾三石五斗升數ノ定 未進六石五斗二升二合

左平次

高定物成 拾五石未進九石四斗三升一合 彌衛門三人分入ノ帳前ニアリ、

中堂ノ分未進帳

高貳拾六石三斗三升一合免二換四石九斗二升六合二勺引

玄盛

定成十九石七斗四合八勺未進一石二斗四升六合二勺

高七石八斗一升免二換一石五斗六升二合引

柳町藤左衛門

定成六石二斗四升八合但一斗四升八合九勺ノ過上、是ハ三斗ノなをしニ云トアリテ如此也、

中堂領拂之帳

三十二石八斗

通夜少宗

貳石九斗二升

同壬月ノ分

拾六石

安居

壹石

修正

元和七年雜載



元和七年雜載

四石

五斗

十二石一斗三升

拾壹石

拾石

八石

三石

合百一石三斗五升

〔中堂領納帳〕

○叡山文庫所藏

〔表紙〕

〔元和七曆〕

中堂領納帳

高島分

元和七極月廿六日

七石貳升五合三勺俊四斗九升六合五勺

同日

二二三

夜叉供

戒旦燈明

教林房へ

越前

觀□房へ

〇〇

下ノ使三人

延曆寺根本  
中堂領納帳

四石貳斗貳升壹合六才勺八才俊貳斗九升八合三勺二才

同日

越中分  
衛門四郎辨

壹石貳斗七合四勺三才俊八升五合三勺三才

同日

越前分  
清兵へ辨

貳石四斗八升九合一勺一才俊一斗七升五合八勺

同日

伊賀分  
五郎三郎辨

四石五斗八合四勺二才俊三斗一升八合五勺八才

同日

加兵へ分  
出雲辨

三斗八升八合五勺五才俊貳升七合四勺五才

同日

出雲分  
新三郎辨

七斗九升八合八勺七才俊五升六合四勺三才

同日

ひかしまの分  
二郎兵へ辨

壹石四斗一合九升九合

同日

五兵へ分  
與介辨

元和七年雜載

二二三



元和七年雜載

壹石九斗一升三合五勺八才一斗三升五合四勺二才

ひご分 二二四  
教 圓 辨

同日

貳石八斗三勺五才一斗九升九合六勺五才

若狹分 三 河 辨

同日

壹石一斗七升六合一勺八升三合二勺

ひご分 彦 八 辨

同日

壹石五斗九升三合七勺一斗一升二合六勺

出雲分 彦右衛門辨

同日

壹石五升五合三勺五才七升三合二勺五才

越前分 五兵へ辨

同日

七斗八升三合七勺二才五升四合七勺八才

二郎兵へ分 正 福 辨

同日

壹石七斗五升六合一斗二升四合八才

武藏分 二郎衛門辨

同日

〔附箋〕  
元七極廿六ノ入

卅五石四斗六升三合ノ内

拾石教林坊へ渡ス、

引歹廿五石四斗六升三合ノ藏入

極廿八日

壹石五升三合四勺七升四合六勺

二郎三郎分 忠 兵 へ

同日

六升七合三勺八才四合六勺二才

無動寺越米 常 圓

廿八日

五斗一升五合七勺三升三合

無動寺越米 彦 三

元和八ノ正月十九日

壹石七斗貳升四合一斗一升八合八勺

常 觀

二月十六日

壹石六斗四升四合一勺四才一斗一升六合一勺六才

若狹分 三 川

同日

元和七年雜載



元和七年雜載

二二六

貳斗七升貳合三勺一升九合二勺

西塔越米

同日

五斗六升三合三升九合八勺

宮仕越米

同日

六斗四升七合貳勺八才四升五合七勺二才

武藏分  
二郎衛門尉

同日

五斗六升三合六勺三升九合八勺

無動寺越米

同日

四升六合七勺三合三勺

駿河

貿易、

〔松浦家舊記〕

舊記類一

尙々、此書中他見候ましく候、又々茶入之ふくろに成候する小紋ノ段子切ても、何とそもとめ持下候へ、さんごじゆおじめ・帶はさみなとの類、何ても玆敷手ノ物もとめ、持下候へ、見合を、進物こさせ可申候、もし進物不仕共、爰元こてうらを可申候

茶入ノ袋ニ  
用フル小紋  
ノ綴子  
珊瑚ノ緒締

高砂ヨリ歸  
朝

松浦隆信唐  
人船主ノ將  
軍謁見ニ盡  
力ス

唐ノ能  
管絃

間、隨分情ヲ入、他之船にも、尋もとめ可有候、又御奉行衆御子様達御持遊ニ成候する物、何そいたいけなるものもとめ候而、下可有候、其方事ニ候間、何とそ爰元才覺ハ可申候、たかさこノ口を、其方壹人こて申請、賣買仕候やうこ可申調と存候間、無由斷下待入候、右之書中町人待こよらす、他見あるましく候、爲御心得候、以上、

六月七日之書狀披見申候、無事ニ高砂より歸朝之由、玆重千萬ニ候、

一御朱印之儀承候、則奉行衆へ申上候、大形可罷成かと存候、

一土ノ物注文を以給候、過分ニ候、併壹つも不殘其方付之ま、上様ニ貴所進上之由申候

而、上申候、大炊殿（土井利勝）は、其方下候儀ハ無用ニ候、御朱印被下候者、我等へ直こ可被下由、被仰

候へ共、前後か様之儀不存候條、乍大儀、下候へく候、以來迄之覺ニ候間、上様御目見得候

様ニ、才覺可申候、自然皿・茶碗・水つぎ・さけつぎ・油つき、其外玆敷道具候者、隨分求持下

可有候、路次造作之儀ハ不苦候、

一高砂之口商賣ヲ、其方壹人こて御朱印請取候様こと存候、とかく爰元へ下候ハてハ

にて候、隨分其方事ニ候間、肝いり可進之候、

一大儀こてハ候へ共御年寄衆其外も、玆敷思召候はんま、唐之能仕候者、管絃仕候もの

元和七年雜載

二二七



四五人御座候へ、めしつれ候へかしと存候、大勢ハ無用之候、是も其方の爲之、よき事も可有之と存候、大形上様(家光)大納言様も、躰之より、御覽可被成候、何れも下候而、惡敷儀ハ有間敷と存候、

一近來そつじの申事之候へ共、御朱印ハ出可申候間、内々唐船も才覺申候而、召置可然候、爲心得申候、珍敷物ハ他之船より參候共、求持下可給候、由斷候間敷候、謹言、

七月廿四日

肥前守

(松浦)隆信(花押)

唐人

かびたんら

唐人かびたん

〔ブリテイッシュ・ミュージアム所藏古文書〕

コットン氏文書 第三卷十三號

一御公方様へおんくほうさま(秀忠)

一大納言様へたいなごんさま(家光)

一大炊介様へおひすけさま(土井利勝)

一同取次へ與左衛門殿

英吉利商估  
ヨリ秀忠以  
下へノ進上  
銀子

土井利勝

本多正純

一上野介様かうつけさま(本多正純)

一同取次兩人

一右衛門殿へ(松平正久)

一同取次衆へ

一井上主計様へいのうえかすさま(正就)

たい敷

此銀子五百目

右ハたくみや隼人殿分

(松浦信浦)松源太郎様へ

一白糸十斤入壹つ 長ハ一尺五寸

一大とんす五たん壹つ 長ハ一尺五寸

一せうくひ壹間壹つ 長ハ一尺四寸

一かいき三たんたい壹つ 長ハ一尺四寸

一さや三たんたい壹つ 長ハ一尺四寸

一丁子廿五斤壹つ 長ハ一尺五寸

銀子三匁五分

同貳匁三分

同四匁五分

同貳匁七分

同三匁五分

たくみや隼人

松浦信浦

松平正久

井上正就

元和七年雜載



かいき

元和七年雜載

一 かいき二ほん・とんす壹たん 惣兵衛とのへ

同八分

一 かいき二本入壹つ、しな川まで迎に御座候衆こ

六分

酒井忠世

雅樂助様うたのすけさま(酒井忠世)

一 大とんす三たん入 長一尺六寸

銀二匁

一 しゆす五たん入 長一尺五寸

同二匁三分

一 さや五たん入 長一尺六寸

同二匁二分

一 しやうくひ二間入 長四尺五寸

同四匁

一 白いと廿五斤入 長三尺五寸

同四匁五分

御取次ちから殿

一 とんす一たん・かいき四本

同二匁

伊丹康勝

喜之介との(伊丹康勝)

一 右たい五ツ、進物同

同十四匁五分

御取次拾兵衛殿こ

一 とんす壹たん・かいき壹たん

同八分

島田利正

町奉行治兵衛殿(江戸)

一 しやうくひ壹間 長三尺五寸

同三匁六分

一 しゆちたうらあた三たん 長一尺八寸

同貳匁

一 こせう廿五斤 長二尺五寸

同銀三匁五分(マ)

一 丁子廿五斤 同

同三匁五分

御取次

一 かいき貳本 長一尺七寸

(マ)

酒井備後殿さかいひんご(忠利)

一 白糸拾斤 長三尺五寸

同三匁五分

一 しやうくひ壹間 長三尺五寸

同三匁六分

一 かいき五たん 長二尺

同貳匁三分

一 こせうふくろ廿五斤入 長二尺五寸

同三匁五分

肥前様御屋形(松浦隆信)

一 白糸廿五斤 長三尺五寸

同四匁五分

松浦隆信

元和七年雜載



横田角左衛門

- 一 しゃうくひ壹間 よこ二尺五寸 同三匁六分
- 一 大とんす三たん よこ壹尺六寸 同貳匁
- 一 あかささや五たん よこ壹尺六寸 同貳匁
- 一 なみのとんす五たん よこ壹尺二寸 同貳匁三分

横田角左衛門殿

- 一 白糸十斤入 よこ壹尺七寸 同三匁五分
- 一 しゃうくひ貳間 よこ貳尺五寸 同四匁
- 一 こせう廿五斤 よこ二尺五寸 同三匁五分
- 一 ちう五たん入 よこ一尺六寸 同貳匁
- 一 丁子廿五斤たい よこ一尺六寸 同貳匁
- 同次左衛門殿おんいさま、大炊様御内
- 一 ちう貳たん入 よこ一尺七寸 同八分
- 向井將監しゃうけん殿 忠勝
- 一 白糸十斤 よこ一尺七寸 同三匁五分

横田次左衛門

向井忠勝

向井正綱

寺田與左衛門

- 一 かいき五たん よこ二尺 同二匁三分
- 一 丁子廿五斤 よこ壹尺六寸 同貳匁
- 同兵庫殿 ひやうこ(正綱)
- 一 かいき五たん よこ壹尺貳寸 同壹匁三分
- 一 こせう廿五斤 よこ壹尺六寸 同貳匁
- 一 ちりめん三たん よこ七寸 同八分
- しゃうけん殿御取次
- 一 かいき貳たん 同 同七分
- 大炊様へ 正月ノ御禮のためこしらひ置候
- 大とんす貳たんのたい貳つ (マ) 壹匁三分
- 同御内寺田與左衛門殿こ
- 一 白糸十斤入 よこ壹尺七寸 同三匁五分
- 一 かいき五たん よこ二尺 同貳匁三分
- 一 杉原十束入源太郎様へ よこ壹尺二寸 同三匁三分



一同十束入角左衛門殿へ同 同三匁三分  
 一同五束惣兵衛殿 同壹匁六分  
 合百卅五匁四分

人足費用

人足ノ覺

一松源太郎様御禮ノ時 人足 錢百文  
 一酒井雅樂頭様へ 同五人 同三百五十文  
 一土井大炊様へ 同十人 同三百五十文  
 一本多上野介様 同八人 同二百五十文  
 一横田角左衛門殿へ 同三人 同百文  
 一御城様へ(秀忠) 同三十四人 同貫三百廿文  
 一大納言様へ 同十四人 同四百六十六文  
 一町奉行治兵衛様へ 同四人 同貳百文  
 一肥前守様やしきへ 兩人 同百文  
 一井上主計殿いのうへかすへ 同兩人 同百六十文

一酒井備後殿さかいひんじ

同兩人

同百文

○本文書、年號ヲ缺クモ、便宜茲ニ掲記ス、尙、墨附六丁ノ順序ニ疑アリ、

〔リチャルド・コックス日記〕（歐文材料第一號譯文）

一六二一年二月十二日〔正月一日〕○新曆二十一日ニシテ、元和七年正月一日ニ當ル、余は支那頭人アンドレア・李  
 且に贈物をなしたり、本日は彼等の新年に當るを以て、年賀の贈物なり、即ち、

權六殿(長谷川藤正)より余に贈りたる絹製の日本人の著物一著

彼の長女の爲めに、赤き絹(縮緬)のケレミス織一反

彼の末女の爲めに、緞子の著物一著

彼自身に、スペイン酒一罈

西班牙酒  
 二官へノ贈物  
 こつくす支那貿易ヲ希望ス

胴服

余は更に彼の近親二官に、權六より余に贈られたる絹の著物一著を贈りたり、これらの贈物は、彼と交友を保持せんが爲めに贈りしものなり、この二官は、支那貿易に従事し居るを以て、我等は支那に交易の路を開かん事を希望す、  
 又我が商館の使用人等、即ち、通譯ジョン、通譯トメ、通譯コア、ジョン、料理人八右衛門及び三次郎竝に門衛名ヲ、各絹製外衣即ちドーボク(胴服)を與へたり、



ういりあむ  
いんとんじ  
よんおすて  
るういつく  
商館長ヲ猜  
フ  
やこぶすべ  
つくす

英蘭兩國商  
館松浦隆信  
等ヘノ贈物  
ヲ定ム

松浦家ヘノ  
贈物

余はリチャルド・ハドソンを派して、曩に余が本月十日○新曆二月二十日ニシテ、元和六年閏十二月二十九日ニ當ル、附を以て、バンタムの理事に宛てて認め、スコットランド人ジェームス・リッテルに托したる書翰を取戻さしめたり、その書翰を受取るや、余は直に之を(ウイリアム)イートン君とジョン・オステルウィックとに示したり、彼等にとりて不都合なる事を書送りたるものと彼等が疑へる様子を、その表情に認めたるを以てなり、余はかゝる事を爲したるにあらず、たゞキャプテン・スペックスが獨斷にて事を行ひ、我等に諮る事無き旨を記したるに過ぎざりしなり、余がその書翰をジョン・オステルウィックに示すや、彼は直にオランダ商館に赴きたり、余は彼がオランダ人と會談せるを認め、余がキャプテン・スペックスに就きて記したる所を、彼等に告げしものと推察せり、是、余が室内に入りし時、彼が赤面せし故を以てなり、イートン君は余と同行して(平戸和蘭商館長)キャプテン・レオナルドと談合し、明日(松浦隆信)トノに贈るべき品と、又その贈物を折半して彼が余と同行すべき事とを決定せり、是、彼が首席裁判官タカモン殿に對しても、同様の贈物を爲す事を適當と考へ居るを以てなり、○コノ時、松浦隆信、江戸くす日記一六二一年一月四日ノ條ニ見ユ、二月十三日(正月二日)○新曆二十三日ニシテ、元和七年正月二日ニ當ル、我等はオランダ人と共に(松浦主殿助信辰)主殿様を訪れ、

年賀の詞を述べたり、次の如き贈物を持參せり、

- 日本酒 二樽 (イギリス人)我等より、
  - 大魚 二尾
  - 火酒 一罈
  - スペイン酒 一罈
  - 揚煎餅 一鉢
  - マンジ・ロイヤル 一鉢
  - 又タカモン殿に贈りたるものは、次の如し、
  - 日本酒 二樽
  - 大魚 二尾
  - 火酒 一罈
  - スペイン酒 一罈
- 總て雙方の名にて贈れり、

更に我等は、他の人々にも贈物を爲したり、即ち、(松浦豊後守信實)豊後様、大炊殿、その父大村主膳殿、(佐川主馬介信利)主馬殿の子セスケ殿、及び三五郎様に各酒二樽、魚二尾、總てイギリス人より贈りしなり、

まんじろい  
やる  
たかもん殿  
ヘノ贈物

松浦氏家臣  
ヘノ贈物



薩摩ノウカ  
なかも  
南惣右衛門

和蘭ノ船内  
らんく船内  
ヲ出帆シ  
ヤカトラニ  
向フ

長谷川藤正  
鉛ノ賣價ヲ  
問フ  
鉛ノ價格ハ  
江戸幕府ノ  
定ムル所

又我等は近隣の人々より贈物を受けたり、

二月十四日〔正月三日〕○新曆二十四日ニシテ、元和七年正月三日ニ當ル、我等は次の贈物を爲したり、薩摩のウカ

ナ・カメ、〔南惣右衛門、松浦氏家臣〕ミネマ・ソーエモン殿、王の從者ギエモン殿、王の從者カケモン殿、海の奉行レゼア

モン殿、その弟シエロエモン殿、及びヤシモン殿に、各酒二樽、大魚二尾を贈りたり、

又我等は贈物を受けたり、

二月十五日〔正月四日〕○新曆二十五日ニシテ、元和七年正月四日ニ當ル、我等は次の贈物を爲したり、即ち大炊殿

の子チョウザモン殿、庭園の奉行トビオエ殿〔及びその他の人々〕に〔酒と魚とを〕贈りたり、〔肥前松浦郡〕

二月十六日〔正月五日〕○新曆二十六日ニシテ、元和七年正月五日ニ當ル、オランダのジャンク船は、今朝河内碇泊

所を出帆し、ジャカトラ若しくはバンタムに向ひたり、神よ、同船に多幸なる航海を與へ給はん事を、

夜に入りて、權六殿は使者を派して、我等が手持の鉛を百斤に付き四十五匁にて手放すや否やを訊ねたり、彼が都に向け夜半出發せんと決したるを以てなり、

余はオランダ人も同じく爲せるが如く之に答へて、我等は鉛を百斤五十匁以下にては賣る事能はず、その價格は皇帝によりて決定せられたるものなりと述べたり、その後に至り

英蘭兩國商  
館ト長谷川  
藤正トノ鉛  
ニ關スル交  
渉決裂ス

藤正長崎ヲ  
發シ京都ニ  
赴ク  
木材購入ノ  
契約

て、夜中、主殿様より、明朝、鉛の價格につきて交渉する爲め、彼の許に出頭すべく、權六殿もその席に臨むべき旨を傳へ來れり、

二月十七日〔正月六日〕○新曆二十七日ニシテ、元和七年正月六日ニ當ル、主殿様は再び使者を余の許に派して、鉛の價格の件に關し、出頭せん事を求めたり、余はオランダ人の許に使を派して、彼等の出頭すべき時刻を問合せたり、然るにキャプテン・スペックはイギリス商館に來りて、曩に權六が彼の許に使者を派して、彼に向ひて、我等が鉛の價格を百斤四十五匁に決定する事に同意せしや否やを訊ねたる由を述べたり、彼は之に答へて、若し權六が我等に支拂ふべき現金の用意あるならば、我等と相談すべしと述べし由なり、之に對して權六は、若し我等が價格を決定するならば、彼は二、三箇月以内に長崎若しくは都より金子を取寄する事に、最善の努力を盡すべしと答へたり、キャプテン・スペックが之を拒絶せし爲め、茲に於て交渉は決裂せり、而して權六殿は都に向け出發せり、而して主殿様より我等がその許に出頭するに及ばずと言ひ來れり、

二月十八日〔正月七日〕○新曆二十八日ニシテ、元和七年正月七日ニ當ル、我等は本日、次の件に就きて、材木屋セーザモン殿と契約を結びたり、



長さ十四間、周圍太き端にて一間半、直徑細き端にて十八寸なる大柱四本、一本に付き丁銀一貫五百匁  
 小柱六本、即ち、  
 六貫〇〇〇匁

長さ十一間のもの二本 孰れも太さは同一なり、即ち周圍太き端にて一間、直徑細き端にて十一寸なり、一本に付き丁銀五百匁  
 三〇〇〇

更に、覆板一千枚、長さ三間、幅十二日本寸、但し厚さ四分の三寸、一枚に付き丁銀三匁三分  
 三三〇〇

更に、堅き材〔即ち檜〕の角材〔即ちカキ〕五十本、長さ三間半、幅四面共に六日本寸、一本に付き丁銀七匁  
 三五〇

更に、同じく堅き材の細き角材五十本、長さ各三間、幅五寸四方、一本に付き丁銀五匁  
 二五〇

今後五六箇月以内に拂渡すべき額、總計 一一九〇〇

二月十九日〔正月八日〕 ○新曆三月一日ニシテ、元ノ價格ニ關シテ長谷川藤正等ニ使者

たかもん火  
 薬ト火繩ヲ  
 商フ者ヲ英  
 吉利商館ニ  
 派ス

火薬方ばう  
 る

瓦購入ノ契  
 約

墓地ノ測量

ヲ派スルコトニカ、ル、元和  
 六年七月六日ノ條ニ收ム、

二月二十日〔正月九日〕 ○新曆三月二日ニシテ、元タカモン殿は、余の許に使を派し、彼の手  
 より、我等に火薬と火繩とを供給する事を許すべく要望せり、必ずや他の何人が供給する  
 値にも劣らず廉價に、又品質もそれに劣る事無きものをその顧客に供給致すべく、我等の  
 近隣の人々と、彼の祕書とは孰れも彼の顧客なりとの由なり、余は之に答へていへり、閣  
 下の要求は理に適へり、されば余の満足する所なり、然れどもその各の分量を知る爲めに  
 は、我が船隊の到着するを待たざるべからずと、而して火薬に就きては、余は長崎に在る  
 我等の火薬方パウル殿をして、その製品を監視せしめん事を求めたり、使者の語る所によ  
 れば、タカモン殿は、以前に詐欺を行ひし事あるものの如し ○下略、いぎりす人ういりあむ、  
 こっくすヲ訪フコトニカ、ル、元  
 和六年四月二十四日ノ條ニ收ム、  
 二月二十一日〔正月十日〕 ○新曆三月三日ニシテ、元余は瓦師ウケセ殿と、我等の新築倉庫  
 その他の建物に用ふる瓦を、彼是あらゆる種類のものを取混ぜて一千枚、二十三匁にて製  
 造する事を約定せり、  
 二月二十二日〔正月十一日〕 ○新曆三月四日ニシテ、元我等は埋葬地に赴き測量を爲せり、



佐川信利京  
都ヨリ歸ル  
こつくす蘭  
人ト共ニ佐  
川信利ヲ訪  
フ  
甘キ麵麩

盜賊まん速  
捕セラレ  
末次平藏

編絲細工

船大工やえ  
もん

元和七年雜載

十三間四方を許されたり、

又主馬殿は、都より歸り來れり、その地へ彼は曩に國王(松浦隆信)に隨ひて至りしなり、

二月二十三日〔正月十二日〕○新曆三月五日ニシテ、元和七年正月十二日ニ當ル、我等はオランダ人と共に、主馬殿を訪問せり、贈物として、火酒、スペイン酒、各一罎、甘き麵麩大箱(即ち一バンデハ、○スペインノ義)を持參せり、オランダ人はスペイン酒二罎、火酒一罎を贈與せり、彼は快く之を受け、やがて我等の許に、酒二樽、鮭一尾を届けたり、

二月二十四日〔正月十三日〕○新曆三月六日ニシテ、元和七年正月十三日ニ當ル、元ヨシエモン殿と火藥方の下僕とは、長崎より盜賊(元英吉利商館奴隸)マンを連行し來れり、平藏殿(末次政直、長谷川藤正秘書)、スキダエン殿、イチエモン殿、及び火藥方パウ(長谷川藤正秘書)ル殿の書翰四通を持參せり、

二月二十五日〔正月十四日〕○新曆三月七日ニシテ、元和七年正月十四日ニ當ル、余は昨日受取りたる書翰に答へて、長崎に送るべき四通の書翰を認め、盜賊發見の爲めに執りたる彼等の勞を謝したり、又余は編絲細工を作る爲め、一本數尋の長さの絹紐十二本を買入れたり、丁銀にて十二匁を支拂ひたり、

二月二十六日〔正月十五日〕○新曆三月八日ニシテ、元和七年正月十五日ニ當ル、本日、我等は船匠の頭領(百筆本、ヤエモン)ヤセモン殿

墓地修復工  
事ノ契約

ばうるノ父  
よしえもん

こつくす波  
止場ヲ築カ  
ンコトヲ請

二四二

と、材木を日本曆四月末日迄に渡すべき事に同意せり、

又埋葬地の地所の奉行なるトレビオエ殿と、埋葬地の周圍十三間四方に、丁銀八百匁にて石垣を作る事、若し費用増大する場合は、超過せる分を、その比率に應じて支拂ふべき事を約定せり、

本日、黒色、ベイ羅紗二間を切取り、一をバウルの父ヨシエモン殿に、一を火藥方なるパウロ殿に與へたり、彼等が盜賊マンを發見し、之を長崎より連れ來りし勞を謝し、又その他の以前の盡力に酬いんが爲めなり、○下略、長谷川藤正、かびたん、もろニ朱印狀ヲ與フル、トノ風説ノコトニカ、ル、九月二十三日ノ條ニ收ム、二月二十七日〔正月十六日〕○新曆三月九日ニシテ、元和七年正月十六日ニ當ル、主馬殿は、余の許に鹿の肩肉を贈り來れり、之と同時に、彼は、我等の家々に隣接して二軒の家屋を増設し、又波止場即ち橋を海上に三間擴張せんとの我等の要求に就きて、主殿様と共に協議せし旨を傳言せり、彼は此等の事が許可せらるべしとの考なりき、その後程無く、主殿様より主馬殿との同一の協議につきて傳へ來れり、又余は埋葬地の奉行トレビオエ殿に、丁銀五百匁を支拂ひたり、昨日約定せし價格にて、石垣を建造する爲めの内金なり、

元和七年雜載

二四三



通譯こあじ  
よんノ子息  
こつくす倉  
庫ノ建築ニ  
著手ス

我等の通譯コア・ジョンは本日男子を儲けたり、  
二月二十八日〔正月十七日〕○新曆三月十日ニシテ、元和七年正月十七日ニ當ル、本日、我等は西側の倉庫の建築に著  
手し、古き建物を毀ち、その跡を取片付け、石垣を築く場所を作る爲めに人夫を備ひたり、  
三月一日〔正月十八日〕○新曆十一月十一日ニシテ、元和七年正月十八日ニ當ル、  
ナルドとは、我等が宮廷（江戸）に贈るべき書翰を閲讀する爲めに、イギリス商館に來れり、  
三月二日〔正月十九日〕○新曆十二月十二日ニシテ、元和七年正月十九日ニ當ル、余は通譯コア・ジョンに、その子息の祝儀  
として、丁銀一枚と、シンゲ二樽とを贈與せり、

こつくす日  
本人奴隷ヲ  
釋放ス

家屋代

余は（日本婦人）マティンガの奴隷オットー（歌女）を釋放せり、彼女は其の抱主の悪事を暴露し、又三人の證  
人も之を明證せし如く、彼女が六、七人の人々に密通したることを發きたるを以てなり、  
三月三日〔正月二十日〕○新曆十一月十三日ニシテ、元和七年正月二十日ニ當ル、余は北隣のザザブラ殿に、その家屋の代  
金として、丁銀八貫目を支拂ひたり、その中五貫四百匁は、このザザブラ殿に交付せられ  
たる支那人家屋の代金として、クシクロン殿に支拂はるべきものにして、  
五四〇〇分

又二貫六百匁はザザブラ自身に支拂はるべきものなり

二二六〇〇

計

八〇〇〇〇自筆本ニヨ  
リ是ヲ補入ス、

三月四日〔正月二十一日〕○新曆十一月十四日ニシテ、元和七年正月二十一日ニ當ル、我等は、本日、小舟八隻分の石材を將來  
せしめたり、

支那頭人本  
年ハ臺灣ニ  
渡航セズ

英吉利種ノ  
豚

又余は長崎より四通の書翰を受取りたり、即ち、二通は支那頭人アンドレア・李旦のもの  
にして、彼は、虚言者の報道する如く、本年高砂（臺灣）の島に赴く意志を有すること無しと記し  
たり、一通はハルナンド・シメネスより、同様の意を報じたるものにして、他の一通はパス  
クアル・ボニタより來りしものなり、○下略、ぼるとがる使節、江戸ニ赴クコ  
トニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、  
三月五日〔正月二十二日〕○新曆十一月十五日ニシテ、元和七年正月二十二日ニ當ル、余はイギリス種の仔豚二頭と牝豚二  
頭とを、主殿様とオランダ人とに、各二頭宛贈與せり、

三月六日〔正月二十三日〕○新曆十一月十六日ニシテ、元和七年正月二十三日ニ當ル、大炊殿は、イギリス商館に來り、主馬殿  
が滞留するは、たゞタカモン殿が家屋と海邊の波止場との兩者に對する我等の要求に就  
き終結を齎す事を待つ爲めに外ならずと語り、されば余は通譯トメ殿を、四リーゲ距り  
たるタカモン殿の許に派して、閣下にかの件を速かに處置せられたしと望まされたり、時  
日經過すれば、間も無く當地に船隊到着すべく、その時に臨みては、我等は如何とも爲す

船隊歸著近  
シ



能はざるを以てなり、

三月七日〔正月二十四日〕○新曆十七日ニシテ、元和七年正月二十四日ニ當ル、我等は小舟二十八隻分の石材を受取りたり、

又我等の通譯トメ殿は、タカモン殿の許より歸り來りて、回答を齎したり、若し我等が一方の家屋を八百匁にて入手するならば、彼は我等が他をも同一の價格にて求むるより他なきものと信ずる由なり、又波止場に就きては、彼が我等に之を許す意なれば、我等は主馬殿に宛て、之に關する書翰を認めて人を派すべしとの考なり、彼自から自己の邸宅をその地方に建築するに忙しく、我等の通譯の目撃せし所によれば、二百人餘の人夫を使役中にして、彼自身は引退して地方に住み、萬事を庶政執行人たるべき主馬殿に委ぬべしと推察せらるゝを以てなりとなせり、タカモン殿は、余に書翰を認めて、我等が家屋をも又波止場をも、入手する事に同意する旨を傳へたり、

三月八日〔正月二十五日〕○新曆十八日ニシテ、元和七年正月二十五日ニ當ル、タカモン殿よりの回答に基き、余は主馬殿に書翰を認め、我等が家屋と波止場とを所有する事に同意せざる者はたゞ彼ののみなりといへり、

たかもん新  
邸ヲ營ム

和蘭人英吉  
利商館ノ波  
止場築造ニ  
反對ス

いとん長  
崎ニ赴ク

こつくす臺  
灣及ビ主に

本日、人夫百四十六人、大工十一人來れり、小舟十八隻分の石材を受取りたり、

主馬殿は我等の通譯を招きて、彼も亦他の人々と同様に、我等が家屋と波止場とを所有する事に同意する旨を語りたり、されど未だその言葉以外には、何等與へられざるなり、余の看るところによれば、オランダ人は、我等の海上にかくの如く築造を爲す事を適當ならざると主張せしなり、而も彼等の行ひし所は、遙に之に過ぎたるものあり、されど彼等は、この事に關係せる事を覺らるゝを欲せず、たゞキャプテン・レオナルド(カンパス)が、余に語りたる所によれば、灣の縁邊を建造物にて満たさば、ジャンク船、小さき船舶等を修理する爲めに、陸揚する場所に事闕くべしとの由なり、されど余が彼に語りし如く、その場所は他に充分存在すべし、

(ウィリアム)イトン君は、本日長崎に向けて出發せり、余は彼に托して、マニラの我が船隊に送付すべき報告書三通を送りたり、孰れも口語體にて認めたるものなり、一通はエマヌエル・ロドリゴスのジャンク船にて送るべきものにして、他の二通は、カガヤン及びパンガシナンに向ふ支那頭人のジャンク船にて送るべきものなり、

又余は彼に托して、先月十八日○新曆二月二十八日ニシテ、元和七年正月七日ニ當ル、附の紹介狀即ち渡航證明書五



らへノ渡海  
證明書ヲ支  
那頭人等ニ  
與フ

元和七年雜載

二四八

通を支那頭人に送たりたり、内三通は高砂即ち(臺灣)フェルモサ島に赴くものにして、他の二通は、既に述べし如く、マニラに赴くものなり、又余は長崎に宛てて、次の數通の書翰を認めたり、

エマヌエル・ロドリゴス宛 一通

アルヴァロ・ゴンサルベス宛 一通 スペイン語にて

ハルナンド・シメネス宛 一通

伊丹ミゲル殿宛 一通

バスクアル・ボニタ宛 一通 日本語にて

支那頭人宛 一通

ぼすくある  
ほにた

本日我等は小舟十八隻分の平石を受取りたり、

三月九日〔正月二十六日〕○新曆十九日ニシテ、元和七年正月二十六日ニ當ル、本日、大工十五人半、人夫百二十五人來りて、終日働きたり、

三月十日〔正月二十七日〕○新曆二十日ニシテ、元和七年正月二十七日ニ當ル、本日、大工十九人、人夫百十八人來れり、

オランダ人は、本日歌舞妓を呼び、余とオス(シヨン)テルウィック君とを招待して、演戲に興じたり、

歌舞妓

こつくす伊  
丹みやげの  
じやんげん  
ルニテ渡航  
ニ至ラザル  
コトラ惣憑  
ス

波止場ノ間  
數

我等は小舟三隻分の平石を受取りたり、

三月十一日〔正月二十八日〕○新曆二十一日ニシテ、元和七年正月二十八日ニ當ル、余は長崎の伊丹ミゲル殿に宛て、

彼のジャンク船にて渡航するクジェロー殿の利を計りて、他の書翰を認めたり、而して彼に望むに、彼が必ず余の御朱印に指定せられたる地に赴き、決して他の地に赴くこと無かるべきを以てせり、又余はイートン君にも、同様の趣旨にて他の書翰を認め、クジェロー殿のために書翰を認むべき事、竝に彼が邂逅すべき最初のイギリス船若しくはオランダ船に、同封せし余の書翰を手渡すべき事を求めたり、その書翰の趣旨は、若し伊丹ミゲル殿が(澳門)アマカンに渡航し、またポルトガル人の貨物を積載するならば、之を捕へて日本に連れ來り、その後理由を述べしといふにあり、

三月十二日〔正月二十九日〕○新曆二十二日ニシテ、元和七年正月二十九日ニ當ル、主馬殿とタカモン殿とは、各使者を余の許に派し、海上に向けて、波止場を築造する件を一任する事に決したるが、二間を過ぐべからずと告げしめたり、之に對して、余は回答して曰く、若し三間に非ざれば、承引する事能はず、寧ろ現状を維持すべく、又家屋を取毀ちて、二貫目乃至三貫目の金子を無

元和七年雜載

二四九



和蘭人ト英吉利人トノ不和

支那頭人の子あうぐすていん

馱に費消する事を欲せずと、而して余は直ちに通譯を派して、彼等に告げしめて曰く、若し彼等が六間を許可するならば、港の爲めに、遙に得策なるべきを保證す、乞ふ、幸に余の言を察せられよと、されど余は、これが不誠實なるオランダ人の、我等を貶黜せんが爲めに悪意を以て助言せし所なる事を察知せり、その事は、時日の経過に従ひて判明するに至るべし、

余は、支那頭人アンドレア・李且より、一通の書翰を受取りたり、その内容は、彼の子息アウグスティンのものと同一にして、即ちその子息と二官とを渡航せしめんとする意なり、又本日は、百三十人の人夫と、十八人の大工と、竹職一人終日働けり、

三月十三日(二月一日)○新曆二十三日ニシテ、元  
和七年二月一日ニ當ル、タカモン殿は我等の通譯を呼ばしめて、彼に告げて曰く、彼は友人として、海上に波止場を築造する件に就きて、我等の要求する三間を許可すべき事に盡力せしが、彼と彼の住む街の人々が總て、我等の側に荷擔せしにも拘らず、他の人々は之に反對せり、されば若し余が自筆にて、國王の歸還を待ちて、その審判を仰がんとする旨の書面を認むるならば、彼は之を渡すべしと、余は之を實行せり、三月十四日(二月二日)○新曆二十四日ニシテ、元  
和七年二月二日ニ當ル、本日、十八人の大工と百六十人の人夫と

來りて、終日働けり、瓦師三人半日、又竹職一人終日働けり、而して小舟八隻分の平石を受取りたり、

眼鏡

材木ノ取引

又余は、オステルウィック君の手より、眼鏡の箱を受取りたり、その中には十七ダースと三箇の眼鏡を收めたり、

本日は以下の材木と板とに就きて、ヤシモン殿と取引を行ひたり、二箇月以内に引渡すべきものなり、即ち、

小板千五百枚、即ち	貫	三〇〇	分
タラキ即ち樺一千本		三五七	〇
ヌキ即ち貫一千本		二五〇	〇
引物 ファイカモン即ち梁二十本		二六〇	〇
丸木 マラキ即ち圓材五百本		一六〇	〇
計	一	一三二七	〇

三月十五日(二月三日)○新曆二十五日ニシテ、元  
和七年二月三日ニ當ル、大工十五人、人夫九十三人、竹職一人、瓦師一人來れり、但し、人夫四十三人は終日、又四十人は一日に付き銀四分の割なり、又我等は



伊丹みづの  
こつくす  
證狀ヲ得テ  
航海セント  
欲ス

和蘭商館長  
れおなるど  
かんとぶる  
崎ニ赴ク

こつくす伊  
丹みづるニ

本日小舟十隻分の平石を受取りたり、  
又伊丹ミゲル殿は、酒二樽と鯛の束とを送り來りて、海上に於いてイギリス船若しくはオランダ船と邂逅する事あるべきを以て、彼に渡航證明書若しくは紹介狀を送らん事を求めたり、

三月十六日(二月四日)○新曆二十六日ニシテ、元余は平戸のシュシロー殿に賣却したる商品の代價二百九十八匁四分を丁銀にて受取りたり、

本日、大工十八人、人夫百六十七人、左官一人、瓦師三人、及び竹職一人來れり、

又本日、十九隻分の石材を受取りたり、

三月十七日(二月五日)○新曆二十七日ニシテ、元大工十四人、人夫百九十人、左官一人、及び竹職一人來れり、

キャプテン・レオナルド・カンプスは、サー・マティアスとジャコブ・スウエイジャーと共に、

長崎に赴きたり、マティアスとスウエイジャーとが、日本ジャンク船にて、交趾支那に渡航する爲めなり、

余は長崎に向け、三通の書翰を認めたり、一通は、伊丹ミゲル殿の爲めに渡航證明書を同

異國渡海朱  
印狀ヲ貸與  
セントス

松浦氏奉行  
人英吉利人  
波止場築造  
ヲ制限ス

和蘭人ノ波  
止場

こつくす絹  
ヲ野ノ商人  
平野藤左衛  
門ニ賣却ス

封せる書翰にして、イートン君に宛てたるものなり、若し同人がジャンク船をして、交趾支那に向はしむべく、アマコンに向はしむる事無きを保證せば、之を與ふべきものとす、  
三月十八日(二月六日)○新曆二十八日ニシテ、元本日大工九人半、人夫百五十五人、竹職一人來れり、又舟五隻分の平石を受取りたり、  
又我等の波止場即ち突堤を擴張する件に就き、海上に三間伸長すべき許可を我等に與ふる事を、主馬殿とタカモン殿とは、日一日と遷延し來りしが、是迄に約束せしに拘らず、今に至りて、彼等は之を短縮すべしといひ來れり、之に對して、余は、兩人に宛て、一通の書翰を認め、余は、彼等が、オランダ人には五倍に及ぶ長さを許したる事、更に之に加ふるにオランダ人の取毀つべき事を要求せし家屋全ての容認を以てせし事、而してイギリス人の要求せしところに就きては、國王が出發に際して、我等の求むる所は悉く之を容るべしといへる約言に反して、之を縮少せしめたる事を知れり、されば今となりては、たゞ彼等が約言せし所を我等に與ふるか否か、その回答を待つのみにて足れりと言へり、

我等は、各種の絹を、堺の藤左衛門殿に、三十五貫七百五十二匁五分にて賣却せり、

三月十九日(二月七日)○新曆二十九日ニシテ、元大工十六人、人夫百六十一人、左官一人、及



び竹職一人來りて、終日働けり、小舟十隻分の丸石を受取りたり、

三月二十日二月八日○新曆三月十日ニシテ、元和七年二月八日ニ當ル、大工二十八人、人夫百四十七人、左官二人、竹職一人來り、

三月二十一日二月九日○新曆三月十一日ニシテ、元和七年二月九日ニ當ル、本日、人夫十四人來りて、白石灰を篩ひ、之を他のものと混じて、作り上げたり、

我等は藤左衛門殿と、他の商人等とを食事に招待し、彼等が入浴を所望せるによりて、彼等の爲めに、風呂を沸かしたり、而して我等は、日本カタンゲ（氣質）即ち日本風に踊子を呼ばしめたり、

三月二十二日二月十日○新曆四月一日ニシテ、元和七年二月十日ニ當ル、余は長崎に宛て、日本文の書翰三通を認めたり、即ち、伊丹ミゲル殿宛一通、支那頭人アンドレア・李且宛一通、權六の祕書スキダイエン殿宛一通、權六に對しては、伊丹屋のジャンク船が、交趾支那に赴くべき保證を與へざる間は、出航せしめざる事を希望し、伊丹ミゲル殿に對しては、その事の實行せらるゝか否かを見届くるやう警告せり、彼は皇帝の前に、責任を有する人なるを以てなり、又支那頭人に對しても、その實行せらるゝ事を見届くべく求めたり、彼は余に對して、證人

こつくす商  
人等ヲ晩餐  
ニ招ク

たるを以てなり、

本日、大工三十人、人夫百一人、左官二人、瓦師三人來りて、終日働きたり、我等は本日、瓦五百枚を受取りたり、即ち端の圓きもの三百枚、端の尖れるもの二百枚、又小舟五隻分の圓石を受取りたり、

三月二十三日二月十一日○新曆四月二日ニシテ、元和七年二月十一日ニ當ル、本日、大工三十一人、人夫百四十七人、瓦師三人、左官二人來りて、終日働きたり、

主馬殿は、余の許に人を派し、家屋建築、船舶、乃至食糧の準備品は、必ず平戸の日本人より之を購入すべく、他の日本人と取引し、又彼等より何物をも購入すべからずと命じたり、余は同人に答へて、余は平戸なりとも、長崎なりとも、又都なりとも、余が最も低廉なりと認むる地にて、購入する事を望むが故に、その件を容赦せられたし、但し現在迄、余は總てを平戸にて購入し來り、若し平戸の人々が、他と同様良質の品を、低廉に供給するならば、今後も彼等より購入すべき所存なりといへり、彼は之に對して、回答を寄せ、この事に意を注ぐべき旨を述べ、而も尙余に、平戸の人々より外に、何人よりも購入せずとの約束を爲さん事を求め、然らざれば、彼は大工、人夫等に命じて、この後は一切我等の仕事に参加

松浦氏奉行  
人英吉利商  
館ノ必要品  
ハ平戸ニテ  
之ヲ購入セ  
ムコトヲ求  
ム



こつくす之ヲ拒絶ス

波止場ノ工事頓挫ス

元和七年雜載

二五六

する事を禁ずべしといへり、されば余は、之に答へて、彼が余に對して執らんと欲する處置は、皇帝竝にその委員會が我が國民に賦與したる特權に違背するものなれば、この事に就きて、彼は擅に行動すべきなりといへり、斯くて彼は直に大工を始め、他の總ての人夫に命じて、勞働に従事する事を禁じたり、茲に於て、我等の作業は、一旦頓挫するに至れり、本日、樋に用ふる瓦六十二枚を受取りたり、

三月二十四日〔二月十二日〕○新曆四月三日ニシテ、元和七年二月十二日ニ當ル、余は通譯をタカモン殿の許に派し、彼が我等の事業を停止し、繼續せしめざるやう命じたるか否かを知らしめたり、されど彼は、その事が主馬殿（佐川信利）の所管に屬し、彼の與り知る所に非ず、彼は之に毫も關與せざりきと傳言せしめたり、されば、その後、余はキャプテン・スベックの許に人を派して、余と共に、主馬殿の許に赴き、果して彼が我等の勞役を停止せしめたるか否かを知らんが爲め、之と會談すべしと傳へしめたり、されど主馬殿は我等に傳言せしめ、彼は訴訟事務の爲めに多忙なりとして、我等が夜に入りて赴くべき事を求めたり、その間にキャプテン・スベックは、彼の高慢を宥和すべく彼に書翰を送りたり、

波止場ノ件妥結ス

三月二十五日〔二月十三日〕○新曆四月四日ニシテ、元和七年二月十三日ニ當ル、我等は、本日、波止場を海中に築く事

墓地修復工事用ノ材木

に満足なる解決を得たり、されど主馬殿は、その職務にて我等の門前を通過するに際して、馬より降り、余が彼に對して怒れる事を遺憾とする旨を語りたり、余は之に答へて、余は閣下が余に對して怒れる事を遺憾とす、余は能ふ限りの奉仕を閣下の爲めに致すべき用意有りと述べたり、かくて彼は歸りたり、されどタカモン殿より傳へ來りし所によれば、我等に反對せしは、彼とその他の人々なりし由なり、主馬殿は、その事を國王（松浦隆信）の歸還する迄延期し、發表する事無きを望みたりといふ、

我等は埋葬地の爲めに、次の材木をタイモン殿より受取りたり、

- マロキ即ち圓材一匁に付き二本 一二二本
- カキ即ち角材一本に付き一匁 六二本
- 長さ一間の板一匁に付き五枚 一一〇枚
- 種（種）タラキ一匁に付き十二本半 一七〇本
- 扉用大マロキ一本に付き八匁 四本
- 扉用大カキ三匁半 一本
- 扉用二重カキ四匁 一本

元和七年雜載

二五七



三月二十六日〔二月十四日〕○新曆四月五日ニシテ、元和七年二月十四日ニ當ル、大工十五人、人夫百三十四人、瓦師五人、左官二人來りて、終日働きたり、

我等は昨日、タエモン殿より、材木を受取りたり、ヌキ即ち横木、倉庫用百二本、但し一匁に付きて四本、(奥)シエモト即ち小圓棒、倉庫用六百本、但し一匁に付き三十本なり、

又余は、歌舞妓に丁銀一枚を與へたり、我等の生絲を賣却する爲めに、(平野)藤左衛門殿その他の人々を招待せし夜に演戲せし報酬なり、

三月二十七日〔二月十五日〕○新曆四月六日ニシテ、元和七年二月十五日ニ當ル、本日、大工十五人、人夫百二十一人、瓦師五人、左官二人來りて、終日働けり、又本日、田平の瓦師より、瓦三百枚を受取りたり、

田平ノ瓦  
こつくす伊丹みげるニ異國渡海朱印狀ヲ貸與ス

又キャプテン・スペックと余とは、伊丹ミゲル殿に貸與せし御朱印の件に關して、長崎に宛て、三通の書翰を認めたり、一通は余自身の名に於て、(長谷川藤正秘書)首席裁判官スキダイエン殿に宛て、ミゲル殿がアマコンに赴く事無きやう命ぜられん事を請ひしものなり、一通はキャプテン・スペック、キャプテン・レオナルド・チャンプス及び余自身の名に於て、伊丹ミゲル殿

に宛て、同様の事を記したり、又一通は、我等三人の名に於て、スキダイエン殿に宛て、同様の事を記したり、

松浦信辰等  
壹岐ニ赴ク  
鷹狩

三月二十八日〔二月十六日〕○新曆四月七日ニシテ、元和七年二月十六日ニ當ル、家屋の工事に、大工九人、人夫九十七人、左官二人及び竹職一人來りて、終日働けり、

主馬殿、タカモン殿、その他の人々は、本日、主殿様を訪れる爲めに、(意州)イシユウに赴きたり、彼は鷹狩及び狩獵の爲めに、八日乃至十日以前に同地に赴きしなり、

三月二十九日〔二月十七日〕○新曆四月八日ニシテ、元和七年二月十七日ニ當ル、本日、家屋の工事に大工八人、人夫百二人、左官二人、竹職一人來りて、終日働けり、又埋葬地の工事に、大工三十人、人夫五十二人來れり、又我等は、本日、小舟二隻分の材木を受取りたり、大なるカキ(角)即ち角材百二十四本、大なるヌキ(貫)四十四本、これ等は共に倉庫用にして、又マラキ(丸木)三十八本、これは埋葬地用なり、

かんぶす平戸ニ歸著ス  
やんよーすてんノ持船

キャプテン・レオナルド・キャンパスは、長崎より歸り來れり、而して余に傳言して、イートン君が、今夜又は明日來館すべき事、總てのジャンク船が出帆せし事、竝にサー・マティヤスが(和蘭人ヤン・ヨーステン)ジャン・ヨーセンのジャンク船にて出發せし事を告げしめたり、

三月三十日〔二月十八日〕○新曆四月九日ニシテ、元和七年二月十八日ニ當ル、家屋の工事に、大工三十八人、人夫百三十二人、左官二人、半日働けり、又家屋の工事に、人夫八十二人半日、人夫五十人終日働けり、



而して埋葬地の工事に、大工十人、人夫四人、終日働けり、

三月三十一日〔二月十九日〕○新曆四月十日ニシテ、元和七年二月十九日ニ當ル、家屋の工事に、大工五十人、人夫三十

二人、埋葬地の工事に、大工七人、人夫四人來りて、終日働けり、

四月一日〔二月二十日〕○新曆十一月一日ニシテ、元和七年二月二十日ニ當ル、家屋の工事に、大工五十人、人夫二十人、埋

葬地の工事に、大工四人、人夫四人來りて、終日働けり、

(ウイリアム) イートン君は、今夜長崎より歸り來れり、

四月二日〔二月二十一日〕○新曆十二月一日ニシテ、元和七年二月二十一日ニ當ル、家屋の工事に、大工五十三人、人夫百七

十二人來り、左官一人半日、竹職一人半日、他は終日働けり、埋葬地の工事に、大工十二人、人夫十二人來れり、

イートン君より、余に宛てたる日本文の書翰數通を受取りたり、即ち、

イチエモン殿より受領書一通

クエモン殿より證書一通

イートン君によりて、交趾支那に送付せられたるキャプテン・チンパンの書翰の寫一通、

(テンベスト) ビーコック君並にセイヤー君により失はれたるものを能ふ限り回復し、その獲得し得る

いとん長崎ヨリ歸著ス

きやぶてんちんぱん

伊丹みげる  
澳門ニ寄港  
セザルコト  
ラ誓フ

五島盛利切  
腹ノ風説

こつくす日  
本人通譯こ

全額の内、一半は彼自身の所得とし、他は會社の所得となすべし、多少なりとも獲得するを得ば、全く無きに勝ればなり、と述べたり、

伊丹ミゲル殿より、水夫長なるジエモン、ソウデ・ギエモン、及び事務長即ち祕書シヨウビオエ殿に宛てたる日本文の書翰一通、同書には、彼等がその生命及び積荷にかけて、往路にも歸路にも、(澳門)アマコンに寄航せず、たゞ交趾支那に直行し、他の地に赴くべからざる事を定めたり、

傳ふる所によれば、(五島盛利)五島の王は皇帝の命により都に於て切腹せりとの事なり、その理由は、彼が王の血統なるその夫人を放逐し、(彼はかの婦人と婚する事によりて王と爲されたり)、代りに劣れる等級の婦人を娶りたるにあり、是は大方の報知なり、されど或者は傳へて、彼は未だ死せるに非ざるも、瀕死の危機に在り、事態は凡そ四乃至五年間かゝる状態に在ればなり、と言へり、

四月三日〔二月二十二日〕○新曆十二月十三日ニシテ、元和七年二月二十二日ニ當ル、家屋の工事に、大工七十人、人夫三十三人、竹職一人、又埋葬地の工事に、大工二人、人夫四人來れり、

余は通譯コア・ジョンの妻が新邸に移るに就き、丁銀一枚、酒一樽、甘き麵麩一箱を贈りた



あじよんノ  
子息ニ命名  
ス

松浦信辰等  
壹岐ヨリ歸  
ル  
たかもんこ  
つくすニ使  
ヲ派ス

り、彼女は、その子息を連れ來りて、余に命名せん事を求めしかば、余は之に父と同じくコ  
ア・ジョンの名を與へたり、

主殿様、タカモン殿、及び主馬殿は、遊山の爲めに赴きたる(壹州)イシウより歸り來れり、則ち余  
は通譯を派し、余の名に於て、その歸還を祝ひ、敬意を表せしめたり、然るにタカモン殿は  
〔通譯が彼と言葉を交すに先立ちて〕人を派して、余に歸還を報じ、全き友誼を示して、我等  
が彼を、主殿様その他何人に關してなりとも、何時にても利用せられよと述べたり、

四月四日〔二月二十三日〕○新曆十四日ニシテ、元和家屋と埋葬地との工事に、大工七十二  
人、人夫五十六人、竹職一人來れり、

四月六日〔二月二十五日〕○新曆十六日ニシテ、元和家屋の工事に、大工四十四人、人夫二十  
三人、及び竹職一人來れり、又埋葬地の工事に、人夫四人來れり、

我等は本日、材木を購入せり、即ち、(角)カキ三十七本、及び二重カキ五十三本にして、孰れも松  
材なり、

四月七日〔二月二十六日〕○新曆十七日ニシテ、元和家屋の工事に、大工四十六人、人夫二十  
三人、竹職一人、埋葬地の工事に、人夫三人來れり、

盜賊まん其  
罪狀ヲ自白  
ス

平戸ニ洪水  
起ルトノ流  
言

我等は監禁し置きし盜賊マンを鞭ちたり、彼は一年前歌舞妓を當所に招きし際に紛失し  
たる銀の Copp を盗みたる事を自白せり、又我等が長崎に赴きし際に、銀の把手付大杯を  
盗みたる事をも自白せり、而して彼の語りし所によれば、長崎にフリゲート船にて渡來せ  
しポルトガル人に賣却せし由なり、

四月八日〔二月二十七日〕○新曆十八日ニシテ、元和家屋の工事に、大工五十八人、人夫四十  
五人、埋葬地の工事に、人夫四人來れり、

僞豫言者、即ち邪教の僧ありて、平戸の島と町とは、本日總て水に蔽はるべしとの風説を  
爲せり、多くの人々はその事あるを疑ひ居りしが、遂にその虚言たる事明かとなれり、

四月九日〔二月二十八日〕○新曆十九日ニシテ、元和家屋の工事に、大工五十三人、人夫七十  
四人、左官一人、埋葬地の工事に、大工十一人、人夫四十三人來れり、

四月十一日〔二月三十日〕○新曆二十一日ニシテ、元和家屋の工事に、大工六十五人、人夫百二  
十二人及び左官二人來れり、

余は建築の件に關して、通譯ジョンに丁銀一貫目を渡したり、  
支那頭人平戸に歸り來りて、告げて曰く、支那に直行すべき二艘の小さきものを除きて、



松浦隆信河  
内ニ新町取  
立ヲ命ズ

元和七年雜載

二六四

他のジャンク船は悉く出帆せりと、傳ふる所によれば、國王は住民を收容する爲め、新しき家屋二百餘戸を建築すべき事を命じたる由にて、河内に於て、盛にその敷地を求め居れり、さればキャプテン・カンブスとイートン君とは、我等が國王より與へられたる地所の測量を監視する爲め同地に赴きたり、他の人々が、我等の地所と、オランダ人の地所との中間に挟まれたる十一間の地を得んとして、我等の地所を圍ひ込み始めたるを以てなり、

波止場ノ規  
模

又我等は、海中に築く波止場の幅を六間と爲す事に決したり、我等は長さ四十五間の地、オランダ人は四十間の地を有し、他に兩者の中間に十一間の地あり、我等は、之を我等に與へられん事を國王に求めんと熱望す、日本人等は、我等が波止場〔即ち防波堤〕を築くに、幾許の費用を要すべきかを評價する爲めに赴きしが、我等とオランダ人とに對して、これを八貫目と評價せり、

費用ノ見積

我等は、本日、田平より千五百九十一枚の瓦を受取りたり、即ち普通の幅の平たき瓦千二百十五枚、圓き瓦即ち窪みあるもの二百七十六枚、孰れも一枚に付きて二十八匁なり、

四月十三日〔三月二日〕○新曆二十三日ニシテ、元和七年三月二日ニ當ル、家屋の工事の爲めに、大工六十七人、人夫

はるなんど  
しめねす五  
島ヨリ平戸  
ニ歸ル

上巳節句

日本ノ基督  
教徒ハ日曜  
日ニモ労働  
ス

百三人來れり、本日、田平より瓦千六百六十枚を受取りたり、

本日ハルナンド・シメネス五島より平戸に歸り來れり、支那頭人のジャンク船にて航海せしが、娼婦の事にて、一支那人との間に争を生じ、毆打せられしを以て、その航海を止めしを以てなり、

四月十四日〔三月三日〕○新曆二十四日ニシテ、元和七年三月三日ニ當ル、本日はサン三月三日グアチサンチと呼ぶ異教徒の大祭の日なり、第三日第三日の謂にして、何人も労働する事を欲せず、異教徒は通常の迷信により、又キリスト教徒は、教徒たる事を知らるゝを惧るゝが爲めなり、されば本日は、何等の仕事も行はれざりき、而して日曜日には、キリスト教徒も、日本の異教徒も、共に労働を行ふ、日本の舊教徒は、安息日よりも寧ろ〔耶蘇會士その他の宣教師によりて教へられたる〕僞聖者の理由なき休日を嚴重に遵守す、經驗によれば、これは日常見受けらるる所なり、

ハルナンド・シメネスの言葉によれば、彼はスペイン語を語る一支那人より、支那頭人のジャンク船に乗組める他の支那人等が、彼を殺害せんと企てたる由を知れり、彼等は、若し之を實行するも、歸國に際して、何人も彼等を疑ふもの無かるべしと言ひし由なり、さ

元和七年雜載

二六五



れど支那頭人の言によれば、娼婦に關したる事にして他意なしとの由なり、されどハルナ  
 ンドは、彼等と行を共にせしスコットランド人ハリ・シヤンクスと呼ぶ老人は、恐らく  
 歸還する事無く、彼等の手によりて、殺害せらるべしといへり、結果が之を證明すべし、  
 四月十五日〔三月四日〕○新曆二十五日ニシテ、元家屋の工事の爲めに、大工六十四人、人夫  
 百三十人來れり、瓦五千六百六十枚を受取りたり、  
 四月十六日〔三月五日〕○新曆二十六日ニシテ、元大工六十七人、人夫百四十三人、左官二人、  
 及び瓦師四人來れり、又瓦九百五十枚、紋瓦二枚、棟瓦二枚を田平の瓦師エンケセ殿より  
 受取りたり、

日本ノ琥珀  
織

又我等はキャブテン・アダムス、(ウイリアム)コア・ジョン兩人の子息等の外套の裏を附くるに要する  
 日本の琥珀織二反の代金として、二十一匁を支拂ひたり、

飯盛ノ瓦  
鬼瓦

四月十七日〔三月六日〕○新曆二十七日ニシテ、元家屋の工事に、大工四十八人、人夫百四十  
 八人、左官二人、及び瓦師五人來れり、又埋葬地の工事に、大工四人、人夫三十一人來れり、  
 又我等は飯盛より普通の瓦二千三百四十四枚、田平より六百枚、獅子瓦四枚、紋瓦三枚、棟  
 瓦四枚を受取りたり、又我等は大村のシェゼモン殿より材木を受取りたり、(實)又ク六百六十二

墓地石垣ノ  
精算

本、カキ四十四本、圓材即ちマラキ一本、ナカバツサス即ち大なる圓材二本等、  
 四月十八日〔三月七日〕○新曆二十八日ニシテ、元家屋の工事に、大工七十人、人夫百六十人、  
 左官二人、瓦師五人來れり、埋葬地の工事に、人夫三十四人來れり、  
 又本日、埋葬地の石垣工事終了せしを以て、トビオ殿に決算を爲したり、  
 余は以前五百匁を支拂ひたり、  
 今度、以前同様丁銀にて、  
 又、彼に祝儀として丁銀一枚を與へたり、

計

五〇〇知分  
 四二八〇  
 四三〇  
 九七一〇

四月十九日〔三月八日〕○新曆二十九日ニシテ、元家屋の工事に、大工七十一人、人夫百四十  
 人、及び左官二人來れり、又埋葬地の工事に、大工四人、人夫四十四人、及び瓦師三人來れり、  
 又我等は材木を受取りたり、又埋葬地に用ふる瓦三百枚を田平より受取りたり、  
 四月二十日〔三月九日〕○新曆三十日ニシテ、元家屋の工事に、大工七十五人、人夫五十八人  
 終日、人夫五十二人半日、竝に左官二人終日、來りて働けり、又埋葬地の工事に、瓦師三人半  
 日、人夫三十六人半日、働けり、更に、小舟一隻分の平石及び圓石一箇、竝に千五百二十三枚



の瓦を受取りたり、

四月二十一日〔三月十日〕○新曆五月一日ニシテ、元家屋の工事に、大工七十二人、人夫四十五人、埋葬地に、人夫四人來りて働けり、又小舟一隻分の圓石、小舟二隻分の砂利若しくは砂を受取りたり、我等は飯盛より普通の瓦千七百二十枚を受取りたり、

四月二十二日〔三月十一日〕○新曆五月二日ニシテ、元家屋の工事に、大工七十七人、人夫七十六人、左官二人來り、埋葬地の工事に、人夫三十四人來り、

四月二十三日〔三月十二日〕○新曆五月三日ニシテ、元家屋の工事に、大工七十三人、人夫七十一人、左官二人來り、埋葬地の工事に、瓦師三人、人夫二十五人來り、飯盛の瓦二千百八十枚を受取りたり、小舟一隻分の圓石を受取りたり、

本日、余はイートン君と共に、河内に赴き、〔松浦隆信〕トノより賜はりたる建築用地を測量せり、幅六

河内英吉利  
商館新築用  
地ノ測量

間にして、充分の長さ有する石の波止場を築く爲めには、長さ五十間、海面に向ひて深さ一間半たるべきを見出したり、されば三百坪と見積り、彼等に工事費として、一貫五百匁を提議せしも、彼等は三貫目を要求せり、されば我等は之を破棄したり、彼等は以前にオランダ人と波止場を築く約定を結びたるが、その波止場は、長さ三十三間、幅は一端に

於て八間、他端に於て六間、大部分は海面に向ひて深さ二間にして、その工事は我等の工事と大差なきものと認めらるゝを以てなり、

四月二十六日〔三月十五日〕○新曆五月六日ニシテ、元家屋の工事に、大工五十二人、人夫三十五人來り、

幕府檢使ヲ  
五島ニ派ス

キャプテン・レオナルド〔カンブス〕本日來訪し、余に語りて曰く、主殿様竝に主馬殿は彼に忠告して、

皇帝は、王と女王との間の状態を査問せん爲め、二人の大官を奉行として五島に派遣せし由、又その後には奉行は平戸に來る所存にて、その間主馬殿は奉行を訪ふ爲め五島に赴くべき旨を述べ、且つ我等に忠告して、我等が人を遣はして、我等の書翰を携へて我等の爲めに奉行を訪問せしめば都合ならんといへる由、則ち我等はその趣旨にて通譯をオランダ人と同行せしめ、若干の糖菓と葡萄酒との贈物を携行せしむることに同意せり、

我等に三十五貫目の金子を貸與したる博多〔宗賢〕のソコ殿は、我がイギリス商館を視る爲めに來りしが、若し我等が二百乃至三百貫目の金子を必要とするに於ては、何時たりとも之を調達すべき由を告げ、他の何人よりも借入るゝ事無きを望みたり、されば我等は彼を明日

博多宗賢英  
吉利商館ヲ  
訪問ス

風呂に招待せり、彼と共に招待せしもの他に五、六人あり、次の如し、博多のヤエモン殿、支



那頭人

那頭人アンドレア・李旦、クシクロン殿、(松浦氏抱大工)シネモン殿、ヤシモン殿、竝に火薬方パウロ殿、パウロの父シヨエモン殿、備後の鞆の定宿のチウビオ殿なり、

西班牙人裁縫師

四月二十七日(三月十六日)○新曆五月七日ニシテ、元家屋の工事に、大工六十七人、人夫四十人來れり、スペイン人裁縫師ルエスに對し、刺繡付天鷲絨製頭巾の代として、丁銀にて十匁を支拂ひたり、その頭巾は黒色にして銀色の編絲細工を飾りしものなり、

主馬殿は皇帝の奉行に面接すべく五島に向けて出立せり、而してオランダ人と我等とは、通譯に托して明朝送致すべき贈物の用意を爲せり、即ち、

生姜糖菓子一壺、重さ正味二十斤

イギリス人より

火酒二ガロン入の大罌一本

肉豆蔻糖菓子一壺、大さ同様

オランダ人より

エーレガント、即ち着色酒二罌

四月二十八日(三月十七日)○新曆五月八日ニシテ、元家屋の工事に、大工六十七人、人夫四十八人、左官一人來れり、埋葬地の工事に、瓦師四人、人夫二十三人來れり、又飯盛より普通の瓦二千四百四十枚を受取りたり、

我等が土地測量の爲め河内に赴きたる時、料理を持參し、海を渡りてその地に至りし代として、歌舞妓に丁銀一枚を與へたり、

以前賭事に際して、キャプテン・スベックに渡したるレアル貨五枚を受取りたり、

四月二十九日(三月十八日)○新曆五月九日ニシテ、元家屋の工事に、大工二十八人、人夫四十六人、左官一人、竹職一人來れり、又埋葬地の工事に、瓦師四人、人夫二十五人來れり、田平より普通の瓦六百枚を受取りたり、

支那頭人は、本日我等とオランダ人とを晩餐に招きたり、踊子に興を催す事少からざりき、(三)四月二十三日(三月十九日)○新曆五月十日ニシテ、元家屋の工事に、大工二十六人、人夫四十二人、左官一人、竹職一人來りて、終日働きたり、又埋葬地の工事に、瓦師四人、人夫三十四人半日働きたり、

我等は備後の鞆の定宿の主人チウビオ殿に對し、覆板に用ふる釘八百三十五斤の代百斤に付五十匁、計四百四十二匁五分、諸白二十樽の代一樽に付十匁、計二百匁を支拂ひたり、更に釘五千斤の取引を行ひたり、その代金三百五十七匁五分、取引に際して、チウビオ殿に、黒縞子一反を與へたり、

鞆ノ定宿ノ主人ト釘ト諸白ノ取引ヲ爲ス

支那頭人トつぐす等ヲ晩餐ニ招ク



五月二日〔三月二十一日〕○新曆十二月二十一日ニシテ、元和七年三月二十一日ニ當ル、家屋の工事に、大工三十二人、人夫八十人、竹職一人來れり、埋葬地の工事に、左官一人、人夫二十三人來れり、

余は河内に於ける我等の家屋の前に石垣を築造すべく、トビオ殿と取引せり、垣は長さ五十間、幅六間、海中に向け深さ一間半、之に用ふる石材は、海に面したる方と端とに、半間の大石を用ひ、殘餘は小石たるべく、その代金は二貫目なり、外に黒縞子一反を與へたり、本日夜に入りて、薩摩の國王〔島津家久〕、皇帝の宮廷より歸還の途次、當地を通過せり、されば我等は、オランダ人と共に出でて彼を迎へたり、兩會社よりとして携行せる贈物は、次の如し、

鞣革一ギルト、三十二枚入

鋼鐵棒一束

白色金巾七反

美麗なる緞子の卓子掛三間

又彼の祕書に對して、

赤色〔縮緬〕ケレミス織二反

白色金巾三反

島津家久平  
戸ヲ過ル  
英蘭兩國商  
館ノ贈物  
鞣革

鋼鐵棒

されど彼は病床にありて、全く話し掛くる事能はざりき、國王の弟主殿様が贈物を携へて赴きしに、之とも語る事なく、又我等とも言葉を交へざりき、則ち我等は祕書の許に贈物を托し置きたり、祕書は、當初之を受取る事を拒みしが、やがてその主君なる國王の名に於て、若し我等の船が、その領内に入る事あらば、手を盡して援助を與ふべき旨を約したり、

五月五日〔三月二十四日〕○新曆十五日ニシテ、元和七年三月二十四日ニ當ル、家屋の工事に、大工四十一人、人夫百三十九人、左官一人來れり、埋葬地の工事に、左官一人、人夫十五人來れり、

又通譯は五島より歸著し、使節よりの回答を齎したり、使節は我等竝にイギリス人より彼等に送りたる贈物を快く受納せし由なり、

五月六日〔三月二十六日〕〔五〕○新曆十六日ニシテ、元和七年三月二十五日ニ當ル、家屋の工事に、大工四十六人、人夫百三十一人來れり、

〔松浦信實〕豊後様の從者に對し、その主君の爲めに白蠟三斤を六十匁にて渡したり、その直後彼は贈物として、イギリス商館に牡山羊一頭を贈り來りしが、恐らくは蠟の代償なるべし、

五月七日〔三月二十六日〕○新曆十七日ニシテ、元和七年三月二十六日ニ當ル、家屋の工事に、大工四十五人、人夫百六



名護屋ヨリ  
石材ヲ運ブ

新商館ノ建  
築

元和七年雜載

二七四

十四人、左官二人、竹職一人來れり、又名護屋より小舟二隻に積載せる價格一匁六分の小石と、階段に用ふる四角なる切石九箇とを受取りたり、

五月十二日〔四月二日〕○新曆二月二十二日ニシテ、元和七年四月二十二日ニ當ル、我等は、海岸に面して新館の建築を開始せり、

五月十三日〔四月三日〕○新曆二月十三日ニシテ、元和七年四月三日ニ當ル、家屋の工事に、大工六十七人、人夫七十三人來れり、五島よりシエゼモン殿の材木を受取りたり、

五月十五日〔四月五日〕○新曆二月十五日ニシテ、元和七年四月五日ニ當ル、家屋の工事に、大工五十七人、人夫百十六人、瓦師四人來れり、飯盛より小舟二隻に積載せる瓦五千六百三十三枚、又田平より八百枚を積載せる小舟一隻來著せり、又百斤に付八分の砂利即ち小さき石小舟三隻分を受取りたり、

五月十六日〔四月六日〕○新曆二月十六日ニシテ、元和七年四月六日ニ當ル、家屋の工事に、大工六十四人、人夫百五十八人、瓦師四人、石工二人來れり、我等は名護屋より、大なる加工し易き石材十箇を受取りしが、階段に用ふるものにして、石工は目下之を加工し居れり、又田平より瓦千九百枚を受取りたり、

本日、河内に赴き、工事を視察せり、オランダのキャプテンは、支那頭人と共に、同地にて我等に會ひたり、踊子は何れも我等に先立ちて、その地に在りたり、

五月十七日〔四月七日〕○新曆二月十七日ニシテ、元和七年四月七日ニ當ル、家屋の工事に、大工六十六人、人夫百三十五人、瓦師四人、石工二人來れり、田平より普通の瓦四千二百五十八枚を受取りたり、

キャプテン・スペックとキャプテン・カンパスとは、共にイギリス商館に來れり、我等は共に支那頭人を訪れたり、彼は踊子を招きたり、

五月十八日〔四月八日〕○新曆二月十八日ニシテ、元和七年四月八日ニ當ル、家屋の工事に、大工六十四人、人夫百十五人、石工二人來れり、

本日は、日本曆シングアチ即ち第四月の八日にして、彼等の偉大なる豫言者釋迦(マ)の復活の祭日に當れり、釋迦を彼等は好んで信仰し、彼等の家々の軒を總て緑の枝にて蔽ひ、且つ彼等の堂塔へ巡禮す、

余は丁銀二枚、六十八匁二分を二座の踊子に與へ、彼等が河内に赴き、又その後支那頭人の許に赴きし兩度の(總頭)フアナとなせり、

主殿様と主馬殿とは、今夕と期待せらるゝ皇帝の使節の來著に就き、スペイン酒と砂糖漬

元和七年雜載

二七五

英蘭兩國商  
館員支那頭  
人ヲ訪問ス

釋迦降誕會

總頭



とを求め來れり、即ち酒一ポットル入一罎と砂糖漬との兩者を主殿（様）に、又火酒一罎を主馬殿に送致せり、

長崎より砂礫三百二十畚を受取りたり、

五月十九日（四月九日）○新曆二十九日ニシテ、元和七年四月九日ニ當ル、家屋の工事に、大工六十四人、人夫九十四人、石工二人來れり、

余は二通の書翰を受取りたり、一通は江戸に在る日本の提督將監（船奉行向井將監忠勝）様の返書にして、彼

が（ウイリアム・アダムス、三浦按針）キャプテン・アダムス夫人に警告を發して、彼女の子息等の用に供すべき御朱印の處理

を余に委ねたる旨を記したり、○英吉利人ういりあむあだむす肥前平戸ニ歿スルコト、六年四月二十四日ノ條ニ見ユ、又、他の一通

は、都のウケセ殿の書翰なり、

五月二十日（四月十日）○新曆三十日ニシテ、元和七年四月十日ニ當ル、家屋の工事に、大工六十五人、人夫八十九人、

石工二人來れり、

今夕豊後様と名乗る有馬の王（松倉豊後守重政）、平戸に來著し、主馬殿の家に宿泊せり、彼を迎接すべく多

くの準備整へられ、又總ての道路は清掃せられたり、彼は皇帝の大なる恩顧を受け居る身にして、皇帝が彼に王國を與へしは、僅々數年以前の事なりき、而して若干の人々の推測

向井忠勝ノ書狀  
三浦按針ノ妻子ト異國渡海朱印狀  
都ノウケセ殿

松倉重政平戸ニ來ル

こつくす通譯ヲ派シテ重政ヲ歡迎セシム

倉庫築造ヲ始ム

和蘭商館こつくす支那頭人等ヲ晩餐ニ招ク

する所によれば、皇帝はこの地の王を有馬に替へ、他の者を當地に置かんと欲するとの事

なり、昨年彼はその老臣の一人を遣して平戸の王を訪問せしめ、彼に（平戸の王）イギリス商館に出頭

し、彼の名に於て、その王國の爲し得る奉仕若しくは便宜を我等に提供すべき責任を負は

せたり、即ち、若し我等にして金子缺乏せば、彼は四乃至五百貫目を常に我等の自由に委

ぬべき用意ありと述べたるなり、かくて余は今や平戸に通譯を派し、閣下を歓迎せしめた

るに、彼は快く之を容れたり、又余はオランダのキャプテン等の許に人を派し、彼等が明

日若干の小さき贈物を携へて彼を訪問する意ありやを尋ねたり、而して彼等は余に傳言

して、彼等は彼と何らの知音無ければ、彼の許に出頭すべき意無しと答へたり、

五月二十一日（四月十一日）○新曆三十一日ニシテ、元和七年四月十一日ニ當ル、家屋の工事に、大工六十四人、人夫二

百四十五人、石工一人來れり、

本日より、新倉庫の建造、即ち設營を開始せり、階段を築く爲めに用ふる石材を小舟五隻

分受取りたり、

我等は、オランダ商館に於て晩餐を攝りしが、支那頭人アンドレア・李且も招待を受けて

同所に在りたり、我等は款を盡したり、



五月二十二日〔四月十二日〕○新曆六月一日ニシテ、元和七年四月十二日ニ當ル、家屋の工事に、大工六十八人、人夫百五十九人來れり、

皇帝の使節は平戸に到着せり、當地より彼等を迎へに行きたる有馬の王と共に、五島より歸還せしものなり、

五月二十三日〔四月十三日〕○新曆六月二日ニシテ、元和七年四月十三日ニ當ル、家屋の工事に、大工七十三人、人夫百六十五人、竹職一人、石工二人來り働けり、但し石工は干潮の時に働きたり、

オランダ人と我等とは、皇帝より派遣せられし二人の奉行、即ち使節を訪問せり、而して彼等の許に以下の贈物を携行せり、即ち、

- 天鷲絨の褥 二枚 オランダ人の分
- 二重の天鷲絨の褥八枚 同 オランダ人
- 〔縮緬〕ケレミス織 五反 同 ○自筆本ニヨリ補フ、
- ケレミス織 五反 我等の分
- 廣東緞子 十四反 我等の分
- 銅鐵棒 二把 我等の分 イギリス人

又我等は飯盛より普通の瓦二千五百枚、田平より同千三百枚を受取りたり、

五月二十四日〔四月十四日〕○新曆六月三日ニシテ、元和七年四月十四日ニ當ル、大工七十五人、人夫百七十一人、竹職一人、石工二人來れり、

我等はオランダ人と共に、出でて有馬の王を訪問せり、而して兩者にて贈物を彼の許に携行せり、即ち、

- 南京緞子 三反 オランダ人の分
- 廣東緞子 五反
- 白色金巾 五反 イギリス人の分
- 鋼 一把

又田平より普通の瓦千三百十枚を受取りたり、

皇帝の使節は主殿様及びその他の者と共に我がイギリス商館に來れり、我等は能ふ限り鄭重に款待せり、

五月二十五日〔四月十五日〕○新曆六月四日ニシテ、元和七年四月十五日ニ當ル、家屋の工事に、大工七十二人、人夫百二十二人、石工二人、竹職一人來れり、田平より普通の瓦千二百枚來れり、我等の倉庫の建



大工等ヲ饗  
應ス

元和七年雜載

二八〇

造完成せしを以て、大工等に對し祝宴を爲し、次の贈物を爲したり、即ちタエモン殿に對し黒色縹子一反、酒二樽、魚四尾、シネモン殿に對し黒色縹子一反、彼は國王の大工なるを以てなり、他の二人の大工の棟梁に對し白色リンネル布二反、他の大工等七人に對し廣東緞子七反、少年大工五十人に對し各一匆宛、紙に包みたり、クシクロン殿、ヨセモン殿、シエゼモン殿には、各酒一樽、魚二尾を與へたり、

主殿様は皇帝の使節を狩獵に招待し、狩獵を爲す森林〔即ち狩場〕に於て、彼等と更に五百人の人々の爲め料理を準備せり、然るに使節は中途にて引返し、料理を嗜まざりき、その理由は余之を知らず、

五月二十六日〔四月十六日〕○新曆六月五日ニシテ、元和七年四月十六日ニ當ル、家屋の工事に、大工六十七人、人夫二百七人、石工二人、竹職一人來れり、飯盛より普通の瓦二千五百四十枚、田平より同六百枚來れり、

檢使平戸ヲ  
出立ス

本日、皇帝の使節は平戸を出立し、主馬殿は彼等に隨行して名護屋へ赴きたり、○下略、英ヨリ江戸ニ派シタル使者歸還ノコトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、

五月二十九日〔四月十九日〕○新曆六月八日ニシテ、元和七年四月十九日ニ當ル、家屋の工事に、大工八十一人、人夫百

松浦信辰檢  
使ヲ狩場ニ  
招ク

八十四人、左官三人、瓦師八人來れり、○中略、英蘭兩商館ヨリ再ビ江戸ニ使者ヲ派遣又我等は、飯盛より普通の瓦三千十枚、田平より千百枚を受取りたり、又名護屋より大石六箇を積みたる小舟一隻來著せり、

五月三十日〔四月二十日〕○新曆六月九日ニシテ、元和七年四月二十日ニ當ル、家屋の工事に、大工八十人、人夫二百四十一人、左官三人、瓦師七人來れり、又、飯盛より普通の瓦二千五百十六枚、田平より三百二十枚を受取りたり、

五月三十一日〔四月二十一日〕○新曆六月十日ニシテ、元和七年四月二十一日ニ當ル、家屋の工事に、大工八十三人、人夫百六十八人、左官三人、瓦師七人、石工二人來れり、

六月一日〔四月二十二日〕○新曆十一月十一日ニシテ、元和七年四月二十二日ニ當ル、大工七十九人、人夫百五人、左官五人、石工一人來れり、

六月二日〔四月二十三日〕○新曆十二月十二日ニシテ、元和七年四月二十三日ニ當ル、大工八十人、人夫百三十八人、左官五人、石工二人來れり、

六月三日〔四月二十四日〕○新曆十二月十三日ニシテ、元和七年四月二十四日ニ當ル、大工七十六人、人夫百二十四人、左官五人、石工二人來れり、

元和七年雜載

二八一



まにら二向  
ヒタルが  
おつと船及  
ビじやんく  
船琉球沖ニ  
テ遭難ス  
松倉重政ノ  
じやんく船  
あるが  
むによす

鎌田政統英  
吉利商館ヲ  
訪問ス

にば

支那頭人の言によれば、長崎より昨年即ち前季節風期に、マニラに向ひたるガリオット船とジャンク船とが、琉球諸島に於て難破し、救助せられたる者僅少若しくは皆無なりし旨、長崎に報道ありたりといふ、このジャンク船は、人々の言によれば、有馬の國王なる豊後殿に屬する由なり、又ガリオット船は、最初に出航し、その船中にて二名の逃亡者が發見せられたる船か、若しくはアルヴァロ・ムニョスが乗りて後に出航せし船か、その孰れかなるべし、

我等が中食の席に就き居りし時、一人の日本紳士が、三、四十人の隨員を従へて我が商館に入り來り、我等が出迎へざる前に、我等の室に入り來れり、されば余は、彼に著きて、我等と食事を共にせんことを望みたり、彼は之を爲し、極めて満足の態を示したり、その後程なく彼は、ニバ即ちパイのラック酒一壺を、進物として隨員の紳士の一人をして、余に贈らしめたり、彼の言によりて、余は彼の主人が薩摩の重臣なる出雲殿なる事を知りたり、(島津家久)彼地の國王は、彼を江戸に派して皇帝の手に接吻せしめ、彼が江戸に在りし間、皇帝より賜はりたる甚大なる贈物及び良好なる款待を謝せしめしなり、使者の去りたる後、余はリチャルド・ハドソンを、通譯トメと共にその船に派し、彼は微行にて、陸上に宿泊せざり

政統ノ乗船

こつくす新  
築ノ波止場  
ヲ檢分ス

佐川信利

し爲めなり、閣下に謝罪せしめたり、我等が彼の偉大なる事を知らず、彼が余に贈物を致して余に示したる榮譽に當惑せしを以て、彼が當然受くべき待遇をも與へざりしは遺憾なりと、更に彼に火酒一罎を送致せしが、彼は嘉納せるものの如し、リチャルド・ハドソンと通譯との言によれば、彼は極めて大なる船の、美麗なる船室に在り、高價なる緞子を四周に圍らし、老若多勢の人々は、大なる尊敬と沈黙との裡に彼に仕へ、頭を低く地に垂れて敬禮をなせり、之によりて、彼が極めて高位の人なるを知れりと、されど彼の年齢は三十歳を超えざるべし、

六月四日〔四月二十五日〕○新曆十四日ニシテ、元和七年四月二十五日ニ當ル、家屋の工事に、大工七十四人、人夫百八人、左官五人來れり、

我等は、本日河内に赴き、新に建造せられたる波止場、即ち石垣を視察せり、仕上良好なりき、

六月五日〔四月二十六日〕○新曆十五日ニシテ、元和七年四月二十六日ニ當ル、大工七十七人、人夫八十一人、左官五人來れり、

主馬殿の邸にて晚餐を攝り、歡を盡し、厚き待遇を受けたり、オランダ人は明日同邸にて



つくすヲ  
晩餐ニ招ク

元和七年雜載

二八四

晩餐を爲すべし、  
六月六日〔四月二十七日〕○新曆十六日ニシテ、元和七年四月二十七日ニ當ル大工七十七人、人夫八十三人、左官五人來れり、

水夫長あん  
どれあ一艘ノ  
早船一艘ノ  
價格  
松倉重政ノ  
遭難確報  
じやんく船

水夫長アンドレアは、長崎より歸還せしが、我等の爲めに、新なる小舟即ち早船一隻を齎したり、價格は三貫目なり、又彼が齎せる確實なる報道によれば、有馬の王のジャンク船が、琉球に於いて難破し、人々は救助され、長崎を経て有馬に歸還せし由、この報道は、彼等の傳へしものなり、又アルヴァロムニヨスが便乗せしガリオット船も難破せしが、救助せられし者一人も無かりし由、而して他のジャンク船も、檣柱水面に現れ居りしが、救助せられし者無かりき、されば、彼等は、その船が如何なるジャンク船なるかを知らず、或は（和蘭人ヤン・ヨーステン）ヤン・ヨーステンのジャンク船に非ざるかを疑ひ居る由なり、

六月七日〔四月二十八日〕○新曆十七日ニシテ、元和七年四月二十八日ニ當ル、家屋の工事に、大工七十四人、人夫八十八人、左官五人來れり、

河内石垣代  
ノ精算

余はトビオ殿に一貫目を支拂ひたり、河内の石垣を築造せし費用皆濟の爲めなり、彼は他に一貫目を既に受領し居れり、又我等は契約に當りて約束せし如く、彼に黒縶子一反を無

和蘭人佐川  
信利ノ招待  
ニ應ゼズ

償にて與へたり、垣の長さは五十間、幅は六間、水邊の深さ一間半の約定なりしが、契約よりも三スパン丈、幅廣きものなり、  
オランダ人は晩餐の爲め主馬殿の許に赴く事を拒みたり、彼が我等を先に招待せし爲めなり、主馬殿はこの事を極めて憤慨し居りたり、  
六月八日〔四月二十九日〕○新曆十八日ニシテ、元和七年四月二十九日ニ當ル、大工六十八人、人夫八十七人、左官五人來れり、

六月九日〔四月三十日〕○新曆十九日ニシテ、元和七年四月三十日ニ當ル、大工五十三人、人夫百二十八人、左官五人、瓦師五人來れり、

我等は平戸の海岸に波止場を築造したる費用皆濟の爲め、コシオ殿に一貫百九十匁を支拂ひたり、即ち次の如し、

レアル貨にて百枚、一枚に付八匁  
丁銀にて  
以前に一貫五百匁支拂ひたる分

計

一 五〇〇  
二 六九〇

元和七年雜載

二八五

こつくす平  
戸英吉利波  
止場ノ代ヲ  
精算ス

貫 八〇〇 匁

三九〇



六月十日〔五月一日〕○新曆二十日ニシテ、元  
和七年五月一日ニ當ル、大工四十一人、人夫百二人、左官四人來り働け  
り、

すかーべあ  
諸白

オランダのキャプテン等は、大麥五十袋を贈物として、我等に送り來れり、我等が時折彼  
等にスカーベアを供給せし爲めなり、又彼等は曩に彼等に小樽二本分を貸與せる返禮と  
して、諸白の大樽二本分を送り來れり、

六月十一日〔五月二日〕○新曆二十一日ニシテ、元  
和七年五月二日ニ當ル、大工四十三人、人夫八十二人、左官五人、石  
工一人來れり、本日名護屋より階段用の角石材十二箇を受取りたり、

六月十二日〔五月三日〕○新曆二十二日ニシテ、元  
和七年五月三日ニ當ル、大工四十人、人夫七十七人、左官五人、石工  
二人來れり、

六月十三日〔五月四日〕○新曆二十三日ニシテ、元  
和七年五月四日ニ當ル、大工三十四人、人夫百九人、左官五人、石工  
二人來れり、又石材を受取りたり、

端午節句

六月十四日〔五月五日〕○新曆二十四日ニシテ、元  
和七年五月五日ニ當ル、<sup>(五月五日)</sup>ゴングアチ・ゴンチと呼ばれる、大祭日に  
當る、即ちゴングアチと呼ばれる、第五月の、第五日なり、

我等の建築工事は終了し、主殿様は、當に江戸に赴かんとするを以て、我等は三日後に彼

を他の貴人等と共に晩餐に招待するを可なりと思考す、

六月十六日〔五月七日〕○新曆二十六日ニシテ、元  
和七年五月七日ニ當ル、家屋の工事に、大工九人、人夫八十八人、左  
官五人、石工一人來れり、

英蘭兩國船  
來著ノ風説

イギリス、オランダ兩國の船舶が外海に在りし由、風説當地にありたり、これ等の船を迎  
ふる爲めに、百隻餘の小舟が、葡萄酒、果實、麴、牝雞、その他の品々を積みて行きたり、そ  
の理由は、三、四人のイギリス人及びオランダ人が慰安の爲め河内に赴きしが、騎馬にて急  
ぎ歸還したるを、人々は船が入港せしものと解し、イギリス及びオランダ兩國人も人々に  
その事實なるを告げしを以てなり、

六月十七日〔五月八日〕○新曆二十七日ニシテ、元  
和七年五月八日ニ當ル、家屋の工事に、人夫六十五人、左官五人來  
れり、

本日晚餐に集りし人々は、王の弟にして今は勘左衛門様と呼ばれる、主殿様、今は松浦藏人<sup>(信正)</sup>  
様と呼ばれる、三五郎様、國王以上の地位にある主馬殿、平戸の主席裁判官なるタカモン殿、  
詩人にして歌を能くし、相當酒を嗜むイトウ・ステイゼモン殿、紳士にして歌を能くする  
モラノ・コフィオセ、日本流即ち日本カタンダの醫師なるソフォ殿、同様なる醫師ショー

こつくす松  
浦信辰松浦  
信正佐川信  
利等ヲ晩餐  
ニ招ク



ワン殿、同様なる醫師イシヨン殿、同様なる醫師シヨーファン殿なりき、我等の隣人等は孰れも、求めざるに來りて、貴人等の晩餐の仕度を整ふるに助力せり、その事は、彼等に頗る満足を與へしもの如し、

余に與へられたる贈物は次の如し、

長刀  
帷子

- 長刀 一振 主殿様より
- リンネル製帷子 二枚
- 絹製帷子 一枚 三五郎様より
- リンネル製帷子 一枚
- 絹製帷子 一枚 主馬殿より
- リンネル製同 一枚
- 絹製帷子 一枚 塔カモン殿より
- リンネル製同 一枚

六月十八日〔五月九日〕○新曆二十八日ニシテ、元和七年五月九日ニ當ル、家屋の工事に、大工十人、人夫百十五人、左官五人、石工二人來れり、

まにらニ向  
ヒン船遭難  
ノ風説

火藥方、パロ殿は、(澳門)アマカウより來りしポルトガルのガリオット船が、二日前長崎に到着せる由、報道を齎したり、その後別に一艘到着せりといふものあり、又六、七艘來るといふものもありたり、ポルトガル人の報知によれば、本年日本よりマニラに向ひたる四艘のジャンク船とフリゲート船とは、同地の海岸にて難破せる由、又本年マニラの沿岸には、全くイギリス、オランダ兩國の船を見ざりし由なり、而して彼等は、(カガヤン)カガリオンと呼ぶ地方に據れる由、願はくは無事なれかし、この報道は、ルソンよりアマカウに達せしものといふ、六月十九日〔五月十日〕○新曆二十九日ニシテ、元和七年五月十日ニ當ル、家屋の工事に、大工五人、人夫九十六人、左官五人、石工二人來れり、

こつくす隣  
人等ヲ晩餐  
ニ招ク

本日、隣人、友人等を晩餐に招待し、日本の風に従ひ、歌舞伎を添へたり、參會せるもの、コーエモン殿、コフイオ殿、トビオ殿、リンモン殿、大工ヤエモン殿、シエゼモン殿、タフイオ殿、フイオエモン殿、油屋ヨエモン殿、クゼ殿、クゼモン殿、セエモン殿、ヨエモン殿、ニコラス・マルティン、鑄物師ゲンビオ、鑄物師フィコビオイ、支那頭人、大工シネモン、大工タエモン、鍛冶師ヨエモン、左官クエモン、ザザブラ殿、クシクロン殿、イートン君、オステルウィック君、竝に余なりき、



葡萄牙船長  
崎ニ來著ス

英吉利船支  
那沿岸ニ遭  
難ストノ風

うにこるん  
號  
英船ほーぶ  
號

まにらニア  
ル英吉利船  
隊ノ動靜

而して我等は踊子を招きたるが、來客は祝儀として金子二百匁以上を與へたり、

六月二十日〔五月十一日〕○新曆三月十日ニシテ、元和七年五月十一日ニ當ル、家屋の工事に、人夫三十五人來れり、

ゴンサク殿より、四日以前長崎發信の書翰を受取りたり、その中に、彼はアマカウよりポルトガルのフリゲート船若しくはガリオット船が到着したる事、又人々が報ぜし如く、更に六艘がルソン島のマニラに向ひたる由を記したり、又人々は前季節風期に際して支那沿岸に於て、一イギリス船が難破して、乗組員三十名はアマカウのポルトガル人の手に陥りし旨を告げたりと、余は同船がウニコルン號に非ざるかを疑ふも、或はホープ號と呼ぶる、一イギリス船か、若しくは昨年ロイヤル・ジェームス號と共に、パタニアを出帆せし小型縦帆艇なるやも知れず、他の書翰によればマニラに在る我等の船隊は五艘の支那ジャンク船を捕へたりといひ、他の報道によれば、更に多數に上り、又ポルトガルのガリオット船一艘を捕へたりともいふ、

六月二十一日〔五月十二日〕○新曆七月一日ニシテ、元和七年五月十二日ニ當ル、二座の踊子、即ち歌舞妓に、丁銀二枚

を與へたり、

六月二十二日〔五月十三日〕○新曆七月二日ニシテ、元和七年五月十三日ニ當ル、家屋の工事に、大工六人、人夫八十二

人、左官五人、石工二人、瓦師三人來れり、

大工の棟梁タエモン殿の許にて、晚餐を攝れり、踊子も來りて、我等は款待を受けたり、

六月二十三日〔五月十四日〕○新曆七月三日ニシテ、元和七年五月十四日ニ當ル、家屋の工事に、大工二人、人夫七十人、

左官五人、石工二人來れり、

余は、昨日附長崎發のバスクアル・ベ(ボニタ)ニトの書翰を受取りたり、之と共に、カンボジャより

來れるキャプテン・レオナルド・カンパス宛のオランダ文の書翰有りたり、書中彼は、昨年四十艘の船がイギリス、オランダ兩國より、喜望峯經由にてインド諸島に向けて出發し、又三十艘の船が、スペインより同じ航路にて出發すべき準備整へられたりとの報道ありたる旨通知せり、又マニラより來りし小ガリオット船が長崎に入港し居るも、積荷は無く來りし由なり、蓋し同船は、取引を求めて、スペイン人の許より逃亡せる盜賊船なるべし、河内にて材木を受取りたり、

六月二十四日〔五月十五日〕○新曆七月四日ニシテ、元和七年五月十五日ニ當ル、家屋の工事に、大工六十四人、左官五

人、石工一人來れり、

我等はジ(ロイヤル・ジェームス號)・エームス・ロイヤル號が、出發の際に紛失したる大型錨を發見せり、その探索作

大工棟梁こ  
つくす等ヲ  
晚餐ニ招ク

英蘭兩國船  
四十艘東洋  
ニ向フ  
西班牙船三  
十艘モ亦向  
フ

盜賊船

ろいやるじ  
えーむす號



グノ錨ヲ引揚

伊丹みげの  
船途中ヨリ  
長崎ニ歸航  
ス  
支那頭人ノ  
船長崎ニ來  
著ス

伊丹みげの  
異國渡海ニ  
印狀ヲ返還  
セントス

松浦氏奉行  
船員ノ武器  
ヲ帶ビ上陸  
スルヲ禁ズ

業に對し、丁銀五枚を支拂ひたり、  
又豊後様より、贈物として、瘦せたる豚一頭を届け來れり、  
六月二十五日〔五月十六日〕○新曆七月五日ニシテ、元家屋の工事に、大工五人、人夫八十五  
人、左官五人、石工一人來れり、

伊丹ミゲル殿のジャンク船が、長崎に歸著し、その航海が行はれざりし旨、報道ありたり、  
六月二十六日〔五月十七日〕○新曆七月六日ニシテ、元支那頭人のジャンク船が、東京より  
到著せし由、報道ありたり、同船は、前季節風期をその地に於て過ごし、今や長崎に到著せ  
るものなり、

六月二十七日〔五月十八日〕○新曆七月七日ニシテ、元大工五人、人夫六十三人來れり、  
長崎發ゴングアチ十三日附の、伊丹ミゲル殿の書狀を受取りたり、その中に、彼は、航海が  
中止せられし事、程無く彼自ら當地に來り、余の御朱印を余の許に齎すべき旨を、余に宛  
てて記したり、

主殿様、主馬殿、タカモン殿〔の三人〕より派遣せられたる大炊殿は、一人の騎士を従へて、イ  
ギリス商館に來り、我等の船の入港に當り、船員等が、武器又は刀を帯びて上陸すること

なきやう警告を與へたり、

支那頭人ノ  
ノ代理人ヲ  
東京ニ置ク

英蘭船隊ま  
にらニ著ス  
明ノ光宗薨  
ジ熹宗即位  
ス

うにこるん  
號ノ遭難

かびたんも  
ろノ遭難

六月二十八日〔五月十九日〕○新曆七月八日ニシテ、元ゴングアチ十八日附長崎發の支那  
頭人の書翰を受取りたり、彼がその地に到著せし事、東京よりジャンク船の來著せし事、  
されど彼が派遣せし代理販賣人は、その地に殘留せしめし事、古きジャンク船の代りとし  
て新しき小ジャンク船が歸還せし事等を記したり、又彼の知りたる所によれば、我等の九  
艘の船は、マニラ灣内に到著し、支那ジャンク船二艘を拿捕せしが、その爲め、我等とオラ  
ンダ人とを懼れて、敢てその地方に渡らんとするもの殆んど無き由、又支那の老皇帝〔明帝神宗〕と其  
皇子〔同光宗〕とは共に薨じ、その國土は孫に當る若者〔同熹宗〕の手に歸したる由なり、

六月二十九日〔五月二十日〕○新曆七月九日ニシテ、元余は二日以前の日附にて長崎發の  
〔バスカル・ポニタ〕パスカル・アリの書翰を受取りたり、書中彼は、イギリスの提督が、マニラに於て、イギリス人  
キャプテンの首を刎ね、又他の五人のイギリス人を絞殺せし旨、又ウニコルン號は支那沿  
岸にて難破し、大工フルベシャーは、その妻及び下婢と共に、アマカウに囚禁せられたる  
旨を記したり、これ等の報道は、マニラより來著せしフリゲート船若しくはガリオット船  
によりて齎されたるものなり、又マニラに向ひたるカピタン・モロのガリオット船は難破



あるが、ある  
むによす存  
命ス

英蘭兩國船  
隊河内ニ入  
港ス

こつくす松  
浦氏奉行入  
ニ船隊ノ到  
著ヲ報ズ

英國船員和  
蘭人じよん  
びーてるそ  
んヲ殺害ス

せしが、アルヴァロ・ムニョスは、無事に到着せし由なり、又彼等はマニラに於て、堂々たる船隊を整へつゝありし由なり、然れども一キャプテンと五人の他の人々とが殺害せられし事は、蓋し全く虚構なるべし、

正午頃オランダ商館より、一人の男馳せ來りて、イギリス、オランダ兩國の船四艘が、當地海岸の河内碇泊所附近に到着せりとの報を齎したり、則ちイートン君と、オステルウイック君とは、陸路騎馬にて之を見る爲めに赴きたり、その後間も無くキャプテン・スベック(レオナルド)とキャプテン・カンフス後に續きたり、神よ、願はくは良き有利なる報告を與へ給へ、程無くしてイギリス船二艘、オランダ船一艘到着し、河内に碇泊せる由を報じ來れり、かくて余は、通譯を派して、主殿様、豊後様、主馬殿、及びタカモン殿に、その旨を告げしめたり、間も無く(シヨセ)コクラム君と(ロバート)タバール君とが上陸して、イギリス、オランダ兩國の船九艘よりなる船隊が、河内に到着し居る由を告げたり、彼等は支那ジャンク船五艘を拿捕せし由なり、

六月三十日(五月二十一日)○新曆七月十日ニシテ、元和、余は船に赴きしが、余の到着の後、海岸にてイギリス、オランダ兩國の船員の間に争鬭起りたり、爲めにオランダ人一人は殺

貨物陸揚ノ  
規定

副提督司令  
官じよんそ  
ん

捕獲貨物ノ  
陸揚

害せられしが、雙方共數人、就中イギリス人二人は傷けられたり、茲に於て、提督は委員會を召集し、雙方の殺害者若しくは争鬭を起したる者を探索し、罪の輕重に従ひて死刑その他の刑を以て彼等を處罰すべき事を議決せり、又月曜日より荷揚を開始すべき事、コクラム君はオランダ商館に赴きて、陸揚したる貨物を記帳すべき事、又バルケ君はイギリス商館に來りて、同様な事を行ふべく、而して扉は二重の鍵を以て鎖し、その商品の評價され分配せらるゝを待つべき事が命ぜられたり、

七月一日(五月二十二日)○新曆十一月十一日ニシテ、元和、委員會の命によりて、イギリス、オランダ兩國人は、争鬭を防止する爲め、武器を携へて上陸する事を禁ぜられたるにも拘らず、オランダ人は、劍及び刀を携へて岸邊に群集し、武器を持たざるイギリス人を襲ひ、一人を殺害し、數人を傷けたり、副提督なる司令官(蘭人、ウイリアム)ジョンソンによりて、許可せられ、煽動せられしものなりとの噂なり、

七月二日(五月二十三日)○新曆十二月十二日ニシテ、元和、我等は本日、捕獲貨物を積みたる二隻の小舟を迎へたり、その貨物は、梱と箱と大小合せて百三十一箇より成るも、中に如何なる品を收めしか明かならず、我等の倉庫とオランダ人の倉庫とに、共に二重の鍵をかけた



ばんたむ號

り、我等は小舟三隻分の捕獲貨物をオランダ船より陸揚し、オランダ商館に運びたり、同様にその倉庫に收めて二重の鍵をかけ置きしが、二百二十五箇の梱と箱とより成れり、荷物の内、小舟二隻分は、バンタム號のものなり、又夜に入りて、キャプテン・アダムス、キャプテン・クレヴェンジャー及びキャプテン・レニス上陸して、イギリス商館に來れり、又司令官ジョンソンは、オランダ商館を訪問せり、イギリス、オランダ兩國人船員を悉く探し出して、争鬭を防止する爲め、船に送らんとするものなり、

七月三日〔五月二十四日〕○新曆十三日ニシテ、元和七年五月二十四日ニ當ル、オランダ船バンタム號より、捕獲貨物を陸揚せり、

七月四日〔五月二十五日〕○新曆十四日ニシテ、元和七年五月二十五日ニ當ル、ムーン號及びバンタム號より、捕獲貨物を受取りたり、

七月五日〔五月二十六日〕○新曆十五日ニシテ、元和七年五月二十六日ニ當ル、エリザベス號に乗組める一イギリス人は、泥酔して兇暴となり、刀を抜きて、日本人等を襲ひたり、されど人々は、刀を取上げ、彼を酷く毆打せり、若し余が彼等の手中より救出し、船に送致せざりしならば、彼等は之を殺害せしならん、

えりざべす  
英吉利人船  
員ノ暴行

むーん號

英吉利人船  
員提督ヲ惡  
罵ス

ろいやるじ  
えいむす  
事務長へん  
りすみす  
日本婦人ト  
ノ間ニ男子  
ヲ儲ク

提督きやぶ  
とあだむす  
平戸英吉利  
商館ニ於ケ  
ル和蘭人殺  
害ノ件ニ關  
スル會議ニ  
列席者

七月六日〔五月二十七日〕○新曆十六日ニシテ、元和七年五月二十七日ニ當ル、余は二人の酌酌せるイギリス人をムーン號に送致せり、一人は、填隙夫にして、グレイと呼ぶ者なり、多くの證人が聞知せしところによれば、彼等は提督を惡罵せし由なるを以てなり、

ロイヤル・ジェームス號の事務長ヘンリー・スミス君は、日本婦人によりて一子を儲けしが、本日説教師アーサー・ハッチ君より洗禮を受け、ヘンリーと命名せられたり、教父はジョセフ・コクラム君、及びウィリアム・イートン君、教母はセイヤー君の侍女マリア（日本人）が勤めたり、

七月七日〔五月二十八日〕○新曆十七日ニシテ、元和七年五月二十八日ニ當ル、提督キャプテン・ロバート・アダムスは、他のイギリスの司令官等と共に上陸して、平戸のイギリス商館を訪れ、一イギリス人が、（ヤン）ジョン・ピーテルソンと呼ぶ一オランダ人を殺害せし件に就きて、會議を開きたり、即ち、乗組員側ロバート・アダムス、チャールス・クレヴェンジャー、エドモンド・レニス、ジョン・ムンデン、アーノルド・ブラウン、イギリス商館側、ジョセフ・コクラム、ウィリアム・イートン、エドモンド・セイヤー、ジョン・オステルウィック、リチャード・コックス、外に英語を能くするオランダ人ヴォークス氏、この者は通譯として、即ち、ジョン・ピーテルソンの殺害



じよんろー  
んノ罪狀

陪審員

者としてジョン・ローンを告發したる四人のオランダ人の申立つる所を聴取りたり、この四人がすべて口頭にて告訴せる所によれば、前記ローンは、彼等の面前に於て犯行を爲したるものにして、「ナイフを以て」被害者の左胸を突きて心臓に達せしめたるを以て、彼は一言をも發する事無く倒れて死亡せり、屍體埋葬後三日にして之を發掘し檢視せし兩外科醫オーウェン君竝にイートン君によりて、その傷は認められ、調査せられたり、陪審員名簿に記入せられたる陪審員の名は次の如し、

ロバート・タバーヴィル

陪審長

ウイリアム・モーゴン

エリザベス號

ジョン・ゴウルディング

ガリアルド

砲手

フィリップ・オークバンク

ムーン號

ロジャー・ブルドック

リチャルド・ワッツ

ウイリアム・レッグ

ブル號

ぶる號

ばるすぐら  
うノ號

證人

ジョン・ハンフレイ

エドワード・ベイツ

トマス・ハロッド

バルソロミユ・エール

バルスグラウヴ號

ローンに對する證人の名は次の如し、イギリス人ジョン・イヴ、オランダ人デリック・ハルモンソン、オランダ人エヴェルト・ルツベルトソン、オランダ人ジョン・ジョンソン、オランダ人ジョン・ヘンリックソン、竝に犯行が河内なるその持家に於て行はれたる日本人ジョエモン殿、

七月八日〔五月二十九日〕○新曆十八日ニシテ、元和、エリザベス號は、本日、提督の命にも船長の命にもよらず、小舟の力を借りる事なく、平戸の港に入り來れり、同船は來りて淺瀬に乘上げしも、さしたる損傷なく、再び出で去りたり、

七月九日〔六月一日〕○新曆十九日ニシテ、元、本日、グリストルの生れなる船員ジョン・ローンは、オランダ人ジョン・ピーテルソン殺害の廉により、前記十二名によりて宣告を受け、エリザベス號の桁端に於て、絞刑に處せられたり、彼は死に先立ちて、かの男を殺害した

犯人ろーん  
ノ絞刑

えりざべす  
號平戸ニ入  
港ス



蘭船ほーぶ

る事を自白せり、彼は酩酊し、その行ふ所を知らざりしなり、彼は總ての船の乗組員に對して、彼を見せしめとして、婦女と酒とを慎まんことを希望せり、その爲めに、彼は不測の死を招くに至りしを以てなり、彼は從容として死に就きしが、處刑せらるゝに先立ちて、アーサー・ハッチ君より祕蹟を與へられたり、キャプテン・ロバート・アダムスは、自ら手を下して、彼の頸に繩を懸くるの餘儀無きに至れり、船員等は、孰れも假令自ら絞殺せらるゝとも、敢て之を爲すを欲せず、その由を直接彼に向ひて述べし爲めなり、又我等は、バンタム號とホープ號とより、捕獲貨物を受取りたり、七月十日〔六月二日〕○新曆二十日ニシテ、元和七年六月二日ニ當ル、我等はオランダ船ホープ號より、捕獲貨物を受取りて陸揚せり、

七月十一日〔六月三日〕○新曆二十一日ニシテ、元和七年六月三日ニ當ル、我等は、オランダ船ホープ號より竝にパルスグラウヴ號より、捕獲貨物を受取りて、陸揚せり、

七月十五日〔六月七日〕○新曆二十五日ニシテ、元和七年六月七日ニ當ル、○下略、松浦隆信、英蘭兩商館ニ借銀ヲ求ムルコト竝ニ松浦隆信牧野忠成ノ妹ヲ娶ルコトニカ、ル、七年雜載諸家ノ條ニ收ム、七

七月十六日〔六月八日〕○新曆二十六日ニシテ、元和七年六月八日ニ當ル、提督キャプテン・アダムスは、平戸に來り

提督きゃぶ  
てんあだむ

す松浦信辰  
佐川信利ヲ  
訪問ス

て、國王の弟と主馬殿とを明日訪問する件に就き協議せり、我等は、オランダ人と共に、明日彼等の許に赴く事に決したり、即ち、

スペイン酒一樽

生姜糖菓子を満たしたる支那鉢一箇、二十斤入

主殿様へ

肉豆蔻糖菓子を満たしたる支那鉢一箇

胡椒入支那鉢一箇、十一斤入

スペイン酒一樽

生姜糖菓子入支那鉢一箇、十九斤入

主馬殿へ

胡椒入支那鉢一箇、十一斤入

七月十七日〔六月九日〕○新曆二十七日ニシテ、元和七年六月九日ニ當ル、我等は行きて前記の贈物を獻じ、親しく款待を受け、好意を以て迎へられたり、國王の弟は、國王（松浦隆信）即ち彼の兄が皇帝の一族（牧野忠成妹）の婦人と結婚せし事、又我等の船が安著せし事等の良き報道に對して祝杯を擧げたり、

七月二十一日〔六月十三日〕○新曆三十一日ニシテ、元和七年六月十三日ニ當ル、（松浦隆信）トノより、我等とオランダ人とに送られたる傳言によれば、皇帝とその委員會との命に基き、我等は四艘の船を河内に戻さざ

松浦隆信英  
蘭兩國船ヲ  
リシテ平戸ヨ  
河内ニ移



ラシメント  
ス  
逆風ニヨリ  
廻航ハ困難  
ナリ

元和七年雜載

三〇二

るべからずと、之に對して、我等は答へて曰く、我等が同船を平戸に入港せしめたるは、彼等の要請によるものにして、その爲めに少からず危険を冒せしなり、今や逆風となりて、船を再び戻す事は不可能なり、近日中に、我等は皇帝の宮廷に赴きて、その手に接吻すべきを以て、その間或は少くとも國王が平戸に歸還する迄、船をその儘に留め置くべしと、彼等は之を許可するを不快となせるもの如し、○下略、松浦氏借銀申込ニ對スル英蘭兩國商館ノ返答ノコトニカ、ル、七年雜載

諸家ノ條ニ收ム、

七月二十二日〔六月十四日〕○新曆八月一日ニシテ、元 ○下略、借銀ニ關シ英蘭兩國商館再ビ返答セシコトニカ、ル、七年

雜載諸家ノ條ニ收ム、

七月二十三日〔六月十五日〕○新曆八月二日ニシテ、元 我等は、河内に赴きて、(キャプテン・ロバート・アダム) 提督を訪れ、新

邦人ト和蘭人トノ間ノ紛争

松浦隆信和蘭人ノ死刑ヲ請求ス

築家屋を見、又材木の勘定を爲したり、又その地に於て、日本人とオランダ人との間に紛争ありし事を知れり、同様の事は、二日以前に、平戸に於ても發生せり、(平戸) 同地に於ては一オランダ人が二名の日本人を刺し、若しくは傷つけしなり、その爲め彼等は、彼を散々に毆打して囚禁せしが、その儘本日に及べり、トノはオランダ人に對して、豫め死刑に行ふべき約束を爲すに非ざれば、彼を引渡す事を肯んぜずと傳言せり、オランダ人は、之を爲す

事能はざる由を答へたり、彼が日本人を殺害せし事實無きを以てなり、而して彼等は、彼が日本人を傷つけたると同様に、若しくはそれ以上に彼を傷つくべき事を望みたり、かくして事件は未解決の儘本日に及びたるなり、

七月二十四日〔六月十六日〕○新曆八月三日ニシテ、元 余は河内なる提督キャプテン・アダムスの許に、トビオ殿を派して書翰を送り、波止場に於て測量をなし、階段を築かん事を告げたり、

オランダ船に乗組める亂暴なる海員等は、酩酊して路上に於て小兒等を馬蹄にかけ、日本人を鞭打ち、又之を斬りたり、されば警吏は、その内二人を捕へて囚禁し、その儘首を刎ねたり、

余は、ジェームス・レスターと呼ぶスコットランド人が、長崎に逃走せんとせし由を聞きたり、則ち余は小舟を派して、彼を連戻したり、

七月二十五日〔六月十七日〕○新曆八月四日ニシテ、元 余はキャプテン・ロバート・アダムスに書翰を送り、又逃亡者レスターを河内に送りたり、又オランダ人マティアスは、(チャコニス) スワツゲルと共に、本日、曩に彼等を長崎に運び來りしジャンク船にて、交趾支那より平戸に到

元和七年雜載

三〇三

和蘭人船員ノ亂暴

蘇格蘭人トイハスニ逃走ス

和蘭人トイハスニ來著ス



べばーこー  
ん號

英吉利船澳  
門沿岸ニテ  
掠奪ヲ行ハ  
ントス

べばーこー  
ん號河内ニ  
入港ス

船主まつし  
うもーとん

元和七年雜載

三〇四

著せり、彼等の言によれば、彼等は<sup>(澳門)</sup>アマカウ附近に於てペパーコーンと呼ぶイギリス船に出會ひたるが、同船には、昨年アマカウ附近に於て難破せるウニコルン號に事務長たりし商人<sup>(クリストファー・ボーゲンズ)</sup>ブジムス君來り、彼は今やペパーコーン號にて當地に向ひつゝある由なり、尙マテイアスの言によれば、同船は日本に來航するに先立ち、八月中旬までアマカウ沿岸に留まり、捕獲物を探索せんとする由なり、神よ同船に多幸を與へ給へ、たゞ事業を繼續する爲めに我等が如何なる用意を整ふべきかに就きて、彼等が何等我等に書送るところ無かりしは、怠慢なりといふべし、

七月二十六日〔六月十八日〕<sup>○新曆八月五日ニシテ、元和七年六月十八日ニ當ル、</sup>貨物ノ處分、鉛ノ價格、竝ニ武器、捕獲出禁止ニ關スル書翰ヲ受取ルコトニカ、ル、六、夜に入りて、我等はペパーコーン號が、平戸の河内碇泊所に到着せりとの報道を受けたり、則ち我等はエドモンド・セイヤー君、ジョン・オステルウィック君、竝にハリード・ドヅウオースを船に派して、諸白一樽、新鮮なる麵麩五十塊、豚一頭、牝鶏十七羽、雉四羽、その他大根、胡瓜、メロン等を送致せり、而して程無く船主<sup>(マッシュ)</sup>モートン君は、商人<sup>(クリストファー・ボーゲンズ)</sup>ボギンス君、事務長<sup>(ジョージ・クリスマス)</sup>ジョージ・クリスマス君と共に上陸し來り、次の書翰を余の許に齎したり、

じやかとら  
ノ理事りち  
やるとふあ  
ーすらんと

理事リチャルド・ファースランド氏より一通

トーマス・ブロッケドン氏より一通

ジャカトラ發、四月十九日<sup>○新曆二十九日ニシテ、元和七年三月八日ニ當ル、</sup>附

尙同書翰には、帳簿を整理すべしとの指令書と、廣幅羅紗四百四十五號及び二百三十二號二〔反〕及び<sup>(ジョージ・クリスマス)</sup>ジョージ・クリスマスによりて認證せられたる荷送狀一通を添へたり、

ジョン・ジョーデイン君の同文の手紙二通、<sup>○新曆十九日</sup>バタニア發、六月九日及び十一日<sup>及ビ二十一日</sup>ニシテ、<sup>○新曆十九日</sup>元和七年四月三十日<sup>及ビ五月二日ニ當ル、</sup>附、<sup>○新曆十九日</sup>サートーマス・ウィルソンより一通、<sup>○新曆十九日</sup>ロンドン發、一六一九年十一月十七日<sup>○新曆二十七日ニシテ、元和七年十月二十二日ニ當ル、</sup>附

七月二十七日〔六月十九日〕<sup>○新曆八月六日ニシテ、元和七年六月十九日ニ當ル、</sup>余はペパーコーン號より、五箱のレアル貨を受取りたり、事務長<sup>(ジョージ・クリスマス)</sup>ジョージ・クリスマスの手を通じてジャカトラの理事<sup>(ファースランド)</sup>ファースランドより送致せられしものなり、二萬レアルあるべし、余は自ら受領書を認め、廣幅羅紗二反を添へて之を渡したり、又<sup>(ムイエン)</sup>ムイエン號若しくはムゴン號と呼ぶオランダ船がジャカトラより當地に來著せり、同船にて、オランダ人アルバルツス歸り來りて、余に次の數通の書翰を齎したり、即ち、ペパーコーン號の以前の受領書の謄本一通、六月二十日<sup>○新曆三十日ニシテ、元和七年五月十一日ニ當ル、</sup>附の理事リチャルド・ファースランドの書翰一通、他に同月三十日

むいでん號

元和七年雜載

三〇五



ばたびあ防衛會議ノ辭令

じよんえいぐりー殺害セラル

れある貨ノ闕損

れある貨ト替丁銀トノ兩

元和七年雜載

三〇六

○新曆七月十日ニシテ、元和附の防衛會議報告書一通、書中、我等の船隊を本年マニラに歸還せしむべき旨と、ウイリアム・ジョンソンを提督となし、(英人)キャプテン・ロバート・アダムスを副提督となさしむる旨を記したり、

七月二十八日(六月二十日)○新曆八月七日ニシテ、元和、エリザベス號の事務長助手ジョン・エイヴリーは、(ヤン・ヤンセン・ファン・ハンブルク)ジョン・ファン・ハンブルグと呼ぶフレミング人(おらんだに)よりて受けたる傷の爲め、今朝死亡せり、

七月二十九日(六月二十一日)○新曆八月八日ニシテ、元和、余は(クリストファー)ボーゲンズ君、(ウイリアム)ワイートン君、(エドモンド)セイヤー君、オステルウィック君、リチャルド・キング、及び余の立會へる所にて、ペパーコーン號より陸揚したる第二十一號の箱を開きたり、その内容を計算し秤量したるに、四千里アルに不足する事二レアル四分の三なりき、

本日、オランダ人は、提督アダムス以下イギリス人等を晚餐に招きたり、  
七月三十日(六月二十二日)○新曆八月九日ニシテ、元和、我等は本日、レアル貨を丁銀に兩替せり、  
クシクロン殿に、千五百レアル

一二〇〇〇貫知

船員等ノ捕獲貨物ノ分配要求ニ關スル會議

まにら渡航邦人ノ給料

バスクアル(ボニタ)に、千六十二レアル半 八五〇〇  
ジョン・ポルティス及びハルナンド(シメネス)に、六百二十五レアル 五〇〇〇  
ハツチ君(アサシ)に、百二十五レアル、丁銀にして 一〇〇〇

八月一日(六月二十四日)○新曆十一月十一日ニシテ、元和、我等は船員等に對して、捕獲貨物の十六分の一を與ふる件、及び提督と船隊の司令官等との連名にて之を保證すべき件に就きて、會合を開き相談せり、之を得ざる時は、船員等は、今度の第二回マニラ航海に参加する事を欲せざるを以てなり、(歐文材料第八號參照ノコト)

八月三日(六月二十六日)○新曆十一月十三日ニシテ、元和、余は提督キャプテン・ロバート・アダムスに對して、丁銀二貫目を渡したり、我等の船隊にて、マニラに赴きたる十人の日本人の給料として、一人に付き、百匁宛支拂ふ爲めなり、其名は次の如し、

- ジェンゾー
  - サンシエロー
  - キユイシテイ
  - キユサ
- ムーン號に便乘、

元和七年雜載

三〇七



ブル號に便乘、

マティアス

ゴレサク

チューストロー

シエングロー

キュジェロー

ギバツチ

エリザベス號に便乘、

平野藤左衛門ノ商談

八月四日〔六月二十七日〕○新曆十四日ニシテ、元和七年六月二十七日ニ當ル、我等はマニラ船隊にて來りし生絲を、

悉く堺〔余野〕の藤左衛門殿に賣渡したり、次の如し、

上質白色ポール生絲 百斤に付き 三貫一〇〇〇知

二級ポール生絲 同 二八五〇

ケンシー、即ち油引生絲 同 一九〇〇

細目の生絲 同 二二五〇

白色絹撚絲 同 二二〇〇

黑色ポール生絲 同 二二〇〇

色物ポール生絲 同 二九〇〇

然るにその後程無くして、〔澳門〕アマコンより來れる三、四艘のガリオット船が、長崎に到着し、同船が多量の生絲及び絹織物を齎したる由、報知ありたり、彼は曩に取引履行の證書を自ら認めて、我等に手渡したるにも拘らず、忽ち之を破棄せんと欲する旨を述べたり、

藤左衛門殿が我等の生絲を買入れんとせし證書の内容は、若し彼が要求するに於ては、一種類に付き、百斤を受取る事を得べしと記したるものなり、量に關する協定は無く、又彼が總てを受取るべき事をも記さざりしなり、之は下僕を信賴して、通譯を招かざりしイー

トン君の不注意によるものなり、  
八月五日〔六月二十八日〕○新曆十五日ニシテ、元和七年六月二十八日ニ當ル、〔ヤン・ヤンセン・ファン・ハンブルク〕ジョン・ヨツセンが、イギリス商館に來りて、エイヴリー君を殺害せし廉にて死刑を宣告せられたるオランダ人の助命を乞ひしが、容れられざりき、

八月六日〔六月二十九日〕○新曆十六日ニシテ、元和七年六月二十九日ニ當ル、本日午前、オランダ人等は、エイヴリー君を殺害したるジョン・ジョンソン・ファン・ハンブルグの首を刎ねたり、處刑に際し、五、六人のイギリス人が之に立合ひたり、彼等は、同商館に於て、最初に彼に酒を飲ませ、起つ事

殺害犯人やんせんノ處刑



葡萄牙人虚報ヲ齎ス

ぶる號乗組員捕獲貨物ヲ分配ヲ要ス  
求シテ叛亂ヲ起ス  
煽動者見え  
ていん

能はざるに至らしめ、その後彼自身の家屋内に於て首を斬りたり、

確實なる報道によれば、本日マカオより長崎に入港したる二艘のガリオット船あり、生絲及び絹織物を積載せり、他の二艘は尙ほ外海にありて入港せざる由なり、

又クリストファー・ボーガンス君は、長崎なる一ポルトガル人より書翰を受取りたるが、書中彼は、ウニコルン號が支那に於て難破せし時、同船より逃れ出でし人々〔特に婦人等〕が、如何に鄭重に處遇せられしか、且つ婦人等が、如何に華々しく救出せられしかに就き縷々詳述せり、書中には尙ほその他多くのポルトガル人による虚報ありたり、他の人々よりも亦書翰を受けしが、書中には、我等の船隊がマニラを出發せし後、支那のジャンク船十四艘、ポルトガルのフリゲート船六艘が同地に到着し、現在絹製品と、他の總ての軍需品、食糧品との雙方が、○以下  
闕ク、

八月七日〔六月三十日〕○新曆十七日ニシテ、元和七年六月三十日ニ當ル、ブル號の乗組員は、悉く叛亂を起し、その中三十六名の者は平戸に來りて、余に書面を提出せり、書中彼等は、捕獲貨物の十六分の一を要求せり、その後提督キャプテン・アダムスより書状を送り來りて、スコットランド人ジェームス・マルティンなる者が、若し平戸に來りしならば、捕へて之を鐵鎖に繋がん

英蘭全體會議

前提督英人  
るばいとあ  
だむす副提  
督ヲ固辭ス

蘭人ういり  
あむじよん

事を求めたり、このスコットランド人は、ブル號の船員を煽動して蜂起せしめたるものにして、ムーン號の船員をも説得して、彼等に従はしめん事を約せしなり、〔彼は言へり〕彼等はその貨物を賣拂へり、而して、若しそれが運び去らるゝを默過せば、終に何物をも得る所無かるべきを以てなりと、

八月十日〔七月三日〕○新曆二十日ニシテ、元和七年七月三日ニ當ル、本日、我等はイギリス商館に於て全體會議を開催し、イギリス人及びオランダ人雙方共列席せり、席上、次のマニラ行の航海に際しては、オランダ側が旗艦として船の主檣に旗を掲げ、イギリス側が副旗艦として行くべき事と定められたり、然るに以前の航海に提督たりしキャプテン・ロバート・アダムスは、彼はイギリスより持參したる文書により特權を有し、彼の地位をキャプテン・チャールズ・クレヴェンジャーに譲り、斯くしてジャカトラに向けて歸航すべき所存なりと主張せり、之に對して、彼が引退する事は、他の總ての者をして同様の事を爲さしむるの悪しき先例を示すものなりとの異論出でたり、之に對し彼は答辯して、有り得べき如何なる事よりも寧ろ船隊に於て最も卑賤なる兵卒として行き度し、且つ又三、四日間は旗を前檣に掲げずして、その間に爲し得べき最良の方法を人々と相談し度き旨を述べたり、〔ウイリアム〕又かくしてジ



そん提督ニ  
任命サル

元和七年雜載

三二二

△  
ン・ジョンソンは提督に任命せられ、明日彼の旗を主樁に掲げる事となりたり、而して防衛會議の諸規則は、明日全船隊の甲板上に於て朗讀せらるべきこと、而して、乗組員の員數を把握し、且つかくして以上の議事に對し反論ありや否や、各人の意見を知らんが爲に、人員點呼が行はるべき事も議決せられたり、

すわん號船  
長某ノ暴行

同會議に於ては、帆船スワン號の船長にして軍事會議の委員たる<sup>○名ヲ</sup>なる者の惡態に

關して、以下の事が議題とせられたり、即ち彼は捕獲せるジャンク船第五號に、夜分武器と多くの燈火とを所持せる四、五十人の船員と共に闖入し、而して、冷靜を保ちたるイギリス人等を打擲し、掠奪し、且つ船に放火し、イギリス人をその儘船中に遺し去れり、若し救助せられざりせば、イギリス人は焼死せしならんと、之に對し、提督<sup>△</sup>ジョンソンは我が船員も彼の船員に凌辱を加へたる事を答辯せり、本件は遂に彼等がジャカトラの防衛會議に臨む迄延期せられたり、

ういりあむ  
じよんそん  
提督ニ就任  
ス

八月十一日〔七月四日〕<sup>○新曆二十一日ニシテ、元</sup>本日、<sup>△</sup>ジョンソンは、オランダ、イギリス雙方の提督に就任し、告示がオランダ、イギリス雙方の各船上に於て行はれたり、曩に上官反抗罪に問はれし囚人等は總て、オランダ側はキャプテン・アダムスの請求によ

あんどれあ

長谷川藤正  
平戸ヲ通過  
ス

英國商館ノ  
會議  
前提督るば  
いとあだむ  
す再ビ副提  
督解任ヲ希  
望スルモ衆  
議之ヲ容レ  
ズ

り、イギリス側は提督<sup>△</sup>ジョンソンの請求によりて、釋放せられたり、

支那頭人は、アンドレアスと共に長崎に行きたり、我等の船を傾船修理すべく支那頭人のジャンク船を連れ來らんが爲めなり、

八月十二日〔七月五日〕<sup>○新曆二十二日ニシテ、元</sup>權六殿は、長崎に行く爲め、當地を過りたり、キャプテン・レオナルド・カンパス及び余は鉛の價格の事に就き、彼の許に赴きたり、彼は當に出立せんとする所なりしを以て、我等が彼に隨ひて長崎に赴くべき事を希ひたり、八月十三日〔七月六日〕<sup>○新曆二十三日ニシテ、元</sup>イギリス、オランダ兩國のマニラ艦隊の前提督キャプテン・ロバート・アダムスは、今度副提督に任ぜられたるに就き、次の人々の會議を召集せり、即ち、船員側、キャプテン・チャールス・クレヴェンジャー、キャプテン・エドモンド・レニス、ジョン・ムンデン君、アーノルド・ブラウン君、商人側、ジョセフ・コクラム、

ウィリアム・イートン、リチャード・コックスなり、席上、彼は次のマニラ向け航海に副提督として行く職を解かれん事を要求し、示すに、來舶する最初の船にてイギリスに向け歸還することを許可する旨のイギリスに在る尊敬<sup>△</sup>すべき會社<sup>△</sup>よりの解任狀を以てせり、然るに防衛會議が彼を第二位の選出者となせし故に、彼はキャプテン・チャールス・クレヴェ

元和七年雜載

三二三



英蘭兩國商館長崎出張ヲ計畫ス

航海用貯藏品ノ注文

精米

元和七年雜載

三一四

ンジャーにそれを當てんと努めたりしが、我等は猶ほ皆一同に、彼に副提督たらん事を勸奨し、終に彼は之に従ひて、明朝彼の旗を前檣に掲げる事とせり、

我等とオランダ人とは相談して、明朝キャプテン・スペックと他の一人のオランダ人とは、コクラム君及び余と共に明日長崎に赴き、我等の鉛の價格の件に就き、解決を與へ、又皇帝及びその委員會に對し、贈物として贈與すべき品を調達すべきことに一致せり、

八月十四日〔七月七日〕○新曆二十四日ニシテ、元和七年七月七日ニ當ル、我等はクシクロン殿及び油商と、以下の物品に就き約定を爲したり、即ち、

ビスケット三千斤、百斤に付き、四十四匁五分の定、

精米四十ガンタス○一がんとすハ略入六百俵、オランダ人支拂の事、

大麻一万斤、百斤に付き、七十七匁五分の定、

右は、船の貯藏品として、日附後三箇月以内に引渡さるべき事、

又、ニコラス・マルティンと次の物品に就き、約定を爲したり、即ち、

ビスケット二萬斤、前記の價格にて、

ラック酒三十樽、總て一萬ガンテスなり、丁銀一匁に付き、二ガンテスの定、

牛肉商人

むしん號事務長にイラぶる號事務長わつつ

英蘭兩國商館長崎ニシテ、元今朝コクラム君及びリチャード・キング向ケ出帆セメハ雨ノ爲メ引返ス

又、余は牛肉代として我等の牛肉商人ヨシオゼモン殿に、内金として一貫目支拂ひたり、彼はその内より、他の牛肉商人ゲンネモン殿に、一頭分三十匁の價格にて牛肉十九頭の代として、四百七十匁支拂ひたり、

八月十五日〔七月八日〕○新曆二十五日ニシテ、元和七年七月八日ニ當ル、余は事務長等に對し、丁銀にて次の如く支拂を爲したり、

- 一貫目、ムーン號事務長ニーヴ君へ 一貫 〇〇〇匁
- 一貫目、ブル號事務長ワッツ君へ 一 〇〇〇 〇
- 五百匁、(バルスグラウツ)バルスグロウヴ號事務長ダニエル・ホワイト君へ 五〇〇 〇
- 五百匁、ペバーコーン號事務長クリスマスへ 五〇〇 〇

又余は手袋及び靴の製造人に、舞踏靴四足代、一足に付き二匁の定にて都合八匁を支拂ひたり、更に同人に、刀の櫛の赤革の代二匁を支拂ひたり、

八月十六日〔七月九日〕○新曆二十六日ニシテ、元和七年七月九日ニ當ル、今朝コクラム君及びリチャード・キングと共に長崎に赴くべく乗船せり、我等の鉛の代金の受領に關し權六殿に相談せんが爲めなり、キャプテン・カンパス及び(蘭人)ヴォークス君も同じく乗船せり、然るに我等の出發の當

元和七年雜載

三一五



初に當り、大雨至りたり、則ち船に被覆無かりしを以て、引返したり、我等はマニラ船隊の爲めに、以下の貯藏品に就き、約定即ち契約を爲したり、即ち、鐵炮鍛冶とは一匁に付二ガンタスの定にて、並製ラック酒五千ガロンを三箇月以内に引渡すべきこと、大炊殿及び彼の息子とは、一匁に付四ガンタス四分の一の定にて赤きガルヴァン酒一萬ガンタスを提供すべきことに就き契約せり、

八月十七日〔七月十日〕○新曆二十七日ニシテ、元和七年七月十日ニ當ル、我等は今朝日出後、長崎に向け出立し日没の二時間以前に、同地に到着し、而して、キャプテン・カンプスとオランダ人が、昨夜半に當地に到着せる事を知りたり、

八月十八日〔七月十一日〕○新曆二十八日ニシテ、元和七年七月十一日ニ當ル、我等並にオランダ人は、通譯を權六殿並に平藏殿の許に送り、我等が當地に到着せしことを報じ、彼等の暇なる時我等は往きて彼等の手に接吻せんと欲する旨を告げしめたり、

我等は贈物を取揃へたり、即ち、

猩々緋羅紗 二間  
白色ポール生絲 二十斤

菱形模様入卓子掛 二枚 知事權六殿宛

胡椒 二十五斤

薄手麻紗〔E號〕 三反

猩々緋羅紗 一間

白色ポール生絲 十斤 平藏殿宛

菱形模様入ナフキン 三枚

猩々緋羅紗 一間

菱形模様入ナフキン 三枚 祕書スキダエン殿宛

細工せる縹子、色は様々、三反

著色琥珀織 三反 ヤシモン殿宛

並製緞子 二反

余は支那頭人のジャンク船に搭乗せるアンドレア殿に托して、平戸のイートン君に宛て書翰を送り、鐵製火炮二臺と附屬聯動部品とを添へ、又書中、丁銀二百五十匁を彼に支拂ふ件に就き述べたり、



舊教徒ふい  
んせんとろ  
くすんこつ  
ヲ訪フ

長谷川藤正  
トノ鉛ノ價  
格ニ關スル  
交渉

大御所様

夜に入りて、オランダ人(ライセント・ロメイ)余の許に來訪せり、破門を怖れて、晝間は敢て來訪せざりし爲めなり、彼は余に、舊教徒は何人も、我等に話し懸くことを禁ぜられたる由を告げたり、

八月十九日〔七月十二日〕○新曆二十九日ニシテ、元和七年七月十二日ニ當ル、我等は昨日記したる贈物を持參し、往きて權六殿を訪問せり、彼は鉛の價格に就き自ら語り始め、委員會に於て、百斤に付き四十匁にて充分なりと考へたる以上、彼はそれより多くを我等に與ふる所存は無き旨を告げたり、我等は答へて曰く、皇帝は、若し望まば、無償にて之を入手する事を得べし、しかれども余は、隨意の價格を設定する權限が、(長谷川藤正)閣下の手中に存する事を知る、而して名聲高き大御所様は、百斤に付六十匁と價格を定め、その價格にて、(德川秀忠)船載し來りし總ての鉛を買取らんとし、又現今の皇帝にして彼の息子なる將軍様も、この旨を確認せし事を知れるが故に、我等は閣下に、この事に就き考慮あらん事を望むなり、況んや我等は、一年有半の間遷延を重ね、我等の貨物よりも金錢よりも、何等の利益を擧げ得ず、しかも利子の爲め、金錢を消費するの已む無きに至りたるに於てをや、と、而して我等は、昨年彼自身が百斤に付四十五匁と我等に申出でたる事を彼に告げたり、然れども彼は既に、その旨を記憶せざるも

すきだいえ  
んニ斡旋ヲ  
依頼ス

舊教徒にこ  
らすまるて  
いん  
英蘭兩國人  
ト取引スル  
者ハ破門セ  
ラル

ばんかど

のの如くなりき、かくして晚くなりし爲め、我等は出立し、之に就き、明朝迄に尙ほ一段と思考せらるべき事を、閣下の配慮に委ねたり、

更に余は、彼の祕書スキダイエン殿を訪問し、前記の贈物を持參して、鉛の勘定を結著せしむべく、その主人に想起せしめん事を希ひたり、  
夜に入りて、ポルトガル船の水先案内なるイタリア人ニコラス・マルティンなる者の來訪を受けたり、蓋し日中敢て來る事能はざりし爲めなり、彼の言によれば、イギリス人若しくはオランダ人と賣買し、若しくは彼等と言葉を交し、或は路上に於て彼等に脱帽し、挨拶する者は、總て破門せらるゝ由なり、

八月二十日〔七月十三日〕○新曆三十日ニシテ、元和七年七月十三日ニ當ル、余はイートン君に宛てて書翰を認め、ザザブラ殿の手代のマングスケに托して之を送りたり、書中、權六は、今や我等の鉛に對して、百斤に付き僅々四十匁と申出でたる事、又フリゲート船にて船載し來れる生絲の量目に關し、ポルトガル人に對して、權六と日本商人との間に意見の相異ある事、竝に彼は今や生絲と同様絹織物に付きては、バンカドを爲し居る事を通知せり、又余はイートン君に對し、能ふべくば、我等の生絲を賣却せん事を望みたり、近くこれ等のフリゲート船に



末次平藏等  
ニ翰旋ヲ請フ

鉛ノ價格ニ  
就キテ長谷  
川藤正ト更  
ニ交渉ス

て、十萬斤舶載し來るとの噂あるを以てなり、

我等は、今月十八日に記したる如く、平藏殿とヤシモン殿とに贈物を持參し、權六殿に對して仲介の勞を執りて、鉛の價格に關して解決を與へ、又我等が何を頼りと爲すべきかを我等に告げんことを請ひたり、

オランダ人は、我等と共に、支那頭人の宅にて、夕食を攝り、且つ明日は我等が彼等（蘭人）の宿舍に至りて、晚餐を共にすべしと招待せり、

八月二十一日〔七月十四日〕○新曆三十一日ニシテ、元和七年七月十四日ニ當ル、我等は權六殿の許に使を送り、彼が我等の鉛を買取るべき價格に就きて答を訊したり、則ち彼は答へて、我等が以下の如き自筆の證文を渡すならば、彼は四十五匁の價格に決すべしといへり、即ち、若し皇帝竝にその委員會がかかる代價を與ふることに同意せざる時は、我等は、一段と低額にても手放すべしとの證文なり、之に對しオランダ人も我等と共に、四十五匁にても何程にても、要するに價格を定め度き旨を答へたり、彼は之に就き立腹する事甚しく、爲めに我等の贈物を、オランダ人の宿舍に差戻したる程なりき、

我等はタエモン殿夫人の兄弟の手代ヤンブロー殿に、他の一通の書翰を渡し、權六殿が鉛

三浦按針ノ  
手代ウイ  
アモンに  
ヨリ歸航ス

の代價として百斤に付き四十匁を與ふべしとの斷然たる返答を寄越したる事、竝にウイヤモン殿が船長として塔乗せしジャンク船がマニラより歸著せし事を告げ、又我等の船隊の去りし後、十四艘のジャンク船と六艘のフリゲート船との同地に來著せりといふは、皆目虚言なりし事を通知せり、

ウイリアム（ウイリアム）キャプテン・アダムスの御朱印を携へて、ウイアモン殿が搭乗しマニラに赴きたるジャンク船は、本日午後、福田碇泊所に歸還せり、而してミゲルが上陸し來りて、彼等が甚だ酷き航海を爲したる事、又彼等がイギリス人及びオランダ人の友人なるが故に、スペイン人より凌辱を受け、悪しき待遇を受けたる事を告げたり、彼等は又、我が船隊がマニラを去りて後、我等の掠取し、解放したる空荷の三艘以外には、如何なるジャンク船も同地に入港せざりし事、竝にフリゲート船二艘同地に來著したりしが、我が船隊を怖れて、マニラの背面に行きたる事をも報じたり、

八月二十二日〔七月十五日〕○新曆九月一日ニシテ、元和七年七月十五日ニ當ル、本日又他の一艘のガリオット船（漢マ）マカウより入港せり、該船は、途中十七日間を費して生絲、絹織物、及び黒布即ち原綿を齎したり、



長谷川藤正  
トノ約定成  
ル

まにらノ日  
本人放逐セ  
ラルベシ

和蘭商館長  
平戸ニ歸ル

元和七年雜載

三二二

八月二十三日〔七月十六日〕○新曆九月二日ニシテ、元余はイートン君及びその餘の人々へ書翰を送り、鉛の事に就き、權六殿と約定し得ざりし事と、その他の件とを報じたり、然るにその後に至りて、鉛百斤に付き四十五匁の約定成立せり、

マニラに行きたるワヤモン殿のジャンク船は、長崎に到着せり、而して來著の人々は、總ての日本人がマニラより放逐せられ、今後同處に於て交易を禁ぜらるべしと報じたり、八月二十四日〔七月十七日〕○新曆九月三日ニシテ、元オランダ人竝に我等は、暇乞の爲め權六殿を訪問し、彼の祕書スキダエン殿の許に贈物を置かんとせしが、スキダエン殿は、贈物を受取らずして、權六が遠からず平戸に赴くべきを以て、同地に於て之を贈るを得策とすべしと語りたり、權六も亦我等に語りて、彼は平戸に人を遣はし、同地に於て鉛を秤り分け、直ちに代金を支拂ふべしと言へり、

而して、オランダ人は曩に、明朝我等と共に歸還すべき事を約定せしにも拘らず、夜に至りて、突然平戸に向ひて出立せり、

又余は平戸のイートン君より、手紙を受取りたり、書中、彼は更に白色絹撚絲千百八十八斤を、一斤に付き二十二匁の定にて、トゼモン殿に賣却せしことを述べたり、即ち、

二六貫 〇一五匁 〇分

四 〇八 〇 〇

鹿皮

又鹿皮千二百枚を、最上等の爲め百枚に付き三百四十匁の定にて、トビオ殿に賣却したる

獸皮

又ロシア産の獸皮十五枚を、一枚に付き三十匁の定にて、平藏殿に渡したる由、この分、

四五〇 〇

こつくす長  
崎ヨリ平戸  
ニ向フ

八月二十五日〔七月十八日〕○新曆九月四日ニシテ、元余は平戸より二通の書翰を受取りたり、即ち、一通はオステルウィック君よりのもの、一通はイートン君よりのものにして、その他モルツコのイギリス商館より來れる二通の書翰の寫を添へたり、

八月二十六日〔七月十九日〕○新曆九月五日ニシテ、元我等は、本日平戸に向ひて出立し、以下の支拂を爲したり、即ち、

二七〇匁 〇分

四三 〇

三二 五

滞在中の食費として、  
部屋代として女將に、  
使傭人等へ、  
又贈物として與へたる品々は、次の如し、即ち、キャプテン・華宇の子息に黒色チャウル琥

元和七年雜載

三二三

甲比丹華宇  
ノ子息



支那頭人ノ娘  
瀬戸

珀織一反、支那頭人の娘に同じ物一反、オーガステインの子息に同じ物一反なり、而して我等は、逆風の爲め瀬戸(肥前彼杵郡)に行きて宿泊し、一夜滞在して、宿料として十匁、又魚と南瓜とを贈り來れる、(宿主の)幼兒二名に對して、二匁を支拂ひたり、

あむすてる  
だむ號

八月二十七日(七月二十日)○新曆九月六日ニシテ、元和七年七月二十日ニ當ル、眞夜中頃、我等は平戸に到着し、オランダ船アムステルダム號が同地に入港せる事を知りたり、該船は、島の北方を來りて、[風の爲め]餘儀なく唐津の名護屋へ向ひしが、オランダ人は唐津の日本人と口論に陥りし爲め、彼等は海岸にて争鬪を行ひ、オランダ人一名は殺害せられ、その他數名負傷し、日本人も亦無傷ならざりし由なり、

八月二十八日(七月二十一日)○新曆九月七日ニシテ、元和七年七月二十一日ニ當ル、

○下略、松浦隆信、江戸ヨリ平戸ニ歸リ、英蘭兩國人之ヲ迎

フルコトニカ、ル、七年雜載諸家ノ條ニ收ム、

三浦按針ノ勘定

八月二十日(七月二十二日)○新曆九月八日ニシテ、元和七年七月二十二日ニ當ル、余はトゼモン殿より、故キャプテン・アダムス(ウイリアム)の勘定による廣東緞子百三十三反(百二十八反)に對する證文を受取りたり、一反に付き二十匁の定にて、合計二貫五百六十匁、要求により、丁銀にて支拂はるべきものとす、

又余は、オランダ船アムステルダム號の牧師より、モルツカのマラヨ發、去る七月二十六日(マ)

もるつか英  
國商館長ウ

いりあむに  
こるす

日○新曆一六二一年七月二十六日、附の代理人ウイリアム・ニコラス君(ニコラス)の書翰○歐文材料第一日ハ元和七年七月八日ニ當ル、附の代理人ウイリアム・ニコラス君の書翰ニ見ユ、を受取りたり、書中に於て、彼は我が尊敬すべき雇主に對し、オランダ人が不正なる行動をとりたる由を述べたり、

被覆布

被覆布、即ち綿布四百反を、船舶用にムーン號の事務長ジョン・ニーヴ君に渡したり、内三百三十反は變褐色、七十反は淡青色なり、

松浦隆信英  
蘭兩商館長  
ニ對シキヤ  
ぶてんすヤ  
つくすノ殘  
留竝ニ參府  
ヲ勸獎ス

八月三十日(七月二十三日)○新曆九月九日ニシテ、元和七年七月二十三日ニ當ル、我等及びオランダ人は共に平戸の國王を訪問し、スペイン酒二樽、丁香五十斤、胡椒五十斤を、贈物として持參せり、彼は酒を受取りしが、他は之を謝絶せり、彼は、キャプテン・スベック(ヤコブ・スベック)が皇帝及びその委員會に能く知られたるが故に、且つ又、イギリス商館は日本の制度に通じたる者を遣はす必要あるが故に、彼をして本年江戸に行かしめん事を、熱心に勸獎せり、我等はポルトガル人並にスペイン人の策動によりて、宮廷内に多くの敵對者と、又多數の彼等に好意を寄する者と有するが爲めなりと、之に對し、我等は本件に就き會議を行ふべき旨、且つ閣下が我等に忠告せられし事を永く記憶に留めたく旨を答へたり、

我等は、明後日土曜日なるを以て、オランダの提督、商人、及びその餘の重立ちたる人々を



松浦信辰すべつくす殘留ヲ懲憑ス

こつくす蘭人ヲ招待ス

松浦氏支那頭人借屋ニ於ケル漆喰製造ヲ禁止ス

晚餐に招待せり、然れども提督ウイリアム・ジョンソンは之を拒絶せり、

八月三十一日〔七月二十四日〕○新曆九月十日ニシテ、元和七年七月二十四日ニ當ル、國王の弟たる主殿様は、キャプテン・カンパス及び余に使を派し、取急ぎ彼と會談せんと欲する旨を告げし爲め、我等は直ちに出向せり、彼はその兄たる國王、竝に彼自身より、江戸の皇帝の許に行かしめ、同時に他の事件にも解決を與へんが爲め、是非共キャプテン・スペックを本年當地に滞留せしむべき事を、我等に感知せしめんとの所存なりき、

九月一日〔七月二十五日〕○新曆十一月一日ニシテ、元和七年七月二十五日ニ當ル、本日提督ウイリアム・ジョンソンは總ての重立ちたるオランダ人と共に來り、我等と共に晚餐を攝りたり、而して食事の後に歌舞伎を招きたり、

又内膳正殿は贈物として帷子二枚、即ち一は絹にして他はリンネル製なるを余の許に送致せり、

又裁判官タカモン殿は我等が支那頭人に貸したる家屋にてガルガル○ひんぐー語を製する事を停止せしむべき旨、我等に傳言せしめたり、石灰が隣人たる藝人、即ち歌手に迷惑を及ぼしたるを以てなり、故に、我等は、その家屋を建てる爲めに二百匁を費したるに

も拘らず、製造を停止し、且つ他の場所に新しき家屋を建てて貸さざるを得ざるに至りたり、○下略、豊後殿即チ松浦信實死去ノ風説、リ、ノコトニカ、ル、八月十二日ノ條ニ收ム、

九月二日〔七月二十六日〕○新曆十二月二日ニシテ、元和七年七月二十六日ニ當ル、國王は主馬殿に使を派し、キャプテン・スペックの事に就き、余の回答を示さしめたり、即ち彼が本年は滞在して當面の用件に關して江戸へ赴く事が適當なるべき旨、余と意見の一致を見たりとの回答なり、主馬殿は、かくする事が兩會社にとりて良好且つ有益なる故にその意見を固持すべき様、余に傳言せしめたり、

九月三日〔七月二十七日〕○新曆十二月三日ニシテ、元和七年七月二十七日ニ當ル、ラネレスと名乗る一ポルトガル人長崎より來りて、新任のカピタン・モロたるローパス・セルミエンテ・カラバルレが、理由無くして彼を虐待せりと語りて、我が船隊に雇傭せられ度き旨申出でたり、されど余は彼が我等の爲すところを視ん爲めに遣はされたる密偵に非ずやと疑ひたり、

九月四日〔七月二十八日〕○新曆十二月四日ニシテ、元和七年七月二十八日ニ當ル、テ、外國人ノ日本人購入、武器搬出等ノ幕府ノ禁令ヲ傳フルコトニカ、ハ、ル、七月二十七日ノ條ニ收ム、我等はオランダ船アムステルダム號に晚餐に招かれたり、席上飲物には事闕かざりき、

葡萄牙人らねれすこつくすニ雇傭ヲ望ム

密偵ノ疑

あむすてるだむ號上ノ晚餐



瀝青ヲ燒失ス

歌舞妓

蒔繪ノ代價

遊戲盤

九月五日〔七月二十九日〕○新曆十五日ニシテ、元和港ノ外國船ヲ檢閲セシムル理由入  
ニ其使備人囚獄ノ理由ヲ河内ノ奉行ニ糺スコトニカ、ル、七月二十七日ノ條ニ收ム、  
 又ペーパーコーン號の我が海員等は、不注意によりて、ホッド一杯分の物質、即ち瀝青を燒失せり、是、河内にある我等の家屋と市街とを總て燒き盡したるに等し、又、一本に付き二十、三十、乃至四十匁に價する木、即ち圓材、約五十本を燒失せり、  
 又余は、七十匁に相當する二枚の丁銀を、歌舞妓に送たり、オランダ人の當地に來りし時に演ぜし代價なり、

九月六日〔八月一日〕○新曆十六日ニシテ、元和是都の蒔繪師カンゼモン殿に、次の口數の蒔繪の代價として、丁銀にて一貫三百六十五匁を支拂ひたり、

日本風の蒔繪ある水差と鉢との組物五組、一組に付き八十匁の定

四〇〇知分

同じ品と鉢との組物一組、但し把手二箇付

九〇〇

蓋付のミルク酒用の蒔繪ある壺、即ち椀、六組、一組に付き四十匁の定

二四〇〇

遊戲盤、駒共に、六組、一組に付き七十匁の定、

四二〇〇

日本風の黒塗の水差と鉢との組物、五組、一組に付き二十五匁の定

一二五〇

同じ品と鉢との組物、把手二箇付、一組

三〇〇

蓋付のミルク酒用の黒塗の壺六組、一組に付き十匁の定

六〇〇

こつくす二  
 英人ノ釋放  
 ラ佐川信利  
 ニ乞フ

九月七日〔八月二日〕○新曆十七日ニシテ、元余はコクラム君及びクリストファーボーゲンズ君を伴ひて、

主馬殿を訪問し、曩に彼等が我等に命じて投獄せしめたる二人のイギリス人を釋放せん事を要求せり、是、我等は昨今の好天候の間に、我等の船内にて使役するため彼等を大いに必要とする爲めに、又、彼等兩人の罪を問はれしは、單なる怨恨に基くものなるを以てなり、即ち一日本人がイギリス人殺害の嫌疑にて捕へられしによるものなり、然れども我等は、その日本人に關しては、既に言を盡したるを以て、今後の審問に就きては、閣下の意に委ぬる事とせり、又余は、我等の樽より鐵環を盗み出したる所を我等が逮捕せし日本人盜賊を釋放するも可なり、と望みたり、之に對し彼は答へて、本件を悉く書面に認め、主殿様に知らしむるに如かず、彼は當に主殿様の許に赴かんとす、と言へり、則ち我等は書面を調へたり、

九月八日〔八月三日〕○新曆十八日ニシテ、元余は權六殿より書翰を受取りたり、書中彼は

ばるすぐら  
 一が號覆板  
 完了ス  
 長谷川藤正



手代ヲ英國  
商館ニ派ス

南京産ぼ  
る生絲

こつくす松  
浦隆信ニ招  
カル

すべつくす  
殘留ノコト  
ニ就キテ議  
ス

元和七年雜載

三三〇

この書翰を持參せる手代等に對し、鉛を秤り分けん事を請へり、  
余は皇帝への贈物として、白色絹撚絲百斤に付き二貫二百匁のもの七十二斤、價格一貫五  
百八十四匁と、白色ボール即ち南京生絲百斤に付き二貫八百五十匁のもの五十九斤、價格  
一貫六百八十一匁五分とを商館内に送達せり、  
權六殿の手代は、平戸の國王の奉行と共に來りて、鉛を一见せり、月曜日の朝秤り始むる  
趣なり、

九月九日〔八月四日〕○新曆十九日ニシテ、元和七年八月四日ニ當ル、正午に、國王は余に使を派し、速かに來らん事  
を求めし故、余は（エドモント）エドワード・セイヤー君を伴ひ、往きて訪問せり、我等は、國王がスペイン

語を話す通譯を一人用意せるを見出したり、彼はその理由を述べて曰く、我等が日本の制  
度に通じ、且つ皇帝及びその委員會に能く知られ居る、我が國人と共に、本年江戸に赴く  
爲め、キャプテン・スペックを當地に滞在せしむる事に決定せしや否やを、今日に至る迄、  
彼に確答せず、反つて、スペイン人、ポルトガル人に先んぜられたる點に就き、我等の通譯  
等は、彼が以前話したる事を、充分理解せざりしものと、彼は疑ひたればなり、スペイン人、  
ポルトガル人が我等の仇敵なるは、長崎及び都の商人等が悉く仇敵なると同様にして、我

等にとりては國王の如き信賴すべき友人は日本に於ては他に無く、我等が若し彼の忠告  
を信ぜざらんとせば、彼には過誤なき故に、我等は、我等の好むが儘に振舞ふべきなり、と、  
これに對して余は答へ、閣下の所存は正當なるべきも、而も余も亦誤りたるに非ず、而し  
てオランダ商館へ彼の通譯をして余と共に赴きて、彼等の回答を聴取せしめば、閣下は之  
を認むるに至らんと述べたり、國王はこれに満足の意を表し、更に余に命ずるに、オラン  
ダ提督、キャプテン・カンパス及びキャプテン・スペックに對し、若しキャプテン・スペック  
が當地に滞在せずば、彼等三人を總て、イギリス及びオランダの事業に關して敵方と信ぜ  
んと通告せしめたり、余はこの言葉を、提督ジョンソン、キャプテン・カンパス、キャプテン・  
スペック及びその餘の者に知らしめたり、然るに前二者はこの事を些細なる事と考へた  
るものの如し、而も該件竝にその他の件に就き、明日全體會議を召集せんと答へたり、余  
はこの旨を前記の通譯ニコラス・マルティンを通じて國王に證言せしめたり、  
又、禁錮せられしイギリス人二人は今や釋放せられたり、然れども提督キャプテン・ア  
ダムスは彼等が他日この事を想起し得んが爲めに彼等をムーン號に乗船せしめ、懲戒の刑  
罰を科したり、彼等が凌辱を加へし事は疑の餘地なく、然らざれば日本人も彼等を逮捕す

二英人釋放  
セラ

元和七年雜載

三三一



るには及ばざりしなるべし、

九月十日〔八月五日〕○新曆二十日ニシテ、元和七年八月五日ニ當ル、我等は本日オランダ商館に於て全體會議を開き、席上、船十艘本年再びマニラに航行すべく、而して舊曆にて來る十一月二十日迄には、出發の用意あるべき事を決定せり、されど、その内ブル號及びムーア號の二艘は、これに先立ちて、十五日乃至二十日以内に出發し、後に他の八艘が指定せられたる碇泊の場所に至る迄、支那沿岸に停泊して、ジャンク船を探索すべき事、但し、若しもその間に荒天の爲め、船が驅逐せらるゝ懼れあらば、その際は、一定の時期にマニラに於て他の八艘と會同すべき事とす、○決議文ハ、歐文材料第九號ニ見ユ

又國王の望みし如く、本年キャプテン・スペックを滞在せしめて江戸に派遣する件に就き、議論行はれたり、然れども、オランダ提督、キャプテン・カンブス、キャプテン・ルフェブル及びその餘の者は、彼がジャカトラなる彼等の理事長により派遣せられ居るを以て、江戸行の事は、遺憾乍ら彼等の権限の及ぶ所に非ずと述べて、これに同意せざりき、而してキャプテン・スペックは、別に急用乃至必要あるには非ざるも、彼を尙ほ一箇年當地に滞在せしむる事は、平戸の國王とキャプテン・スペック及び余自身との間に成立せる既定の事柄

すべつくす  
ノ殘留ニ就  
キ提督ウイ  
リあむじよ  
んそん等よ  
意セズ

松浦隆信こ  
つくすニ遺  
憾ノ意ヲ示  
ス

鉛ノ秤リ分  
ケヲ始ム

松浦隆信日  
本人人夫ノ  
英國人ノ爲  
トメニ働ク  
コトヲ禁ズ

にして、オランダ人が嘗て告知せしところなり、と公言せり、この事に就きて、余は、余として、彼等が余を誣告せし事を神の前にて抗議するものなり、如何となれば、余は、平戸の國王が、本件に關し、余等竝にその他の者にとりて極めて重要な人物なるが故に、唯だ彼を満足せしめんが爲めにのみ、スペックを滞在せしめんとするものにして、何等他意あらざるを以てなり、かくして皇帝の許へ行く事に就きては、何等の議も成立するに至らざりき、これに就き、余は、オランダ人の返答を平戸の國王に通告せしが、この事は國王に殆ど満足を與へざりしなり、この事は、國王が、我等は彼の言葉の眞實なる事、又彼は我等に善き助言を與へし事を知らざるべからず、今後に於てその事を後悔するも遅かるべし、而して我等は過誤を國王に歸すべきに非ず、と答へたるに徴して明らかなり、

九月十一日〔八月六日〕○新曆二十一日ニシテ、元和七年八月六日ニ當ル、我等は本日、我等の鉛を、百斤宛に秤り分け始めたり、百斤毎に一斤を差し與へたり、○中略、松浦隆信、和蘭商館ニ使ヲ派シ、ジャカトニカハル、七月二十七日ノ條ニ收ム、

又國王は、我等に對しても頗る立腹せるものの如く、我等の船を傾船修理すべく働き居りたる我等の人夫に仕事を中止すべき事を命じ、且つ仕事の監督者として採用せし一日本



人を放逐せり、然れども余の請願によりて、人夫は以前の如く働く事を許されたり、  
余は本日、皇帝の奉行に對し、鉛九千二百斤を秤り分けたり、

九月十二日〔八月七日〕○新曆二十三日ニシテ、元  
和七年八月七日ニ當ル、ト、竝ニこっくす松浦隆信ニ對シ長崎  
ニ於ケル火藥買得ノ風説ヲ否定スルコ  
トニカ、ル、七月二十七日ノ條ニ收ム、

余はコクラム君とオランダ商館に赴き、〔蘭人〕彼等が皇帝の許に使を派遣する事に就き、促進者  
たらざりし理由に就きて尋ねたり、而してキャプテン・カンブスは、司令官ジョンソンが  
事柄を抑止せし由を述べたり、

長谷川藤正  
ノ手代鉛ヲ  
搬出セズ

九月十三日〔八月八日〕○新曆二十三日ニシテ、元  
和七年八月八日ニ當ル、我等は奉行等と共に、鉛を秤り分くるに  
就きて、無益の骨折を爲したり、即ち、我等は過ぐる三日の間に、八萬斤以上を秤り分けし  
が、彼等は未だにそれをイギリス商館に置き、一斤たりとも運び去ること無く、爲めに今  
や空部屋は總て充滿せり、而して彼等は、場所を得んが爲め、我等の船用貯藏品を、倉庫よ  
り取去りて、空にせん事を余に望みしが、余はこれを爲す意志無き旨を、彼等に告げたり、  
九月十四日〔八月九日〕○新曆二十四日ニシテ、元  
和七年八月九日ニ當ル、我等は本日、館員總會を開き、席上、平戸の  
國王が、キャプテン・スペックを江戸に行かしめんが爲め、熱心に當地に滞留せしめんと

英國商館員  
總會

英國商館員  
蘭國商館ニ  
抗議ス

するに拘らず、若し提督ジョンソンが彼を送還するに於いては、我等は彼に對して抗議す  
べく、若しも兩國會社の間に故障若くは損害起りたる場合には、我等は總て、彼竝に彼の  
荷擔者に抗議すべしと爲せり、而してイートン君、ジョセフ・コクラム君、エドモンド・セイ  
ヤー君、及びニコラス・ボーゲンズ君を派して、前記總督ウィリアム・ジョンソン、キャプテ  
ン・ルフェブル、キャプテン・カンブスその他の者の面前に於て、之を讀聞かしめたり、然る  
にジョンソンは答へて、スペックスのサン號〔スワン〕にてジャカトラに行く事は、全體會議に依り  
て定められし所なれば、彼をして行かしむべし、と爲せり、

九月十五日〔八月十日〕○新曆二十五日ニシテ、元  
和七年八月十日ニ當ル、 ○中略、松浦隆信こっくす、次イデかん  
ぶすヲ招キテすべっくす滞在ノ件ヲ  
訊シ、參府以前ニ宣教師ノ身分ニ就キ證言スベク又幕府ニ贈物ヲ  
托送スベキコトヲ命ズルコトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、

ういりあむ  
じよんそん  
初志ヲ固持ス

又後刻アルバルツスはイギリス商館に來り、彼等の間に於て三度に亘り館員會議開催せ  
られ、大部分の票は、キャプテン・ジャコブ・スペックスを本年日本に滞留せしむべきこと  
を容認せしが、司令官ジョンソンは、完く之に反對せりと語れり、  
九月十六日〔八月十一日〕○新曆二十六日ニシテ、元  
和七年八月十一日ニ當ル、我等は本日、〔バルスグラーツ〕パルスグラーツ號の説教  
師アーサー・ハッチ君の司會にて、聖餐拜受式を執行せり、

聖餐拜受式



英人水夫暴  
行シ答刑ヲ  
受ク

元和七年雜載

三三六

ペパーコーン號乗組員の一人たる、ウィリアム・バーカーと名乗るイギリス人は、三週間陸上に起臥して、船の仕事に歸らず、昨日は大工の家にて泥酔し、強ひて一婦人と同衾せんとし、彼女の指より無理に銀の指輪四個を奪取し、銀二匁(即ち十二ペンス)に相當する酒を飲み、終に代金を支拂ふ事なく、且つ指輪を携行して、立去らんとせり、而してその家の主婦が彼を捕へしを以て、彼は彼女を打擲せり、こゝに於て隣人等は彼に襲ひかかり、捕縛して、その旨を余に告げたり、則ち余はその家に赴き、彼の懷中より指輪を見出して之を返却し、彼に二匁を支拂はしめ、イギリス商館に連行せり、此處にて彼は答刑柱に縛せられ、答にて先づ六十回打たれ、次に海水に浸して後、更に四十回答打たれたり、

英人運轉士  
泥酔シ海中  
轉落ス

午後エリザベス號の一等運轉士ビーダムなる者泥酔し、船尾なる高さ五尋の絡車より轉落し、該船の傍に在りしジャンク船内に落込みて頭蓋を割り、片手及び片足に重傷を負ひ、危篤の状態にあり、

九月十七日(八月十二日)○新曆二十七日ニシテ、元和七年八月十二日ニ當ル、余はムンデン君(ジヨン)に兩刃の長劍と短劍

にゆいぜい  
らんと號

とを、悉く銀を鍍したる締帶及び懸具付にて四十八レアルにて賣却せり、オランダ船(ニュー・ゼーラント)ニユースーランド號は、夜に入りて平戸に到着し、河内碇泊所に在り、

英蘭兩國商  
館長參府ノ  
節ノ贈物ニ  
就キテ議ス

又我等は本日、鉛四萬六千斤を秤り分けたり、

又イートン君、オステルウィック君及び余は、オランダ商館に赴き、キャプテン・カンブスと共に、(徳川秀忠)皇帝及び彼の貴族に贈呈せらるべき贈物を書附けたり、昨年よりは幾分少なくせり、又我等は、(竹千代、家光)皇帝の子息に對しても、彼が既に成人なるを以て、○秀忠、世子竹千代ニ元服ヲ加ヘ、家光ト名クル

次デ松浦氏  
ニ之ヲ諮ル

コト六年九月六日ノ條ニ見ユ、贈物を呈するが適當なるや否やに就き、相談を爲せり、而してその事は宮廷内の友人等が我等の注意を喚起せしものなり、かくして我等は、本年我等の贈與せんとする贈物を日本文の書類に認め、平戸の國王の委員會に、この中に、更に加ふべきものありや或は削るべきものありや、又若き王子、即ち皇帝の子息、その他、(松浦隆信)閣下の適當と思ふ人にも贈物を呈すべきや否やを尋ぬる事に決したり、

我等は權六殿の指圖により、鉛の代金として、丁銀五十貫目を受取りたり、

こつくすふ  
いんせんと  
ろめいんと  
紹介狀ヲ與  
フ

九月十八日(八月十三日)○新曆二十八日ニシテ、元和七年八月十三日ニ當ル、余は(フインセント・ロメイ)グインセント・ローメン別名ランスマンに宛て、本日附のカンボジャ行きの紹介狀を差出したり、彼はオランダ人にして余の友人なり、

國王は余の許に使を派して、ポルトガル人のカピタン・モロの利益の爲めに、權六が、三人

元和七年雜載

三三七

逃亡セル葡



のラスカロ達○歐洲船舶ノ東洋ニテ雇傭が若しも逃亡してオランダ人若しくは我等の船上に在らば、返還されべき旨の書翰を送り來りし事ありやと、余に告げたり、之に就き余は答へて、かゝる事柄に就き余は何等關知する所なし、イギリス商館内にはかくの如き者一人も在らざるを以てなり、然れども、何者か船上に在らば之を訊したる上、閣下に報告致すべしと述べたり、

又ピーターワッデンが、ジャカトラに行くべきか、船隊に殘留すべきかを識別する爲めの會議開かれたり、

九月十九日八月十四日○新曆二十九年八月十四日ニシテ、元和七年八月十四日ニ當ル、余は丁銀十一貫目をクシユクロン殿に支拂ひたり、その内十貫九百九十七分四分は、昨年の船隊用貯藏品の皆濟に充てたるものなり、○下略、松浦信實、死去ノコトニカ、ハ、ル、八月十二日ノ條ニ收ム、

九月二十日八月十五日○新曆三十年八月十五日ニシテ、元和七年八月十五日ニ當ル、國王は、我等及びオランダ人が本日太郎左衛門の許に集り、江戸に赴く事に就き相談すべく、而して提督ジョンソンも我等と共に來るべしとの命令を送り來れり、然るに彼は出向く事を拒絶し、夜に至る迄之を避け、而もその後に至りて、明朝行かんとの通告を爲したり、

九月二十一日八月十六日○新曆十月一日ニシテ、元和七年八月十六日ニ當ル、○中略、英蘭兩國ノ提督等、松浦隆信ノ就議スルコトニカ、ル、元和六年七月六日ノ條ニ收ム、

又彼等は國王が翌年我等の船の來る時、すべての船を河内に止めて、平戸に入れしめざる様に望む由を語りたり、之に對し、我等は答へて、我等の住居が平戸にある以上は、毎年五、六艘は、平戸に入港するを許されん事を願ふものなりと述べたり、之に對して彼等は、

然らば先年遭難せし難破船○蘭船えきすべでいしよん號暴風雨ノ爲メ平戸港内ニテ、難破ノコト、一六二〇年十二月十三日附こつくす書翰ニ見ユ、六年雜載歐文材料、を港より除去すべし、然らざれば、若し他船の事故出來せし際、如何なる第六號ニ收ム、を港より除去すべし、

若し他船の事故出來せし際、如何なる舟艇船舶も同港に入る能はず、彼の港は爲めに使用に堪へざるに至るべし、と答へたり、

かくして彼等は、本件を熟慮すべき事を、我等に委ねたり、オランダ人等は、彼等の船がジエームス・ロイヤル號より落下せる綱に懸りて難破せしめられたるものなるを以て、その費用の一半は、當然我等の負ふべきものなり、と主張せしを以てなり、○下略、長谷川藤正、トニカ、ハ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、

又余は、マラッカ諸島より、マラヨ發八月九日附のシーランド號（ニユー・ゼーランド）に托せられたる、ウィリアム、ニコラス君の書翰を受取りたり、



九月二十三日〔八月十八日〕○新曆十月三日ニシテ、元和七年八月十八日ニ當ル、我等の火藥を乾し置ける火藥庫は、今夜、何等かの害を加へんが爲めに來りしならんと察せらるゝ者共によりて包圍せられたり、然るに發見せられし爲め、彼等は逃亡し、彼等を乗せ去るべく準備せられし小舟に乗りたり、彼等の内五人は、倉庫の附近に現はれ、哨戒中の我等の部下一人が、短かき鎗を以てその一人を刺したり、同人は、尙他の一人を鐵の矛先によりて捕へしが、矛先が釘付悪かりし爲め、彼はそれを引抜きて持去り、かくて、殘餘の者共と共に、前述の如く逃亡せり、思ふに彼等はスペイン人及びポルトガル人の指嗾によりて、我等の火藥を總て爆破し、我等の航海を破滅せしめんとせしもの如し、そは、皇帝が我等に對して、最早火藥の購入搬出を許可せざることを知るが故なり、

九月二十五日〔八月十九日〕○新曆十月四日ニシテ、元和七年八月十九日ニ當ル、本日、鉛四萬六千斤秤り分けられたり、余は國王の祕書太郎左衛門殿の許に赴き、我等の火藥庫を爆破せんとせし陰謀に就き、余竝にその餘の者は、之をスペイン人及びポルトガル人の煽動に據るものと推測する旨を告げたり、彼は之に驚き、王にその旨を知らしむべき事を、余に語れり、

又その後に至りて、ルイ・マルティンその他二人のポルトガル人が、昨夜日没の後遅く平

戸を出發し、彼等の小舟に乗りて、灣の奥なる我等の火藥庫に近づき、火藥庫爆破の遊戯を見物せんとせしが、事件露顯せしを以て、急ぎ逃れ去り、又その事を實行せんとせし悪漢等も、他の小舟に乗りて、平戸に向け逃れ去りたりとの報告を受けたり、我等は、彼等の内孰れかの者を發見せんことを期待す、○下略、松浦信實ノ葬儀ノコト竝ニ松浦信清ヲ養子ト爲スコトニカ、ル、八月十二日ノ條ニ收ム、

九月二十五日〔八月二十日〕○新曆十月五日ニシテ、元和七年八月二十日ニ當ル、余は國王の祕書太郎左衛門殿の許に赴き、矛先を引抜きたる賊、及びその同類二名を發見せし事を告げ、我等が彼等の裁判を爲し、何人が我等の火藥を爆發せん事を煽動せしかを、彼等に強ひて白狀せしめん事を、國王に傳ふべく望みたり、彼は、その事を果さんと約諾せり、されど彼は、先づこれ等三人の罪を暴きし我等の證人、即ち奉行竝に彼等を發見し、余とその他の者に知らしめたる火藥庫附近の隣人等を、自ら取調べん事を欲したり、

次に主馬殿は、我等の通譯及びオランダの通譯を招き、國王は碇泊所より難破船の取拂はるゝ迄、我等の船の入港を一切許さざるに就き、我等もオランダ人も共に該難破船を港内より除去する事に關して、明日正午に回答すべき旨を、國王よりの命令として、我等に告げしめたり、



又以前にペパーコーン號がブル號に對して爲せしが如く、ブル號がその傾船修理を助けるが爲めにペパーコーン號の船側に碇泊し、一枚の板が船より船に渡されしが、ムンデン君が正に之を渡りつゝありし際、ペパーコーン號の船員なる亂暴者はその板を肩にて持ち挙げ、彼を二船の間に投落したり、二船は極めて接近し居りし爲め、幸に彼は海中に轉落せざりしも、若し轉落せば、救はるゝことなく、溺死せしならん、されど彼は轉落の爲めに、痛く擦傷を受けたり、

九月二十六日(八月二十一日)○新曆十月六日ニシテ、元和七年八月二十一日ニ當ル、我等はオランダ商館に於て、ペ

(英船)

(蘭船ムイデン號)

パーコーン號及びムイデン號の二船の課税乃至評價に就き、イギリスとオランダとの全體會議を開催せしが、船體、橋柱、及び船具に就き、意見の一致を見る事能はざりき、我等はペパーコーン號を三百トンと見積り、一トンに付き五百ポンドの定にて、英貨千五百ポンドと爲したり、而して、オランダ人は、ムイデン號を、我等の船よりも小型なるにも拘らず、同船は一段と新しき造りなりと主張して、英貨二千ポンドと見積りたるを以てなり、かくて本件はジャカトラなる防衛會議に附託する事となりたり、

次に、我等をして、オランダ人と共に醵金に参加して、昨年難破せし船を平戸の港より除

去する作業を手傳はしむる件に就き、議論ありたり、國王が、かくする事を我等に命じたるに依りてなり、之に對し、我等は答へて、該船はオランダの所屬にして、防衛船隊に屬するものに非ざれば、該船を取除く爲め、我等が金を負擔すべき理由無しと述べたり、而も我等は以前、船隊の到着以來、閑暇を得ば、我等の人夫二、三百人を出して、該船の引揚を手傳はしむべしと申出でたりしも、彼等は當時之を輕視せり、而もそれにも拘らず、余は國王に満足を與へんが爲めに、若しもオランダ人が該船を港より除去する件に就き、日本人と約定するならば、余は幾分の費用を分擔すべき旨の證文を、自ら認める事に賛成すべし、但し、我等が幾分の費用を支出するの適否に就きては、ジャカトラなる理事の裁決に委ねべく、その間、費用はオランダ人が總ての負擔を支拂ふべき事を條件とす、と述べたり、我等はリチャルド・シヨルト及び其他のイギリス人が、長崎なる敵方へ逃亡せりとの通知を受けたり、

九月二十九日(八月二十四日)○新曆十月九日ニシテ、元和七年八月二十四日ニ當ル、  
○下略、こつくす長谷川藤正  
等ニ書翰ヲ送り、りちやるとしよる、  
しよると等ノ搜查ヲ依頼シ、松浦隆信モ亦藤正ニ書翰ヲ送ルコトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、

九月三十日(八月二十五日)○新曆十月十五日ニシテ、元和七年八月二十五日ニ當ル、我等は全員、キャプテン・スベック



の旅立ちの饗宴、即ち送別會の爲め、オランダ商館に赴き、席上款待を受けたり、  
余はジャカトラ及びイギリス行の、次の書翰を鑑封せり、

理事リチャード・フアースランド君宛一通  
(フアースランド)

トーマス・ブレークドン君宛一通  
〔防衛會議總裁ブロッケドン〕

説教師ジェームス・ライン君宛一通

仕譯帳二冊及び残高帳、C 號及び D 號

贈物の帳簿一冊

事務長の昨年度會計報告簿一冊

船隊及びペパーコーン號の捕獲貨物目錄二冊

提督ウイリアム・ジョンソンに對する抗議文書一通

スワン號にて送らるゝ貨物に對する船積人の受取書二通

代理人ウイリアム・ニコラス君より余に來りし書翰一通 ○歐文材料 第二ニ見ユ、

總督トーマス・スミス君宛一通

總督及び委員會宛一通 ○歐文材料 第六號ニ見ユ、

三浦按針ノ  
妻まりあ  
だむす  
じよんせ  
りす  
こつくす  
兄弟うお  
すたこつく  
す

きやぶてん  
るふえぶる  
松浦邸前ニ  
暴行ヲ受ク

騎士トーマス・ウィルソン卿宛一通

マリー・アダムス夫人宛一通

キャプテン・ジョン・セーリス宛一通

余の兄弟ウオルター・コックス宛一通

キャプテン・プリング宛一通

ヘンリー・スミス君宛一通

スワン号に積み、キャプテン・スペック君に  
托して、ロンドンへ、

十月一日(八月二十六日) ○新曆十一月十一日ニシテ、元和 ○中略、あるはるむによす平戸ニ來  
リ、りちヤるとどしよると伴天連ノ嫌

疑ニ依リ、長崎ニ於テ拘留ノ後、釋放セラレシコト  
ヲ告グルコトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、

キャプテン・ラフェブルは、平戸の無頼なる日本人夫によりて、國王邸の階段を上りしと  
て、打擲毆打せられたり、噂によれば、國王は彼等下手人を連行して、その内數人を死刑に  
處したりと言ふ、然れども、余は之を信ぜず、

十月二日(八月二十七日) ○新曆十二月十二日ニシテ、元和 ○當ル、余は赤きペルー産寶石付の金色の帽  
子用リボンの代金として、丁銀二百四十匁をジョン・ポルツスに支拂ひたり、

余は下記のイギリス人逃亡者に就き、長崎に三通の書翰を送りたり、即ち、ムーン號船長



付助手リチャルド・ショルト、ペパーコーン號水夫長ハリス、同船乗組の他の二人、竝にブル號乗組のアレキサンダー・ヒックス、リューク・アンダーウィック、及びウィリアム・ハリスなり、

ぶる號出火

逃亡英人逮  
捕セラル

ブル號は、賄部屋のランプより火を發せしが、大事に至らずして、消止めたり、

十月三日〔八月二十八日〕○新曆十三日ニシテ、元和七年八月二十八日ニ當ル、日本のバルク船一隻が、迅速に逃亡者を追跡すべく派遣せられ、彼等に追付き、後よりセイヤー君の來る迄、彼等の前進を差止めたり、かくして、彼等は下記六名の逃亡者を連戻りたり、

エドワード・ハリス

トーマス・ジルバート(ギルバート)

ペパーコーン號乗組員なり、

クリストファー・ブトビー(ブトビー)

アレキサンダー・ヒックス

リューク・アンダーウィック

ブル號乗組員なり、

ウィリアム・ハリス

而して、彼等に乗せて去りしバルク船の船主と、彼等を教唆して逃亡せしめたる長崎の一

日本人とは、囚禁せられたり、報知せらるゝ所によれば、國王は、彼等兩人を死刑に處せんとの由なり、

余は本日、ジャカトラ及びイギリスに向け送達すべく、余の書翰をキャプテン・スペックに渡したり、

十月四日〔八月二十九日〕○新曆十四日ニシテ、元和七年八月二十九日ニ當ル、余はスワン號に托して二通の書翰を書送たりたり、即ち、

ジャカトラなる理事ファースランド君宛一通

フィリップ・ガーランドに托して送る、

イギリスなる總督及び會社宛一通○歐文材料第七號ニ見ユ

余は、スワン號にて出立するキャプテン・スペック及びその餘のオランダ商人の許に赴いて、暇乞を爲し、キャプテン・スペックの許へは一ガロン入のアニス水一瓶、マティアス君及びアルバルツス君の許へは各々一ポツテル入のもの一瓶を持參せり、總て硝子瓶にて贈りたり、

十月五日〔九月一日〕○新曆十五日ニシテ、元和七年九月一日ニ當ル、(松浦隆信)トノは、我等及びオランダ人の許に使を派し、各皇帝の分として何百斤の鉛が秤り分けられしかといふ事と、又鉛の切斷の爲めの鐵製

松浦隆信英  
蘭兩國商館  
ニ鉛秤量ノ  
コトヲ訊ス

あにす水



の楔と鍛冶職人とに對して我等が支拂を爲すべき旨權六殿より命令せられたる事とに就きて、我等とオランダ人とが、各々別々に自筆の書附を渡さんことを求めたり、之に對し我等は答へて、秤り分けられし、斤數の正確なる計算書は、彼の奉行が之を所持する旨を述べ、且つ鐵製の楔の代金は、我等の以前約束せし如く、仕事の濟みたる後、それが我等の所有となる故に、之を支拂ふ事を承諾するも、働きたる職人に對しては、權六が支拂ふべき筈なり、と述べたり、

すわん號出帆ス

十月六日〔九月二日〕○新曆十六日ニシテ、元スワン號は、本日午後出帆せり、而して、余及びその他の商人は彼に別れを告げんが爲め船上に赴きたり、又提督ジヨンソンは、豫想せし如く、その野鄙なる性格に従ひて、彼に粗野なる訣別の辭を與へたり、

幕府買上ノ鉛二十萬八千斤ノ勘定

十月七日〔九月三日〕○新曆十七日ニシテ、元余は、日本の皇帝の分として秤り分けられたる鉛二十七萬八千斤の受取書を、平戸の國王に配送即ち交付し、而して權六殿の命により、鉛二十七萬八千斤の皆濟として、七十五貫百匁を受取りたり、而して五十貫文は先月十七日に受取られたり、百斤に付き四十五匁の定にて、總て百二十五貫百匁にて、日本の皇帝なる將軍様に賣却せられたるなり、

逃亡英人絞首刑ノ宣告ヲ受ク

十月八日〔九月四日〕○新曆十八日ニシテ、元本日、六人の逃亡イギリス人は問罪せられたり、彼等の大部分は二重の逃亡者にして、若干は重罪人なり、故に全館員の同意を得、軍法に依りて、絞首刑に處せらるべき宣告を受けたり、彼等の送還せしめられたる本十月三日の條に見ゆる如く、彼等の内三人はブル號乗員にして、三人はペーコーン號の乗員なり、次いでジェームスマルティンと名乗る者が、若干の人々に依りてこの無法の發起人なりとて告發せられたり、彼はスコットランド人にして、從來に於ける總ての上官反逆の煽動者、乃至鼓吹者なりし事、發見せられたり、かくて提督ロバート・アダムスは、彼を捕へて陸上に連行すべき委任狀を送り、而して彼自ら答辯を聞かんが爲めに、彼を牢に投ぜり、

煽動者じえいむすまるといん

十月九日〔九月五日〕○新曆十九日ニシテ、元○中略、宣教師ろばす等、平戸ニ來泊セルニラレシコトニカ、ル、六、就キ、こっくす松浦氏ニ處置ヲ求メ、謝絶セ

逃亡英人ノ處刑

提督キャプテン・アダムスは、余自身及びオステルウィツクを除く司令官商人等全員と共に、宣告を受けし人々の處刑を見んが爲め、河内に赴きたり、彼等の内四人は、死刑に處せられたり、即ち、水夫長エドワード・ハリス、○以下闕ク、決議文ハ、歐



松浦隆信あ  
るうあろむ  
によすヲ平  
戸ノ町ヨリ  
追放ス

長谷川藤正  
ノ書記やし  
もんニ餞ヲ  
贈ル

教父ノ密偵

べばーこー  
ん及ビむい

十月十日〔九月六日〕○新曆二十日ニシテ、元和七年九月六日ニ當ル、本日、アルヴァロ・ムノイスは、余の苛責を挑まんとする心を満足させる事無く立去りたり、この悪漢は當地に滞在して我が船員に逃走すべき事を教唆せしものなるが、今やトノに依りて、町方より去るべき事を命ぜられたり、  
十月十二日〔九月八日〕○新曆二十二日ニシテ、元平戸來泊ノ宣教師ニ關シテ訊問ヲ受ケタルコトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、

十月十三日〔九月九日〕○新曆二十三日ニシテ、元權六殿の書記ヤシモン殿が、皇帝の鉛を携へて都に上り、更に江戸に赴かんとするを以て、余は往きて彼を訪問し、麝香を加へて蒸溜せし強きアニス水一ポットルを持參せしが、彼は好意を以て之を受けたり、彼は、彼と共に在りし仲間を部屋に残し、余を伴ひて別の部屋に入りたり、この事を忿懣の態にて觀察せし者他に若干あり、且つ之に就き彼是言辭を弄せし者もありたり、然れ共、この者は我等に喧嘩を挑む爲め、教父等により派遣せられたる一悪漢、或は一密偵なりき、而も余は、その事に就きては殆ど口外せざりしも、彼等がヤシモン殿の爲めに滞留せしものなりと、他の者の言ひし言葉は、余も之を傾聽せり、

又、本日午後、提督ジョンソン、キャプテン・スペック及びキャプテン・ラフェブルは余を訪

でん號ノ出  
帆協定

らつく酒ノ  
注文

問し、我等の船、パーコーン號は、（蘭人）彼等の船の如く出帆の用意整ひたりや否やを尋ねたり、時日経過せば、我等の敵方が我等に對して時を稼ぐ用意整ふべく、且つ彼等の船、（マイデン）ムイオン號は協定に従ふ用意整ひたればなり、これに對し、我が司令官ロバート・アダマス及びその餘の者は、我等の船も彼等の船と同様、既に用意整ひたり、而して次の火曜日には出帆の用意を整ふべき筈なりと、答へたり、

十月十四日〔九月十日〕○新曆二十四日ニシテ、元又余は長崎なるセイヤー君にこつくヲ命ズルコトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、我等の船隊は總て本日以後二十日以内に出發の用意整ふべく、且つペパーコーン號とマイオン號とは今や出發の用意整ひたるを以て、請負人等に對し「ラック酒一萬ガントスの○自筆本ニヨリ補入ス」總てを即刻送り越すべく申渡すべき事、又、一々に付き八ガントス以上の價格の大麥は最早之を送致すべからざる事を「告げたり」、

十月十六日〔九月十二日〕○新曆二十六日ニシテ、元○下略、長崎ニ於テ將ニ出航セントレ、りちヤるどしよるとハ見出サレザリシモ、槍、長刀、刀等發見押收セラレ、かびたんもろ押收物品ノ賠償ヲ請求セシコトニカ、ル、六年七月六日ノ條、竝ニ七年七月二十七日ノ條ニ收ム、



船主もいと

長谷川藤正  
拘留葡人ノ  
釋放ヲ求ム

十月十七日〔九月十三日〕○新曆二十七日ニシテ、元和七年九月十三日ニ當ル、余はクリストファー・ボーゲンス君と商人頭にしてペバーコーン號の船主たるマシュー・モアトン君との爲めに二通の挨拶状を認めたり、同號はモイエン號を僚船として、船隊中の殘餘の船に先立ちて、マニラへの航海の途につく用意整ひたればなり、その挨拶状の寫しを余は余の許に保管す、權六殿は、ポルトガルのカピタン・モロの爲めに、平戸の國王に書翰を送り、余が商館内に拘留せし老いたるポルトガル人を、彼の許に送還せしめん事を請ひたり、國王は人を派して、この事を余に傳言し、權六殿の書翰を添へたり、これに對し余は答へて、余は以前余に與へられし閣下の許可と特權とによりて、かのポルトガル人を拘留せしものなり、されば、リチャルド・ショルトとその他の逃亡イギリス人との送還せらるゝ迄、留置せんと欲する旨を述べたり、國王は、この回答に満足せしもの如く、その後余はこの事に就き何等聞くとくところ無かりき、

ペバーコーン  
及ビモイ  
エン號出帆  
ス  
船長ほうる  
でん

十月十八日〔九月十四日〕○新曆二十八日ニシテ、元和七年九月十四日ニ當ル、ペバーコーン號及びモイエン號の二船は本日午後出帆せり、而して余は、河内に在りし兩船の船上に赴き、モアトン君、（クリストファー）ニス君、モイエン號の船長にして商人頭たるハウルデン君及び○名ヲ各人にアニス水

とますはろ  
つどノ遺言

えどまんど  
せいやーノ  
娘  
聖書  
松浦隆信遊  
獵ニ赴ク

一瓶宛を、又ハリードッツワース及びアブラハム・スマートに二瓶宛を〔携行せり〕、トーマス・ハロッド君は、本日夜に入りて遺言状を認めて後この世を去りたり、十月十九日〔九月十五日〕○新曆二十九日ニシテ、元和七年九月十五日ニ當ル、ハロッド君は本日埋葬せられたり、彼は遺言により、イギリスに於て會社によりて支拂はるべき彼の給料を、ブラックウォールに在るその家屋と共に、その娘に遺贈し、妻には、彼女が彼の不在の時に結婚せし爲め、彼女は彼の財産には一物たりとも請求權なきを以て、僅かに二グロウト、即ち英貨八ペンスを遺贈せり、又彼は、余に銀のバックル及びホック付の天鵝絨の腰帶竝に懸具と、更に指輪一箇を製作する爲めの丁銀百匁とを遺贈せり、エドモンド・セイヤー君とその年若き娘ジョアンとは、均分すべく百レアルを遺贈し、又同エドモンド・セイヤー君には彼の大きな衣服筐及び聖書を添へたり、

十月二十日〔九月十六日〕○新曆三十日ニシテ、元和七年九月十六日ニ當ル、平戸の王は、昨日三千人以上の供の者を従へて、山中に狩獵に赴き、本日七、八頭の黄鹿竝に同數の猪とを獲て歸還せり、國王は黄鹿一頭を毛皮、臟腑等總て揃ひの儘余に贈り、又主馬殿は猪一頭を贈り來れり、

十月廿一日〔九月十七日〕○新曆三十一日ニシテ、元和七年九月十七日ニ當ル、訪ヒ、出府ノコトヲ議シ、竝ニ宣教師



ノ身柄ノ證明ニ關シ長谷川藤正ノ來否ヲ問ハ  
シムルコトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、

又キャプテン・カンブスは、キャプテン・ラフェヴルを打擲せし輩に對して、處罰を執行せしむる事を望みたり、これに對し國王は答へて、下手人等は尙ほ獄中に在るを以て、彼は如何なる處罰を望み居るかを訊したり、キャプテン・カンブスは答へて、彼は死刑を望まず、假令彼自身に對してその行爲が加へられたるにせよ、死刑に關しては最早語る事を望まず、たゞ司令官ラフェヴルの如き人物に對してかゝる侮辱の加へられたる以上、彼は、その侮辱を加へし黨類を、彼等が之を爲したる場所に連行き、棍棒を以て毆打せん事を希望すと述べたり、これに對して國王は微笑し、その事は爲す事能はざれども、若し彼が彼等を寸斷する事を望むに於ては之を爲すべき旨を答へたり、されどキャプテン・カンブスは彼が死刑を望むものに非ざる事、しかも提督ジョンソン及びキャプテン・ラフェヴルに對し彼の言ひたる所を書面にて證言せんと欲する旨を述べたり、

十月二十二日〔九月十八日〕○新曆十一月一日ニシテ、元和七年九月十八日ニ當ル、余は説教師アーサー・ハッチ君より、埋葬地を作る爲めに與へられし百二十六匁を受取りたり、更にチャプマン君より丁銀一枚、二十匁を受取りたり、

クシユクロン殿及びジエンクエゼ殿は余の許に來り、オランダ人は當地の〔松浦隆信〕トノ〔即ち國王〕に三十貫目を貸したるが、國王は我等よりも同額程借用せん事を望み居る旨、余に告

げたり、余は彼等に答へて、我等の與り知らざる所なるも、オランダ人が當地に持ち來りし捕獲品に就き彼等は熟知し、その爲め我等の爲す能はざる事をも爲し得るなり、是、彼等がこれ迄に我等の儲けしよりも三倍に及ぶ金子を費消し、且つ贈與せしによるものなり、しかりと雖も我等は、他の商人等と會議を開きて、採るべき手段を熟慮し、しかる後彼等に回答を與ふべし、是、利息付にて金を借入れ、無利息にて金を貸付くる事は、我等にとりて道理に反する所にして、加之、我等と同様彼等自らも熟知せる如く、多くの他の貴族等が我等に金子を借るべく人を派せしも、我等が貸すべき金を有せざりし事屢なるを以てなり、と述べたり、是に對し彼等は答へて、その事は實正なるべし、而もそれにも拘らず我等が餘人には貸さずとも、國王は今必要に逼られ居るが故に、彼に貸す事は至當ならん、我等が外國人なるを以て、我等が我等自身の利益を見積るも、そは我等にとりて當然の事なればなり、と述べたり、

又我等は、ペーバーコーン號にて來れる貨物の内、小さき鹿皮を百枚に付き百三十匁宛にて



捕獲貨物ノ  
十六分ノ一  
ノ代金配分

元和七年雜載  
賣却せり、

三五六

流鏑馬  
せいやー長  
崎ヨリ歸ル

十月二十三日〔九月十九日〕○新曆十一月二日ニシテ、元余は提督キャプテン・ロバート・アダマスより、捕獲貨物の十六分の一の代金として、一リアルに付き英貨五シリングの定にて、船隊に配分すべき千八百十四リアルに對する受領書を受取りたり、但し（東インド會社）尊敬すべき會社がその支拂を適當ならずと考ふるに至らば、キャプテン・アダマスが之を支辨する義務あるものとなせり、他の船のキャプテン等も、彼等の船の比率に對して受領せる金子の返濟に責任を有する旨の同様の受領書をキャプテン・アダマスに與へたり、而して各司令官は、彼等の船の乗組員より、若しイギリスに在る尊敬すべき會社によりて許容せられざる場合には、彼等の賃銀を以てこれに充つべきものとする旨の、同様の證文を受取りたり、かゝる條件にては、金子を受領する事を拒みし者も若干ありしが、大半の者は之を受領せり、神よ、願はくはこれ等の汚穢せる羊が終には全群羊を損ふ事無からん事を、  
十月二十四日〔九月二十日〕○新曆十一月三日ニシテ、元、本日は騎馬の祭にして、弓術者が、馬を全速力にて驅りつゝ、馬上にて弓矢を以て的を狙ひ撃つものなり、  
（エドモンド）セイヤー君は、夜に入りて長崎より歸著し、ペパーコーン號及びモイエン號が、長崎を出

英蘭兩國商  
館松浦隆信  
ヨリ鉛ヲ買  
戻ス

河内ノ奉行  
英人ヲ逮捕  
ス

えりざべす  
號上ノ晚餐

こつくす松  
浦氏奉行人  
ニ英人囚禁  
ノコトヲ出  
訴ス

（澳門）てアマカウに向はんとするポルトガルのジャンク船一艘を拿捕せし旨を報じたり、  
十月二十五日〔九月二十一日〕○新曆十一月四日ニシテ、元、我等並にオランダ人は、鉛二萬斤の代金として、丁銀九貫文を平戸の王に支拂ひたり、この鉛は、昨年〔我等によりて〕彼の面前にて彼に贈與せられしものなりき、  
十月二十六日〔九月二十二日〕○新曆十一月五日ニシテ、元、河内の奉行は、我がイギリス人に手を下し、「キャプテン・アダマスの余に語りし所によれば、二十名以上を逮捕せり、而して、國王の命によるものなりと彼に通告せり、  
（アダマス）  
十月二十七日〔九月二十三日〕○新曆十一月六日ニシテ、元、コクラム君は本日、イギリス人並にオランダ人の重立ちたる者全員を、エリザベス號上に晚餐に招きたり、我等は厚き款待と良好なる饗應を受け、健康を祝する爲め、幾度も大砲發射せられたり、  
今夜は、颯風の如き激しき嵐なりき、その爲め（バルスグラーヴ）バルスグラーヴ號は錨鎖を、エリザベス號は錨鎖と大索とを破壊せり、  
我等は、我がイギリス人が、理由なくして日本人により囚禁せられし事を、裁判官に愁訴せり、即ち、彼等は、彼等の負はざる借財を彼等の上に捏造し、彼等が何等借財無き旨を述

元和七年雜載

三五七



べたる時、彼等を裸體となし、彼等の所持品總てを、奪取したるものなり、これに對して國王より、この事に就き何等關知せざる旨、回答ありたり、

十月二十八日〔九月二十四日〕○新曆十一月七日ニシテ、元和七年九月二十四日ニ當ル、キャプテン・カンブス竝に余は、太郎左衛門殿の許に赴き、我等が贈物を持參して皇帝の許へ赴くも差支無きや、又船は今や出立の用意整ひたるに就き、我等は〔江戸へ〕赴く以前に、國王に贈物を呈するも差支無きやを王に訊ぬべき事を、彼に請ひたり、又我等は彼に、我等イギリス人及びオランダ人雙方の船員の逮捕竝に囚禁の事を告知せり、彼はこれ等總ての事に對して、彼は、國王が我等の今月即ち九月の末日迄滞留せん事を希望し居る旨を答へたり、蓋し權六殿が彼に確約せし故に、〔本日より五日目なる〕二十九日には平戸に來著すべきを期待し居れるを以てなり、又我等が、皇帝に我等の贈物を呈する以前に、國王に贈物を呈する事に就きては、適當ならざるを以て、我等が宮廷より歸著する迄、之を据置くを可とす、又囚禁せられし我等の部下の事に就きては、國王は之を何等關知せざるも、今は彼が國王に之を通知し、而して折返しその返答を我等に傳ふべき事となりたり、

十月三十日〔九月二十六日〕○新曆十一月九日ニシテ、元和七年九月二十六日ニ當ル、余は本日、バルンス君の言なりと

あゝのるど

參府ノ節ノ贈物ノ相談

ぶらうん船荷ヲ窃ム

してキャプテン・レニスより次の通告を受けたり、即ちバルスグローヴ號の船長アーノルド・ブラウン君が、捕獲貨物たる絹五包を窃みて、彼の船室に隠匿し置きたるを、バルスグローヴ號のトランピーター君が目撃せる由なり、余はこれをイートン君、コクラム君、セイヤー君、及びオスタルウィック君に告げ、更にこれ等の全員にて、この事を提督キャプテン・ロバート・アダムス及びジョン・ムンデン君に報告せり、かくて明日彼の船室を捜査する事に意見の一致を見たり、然るに同船の説教師アーサー・ハッチ君は我等に語りて、〔彼の船室はブラウン君の隣に在り〕今や其處に何物をも見出す能はざるべき事、疑を容れず、以前船が傾船修理に著手する前に、その船室は片付けられたるを以てなり、但し海上に於て、他の者によりて四、五箇の梱が持ち込まれ、其處に隠匿せられたる有様を彼は確に目撃せり、と言へり、かくて我等は捜査を中止せり、

十月三十一日〔九月二十七日〕○新曆十一月十日ニシテ、元和七年九月二十七日ニ當ル、我等はバルスグローヴ號上に赴き晚餐を爲せり、オランダ人も全員、同様に招待せられたり、

又キャプテン・カンブスは本日、イギリス商館に來り、久しき間我等に滞留すべく説得し來れる當地の國王が、強ひて我等を滞留せしむる事なくば、我等は、月曜日の朝、皇帝の宮

ばるすぐら  
1が號上ノ  
晚餐  
參府出立ノ  
日取



支那頭人英  
國商館員ヲ  
招ク

河内ノ英人  
所有家屋燒  
失ス

印章

廷に向ひて出立すべき事に、意見の一致を見たり、

十一月一日〔九月二十八日〕○新曆十一月十一日ニシテ、元和七年九月二十八日ニ當ル、我等は本日、支那頭人の許にて晚餐を攝りたり、歌舞妓を招き、海員も商人も共に良き接待を受けたり、

又夜に入りて、我等は河内に在る我等の家屋三軒が、その家の壁の近くにて湯を沸かし居たる一人の思慮なき輩によりて火に懸けられ、燒失せりとの報知を得たり、總ての家屋は烏有に歸し、縮九樽と銃九乃至十挺、竝に刀二十口も、失はれたり、されど我等の印章類及びその他の貴重品は、オランダ人等竝に若干の日本人の援助を得て、我等の部下の盡力により、救出せられたり、風説によれば、燒失せりと目せられたる魚は、大部分日本人等に盜まれ、銃六挺程及び刀數口も同様なりとのことなり、

十一月二日〔九月二十九日〕○新曆十二月十二日ニシテ、元和七年九月二十九日ニ當ル、余は、火災が如何なる損害を與へしかを見る爲め、河内に赴きたり、而して板、板材その他多數の材木の多くが、燒失若しくは燒爛れたるも、大事に至らずして鎮火せし事を除きては、余が前に記したると同じき事を知りたり、

又國王は余に使を派し、日本人によりて囚禁せられし我が海員の負へる借財を、返濟する

松浦隆信嘗  
テ現金取引  
ヲ令ス

こつくす囚  
禁英人ノ身  
代金辨濟ヲ  
肯ンゼス

英人ノ釋放  
願

意志ありや否やに就き、余の回答を知らんとせり、これに對して、余は、否と答へたり、是、金子

(松浦隆信)

子を携行せし者以外何者にも貸賣すべからずとの閣下の布告に違背して彼等が貸賣を爲したるを以てなり、加之、彼等は我が部下に對し、その借財の十倍に及ぶ負債あるものとして、之を課し、裸體と爲し、打擲し、しかも彼等に何等の借財なき他の人々より全金額を強奪せり、その事に就き、余は國王より處斷あるべきを要求し、我等の船員の釋放を希はんとせり、是、皇帝は日本人を我等の船に積みて連れ去る事を許さず、されば彼等も亦我等の船員を強ひて拘留する理由なく、假令彼等が擅に拘留を行ふとも、余は日本人の要求する金子は、一ペンスなりとも支拂ふことを承諾せざるを以てなり、これに對し彼等は答へて、國王は我等の船員を禁錮せんと欲するものに非ざる旨を述べたり、

○新曆十月十三日ニシテ、元和七年九月三十日ニ當ル

十一月三日〔九月三十日〕○新曆十月十三日ニシテ、元和七年九月三十日ニ當ル、余は、歌舞妓に小粒銀四十匁を送りたり、支那頭人の家に於けるフアナとしてなり、

余は本日、國王に請願書を認め、我等の船員を囚禁せし事、竝に我が國民に加へられしその他の凌辱の事を告知し、我等の船員を釋放せん事を請ひたり、

十一月五日〔十月二日〕○新曆十月十五日ニシテ、元和七年十月二日ニ當ル、○下略、長谷川藤正及ビ末次平藏、平戸ニ到著シ、こつくす、兩人ヨリ贈物ヲ受クル



元和七年雜載

コトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、

十一月六日〔十月三日〕○新曆十六日ニシテ、元和七年十月三日ニ當ル、余は小粒銀にて以下の如く支拂を爲したり、即ち、

手袋及び靴製造人ゼンチエロー殿に、以下の代金として、

舞踏靴五足、一足に付き二匁の定

一〇分

手袋二足、一足に付き三匁の定

六〇

靴下留五組竝に薔薇總四箇、製作費

五〇

更に、鍛冶屋に支拂ひたる分

蒔繪の水差の銀製の蓋、製作費

二〇

腰帶の金具の製作費、銀製

七〇

杖の先端即ちキャップの製作費、銀製

一〇

更に、桶屋に支拂ひたる分、スザンナの用に供すべきものなり、即ち、

沐浴用の桶二箇の代

三〇

水運び用のバケツ四箇の代

三〇

風呂桶  
ばけつ

米櫃用の桶一箇の代

一〇

小型のバケツ乃至桶四箇の代

一〇

○下略、松浦隆信、英蘭商館員、長谷川藤正、竝ニ末次平藏、同座ニテ宣教師及ビ船長ヲ訊問シ、まにら司教ベどろ、で、つにがノ指令書提出セララル、モ宣教師等其身分ヲ否認シ、隆信更ニ多クノ證人ヲ出スベキコトヲ希望スルコトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、  
十一月七日〔十月四日〕○新曆十七日ニシテ、元○下略、隆信、藤正等再ビ英蘭兩國商館員ヲ召喚シ、宣教師ノ身分ニ就キ訊問シ、こつくす、す、ペいん語ノ書翰數通ヲ提出セシモ、證人等ソノ通讀ヲ拒否スルコト、竝ニ隆信等こつくす、す、ペいん語ノ書翰數通ヲ提出セシモ、英蘭兩商館員ノ所説ヲ支持スル旨ヲ通告スルコトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、

十一月八日〔十月五日〕○新曆十八日ニシテ、元○下略、末次平藏、病氣ノ口實ニテ裁判延宣教師ノコトヲ質シ、支那人つにが父子ノ招キテ、自白セザル被告ノ判決ニ關シ、協議セ門おらんだ商館ヲ訪問シ、こつくす、す、同所ニ招キテ、自白セザル被告ノ判決ニ關シ、協議セメシモ、隆信ノ忠告ニ基キ之ヲ許サザリシコトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、  
十一月九日〔十月六日〕○新曆十九日ニシテ、元○下略、隆信、藤正ト共ニ魚釣ニ赴キ、謁見ルベキ訊問ノ方法ニ就キ内意ヲ通ズルコトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、

十一月十日〔十月七日〕○新曆二十日ニシテ、元余は日本人ジョンに對し、丁銀にて支拂を爲したり、即ちスザンナの召使イタの分として百二十匁、彼女の用ふるゴカス(合器)一組の代と

元和七年雜載

召使いた  
すざんな  
合器



ばるすぐら  
ス1ぶ號出帆

支那頭人は、銀杯及びこれを載すべき銀皿を余に贈與せり、雙方にて値四十四匁なり、パ  
ルスグローヴ號は、本日出港して河内碇泊所に向ひたり、○下略、こつくす出延ヲ待チタル  
モ、宣教師ヲ庇護セントスル長谷

川藤正ノ奸策ニヨリ開延延期セラレ、  
コトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、

十一月十一日〔十月八日〕○新曆二十一日ニシテ、元  
ニ囚禁セラレ、宣教師ヲ證人トシ

テ招致スベキコトヲ通告シ、こつくす彼等ト事ヲ共ニスルヲ  
欲セザル旨回答スルコトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、

こつくす太  
郎左衛門ト  
囚禁英人ノ  
コトヲ議ス

十一月十二日〔十月九日〕○新曆二十二日ニシテ、元  
和七年十月九日ニ當ル、余は太郎左衛門殿の許に赴き、連日我

がイギリス人海員に對して加へられたる凌辱、就中河内に於ける凌辱に就きて、再び彼に  
語り、救濟を得ん事を求め、又、余が我等の通譯の一人を、河内に在る提督キャプテン・アダ  
ムスの許に派し、閣下〔國王〕の命令せし如く、我等の船員の凌辱せられたる家屋總てを訪  
問し、是を注意深く視察せしめんと欲すと述べたり、彼は余に答へて、その事は程良く進  
められたる旨、又本日中に、その件に就き、再び國王の注意を促し、余の述べし所を彼に通  
告せんと欲する旨を答へたり、然るにその後間もなく、彼は部下を余の許に派し、國王は、  
我等の船員を、その借財の有無を問はず、總て釋放すべしとの命令を出さんと欲し居る旨

とらう號

を、告げたり、

十一月十三日〔十月十日〕○新曆二十三日ニシテ、元  
和七年十月十日ニ當ル、オランダ船トラウ號は、出でて河内碇

平野藤左衛  
門ノ祝儀

泊所に向ひ、而して余は、該船を曳出す作業を援くべく、小舟四隻を送りたり、

又余はトーゼモン殿（御祝儀カ）の金として九百六十五匁ありしを、以下の如く、我等の使用  
人等に分割せり、即ち、

- 通譯老ジョンへ 二〇〇匁分
- 通譯老トメへ 二〇〇匁
- 通譯コア・ジョンへ 二〇〇匁
- 朝鮮人通譯ミゲルへ 五〇匁
- コア・ドミンゴへ 一〇〇匁
- ローレンスへ 六〇匁
- パウルへ 五五匁
- 通譯小トメへ 五〇匁
- 老ドミンゴへ 五〇匁

元和七年雜載

三六五

朝鮮人通譯  
みける



十一月十四日〔十月十一日〕○新曆二十四日ニシテ、元谷川藤正ニ日本文ノ抗議書ヲ呈シ、英國商館員ハ西班牙人、葡萄牙人ノ證言ヲ信賴セザル旨ヲ述べ、又速カニ參府ニ出立スベキコトヲ希望スルコトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、又暹羅國使坤屹實等英國商館ヲ訪問シ、こつくすニ歸航ノ安全ヲ期スベク紹介狀竝ニ英國國旗ノ交

十一月十五日〔十月十二日〕○新曆二十五日ニシテ、元法廷再開シ、大村ヨリ召喚セルル、一どれ等ニツキ審問セラル、モ審理落著セズ翌日續行スベキコト、又こつくす、判決ノ英國側ニ有利ナルベキモ尙ホ被告側ハ英蘭執レカノ商館長モ亦日本ノ風習ニ基キ成敗ヲ受クベキコトヲ要望セシ旨、祕カニ通告ヲ受

河内ニ於ケル英人囚禁ノ有様

十一月十六日〔十月十三日〕○新曆二十六日ニシテ、元余は通譯ドミンゴと、ムーン號の水夫長及び事務長付助手とを派遣して、河内のイギリス人囚人の拘禁せられ居る日本人の家屋各戸を盡く捜査せしめたり、同處に於て、彼等は、或は手枷、足枷を懸けられ、或は鎖に繋かれ、又或は繩を以て胴體や腕を緊縛せられたるを見出したり、或者は全く日本人に借財なきにも拘らず、又他の者は、實際日本人に負ひたる借財の四、五倍にも及ぶ借財ありと自供するを欲せざりしたため、苛責を受けしなり、余はこれらの事を總て書面に認めて、その救濟の爲めに、平戸の國王の委員會に提出せり、○下略、松浦氏ノ家臣、葡萄牙船ニ關スル、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、○下略、松浦氏ノ家臣、葡萄牙船ニ關スル、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、

十一月十七日〔十月十四日〕○新曆二十七日ニシテ、元○下略、英蘭兩國商館員竝ニ被告セラシモ、終ニ開廷ヲ見ザリシコト、竝ニ藤正ハ耶蘇教徒タリト嫌疑

十一月十八日〔十月十五日〕○新曆二十八日ニシテ、元エリザベス號は、平戸を出港して河内に赴きたり、○下略、松浦隆信、英蘭兩國商館員ヲ召喚シ審問ヲ行ヒ、長谷川藤正ノ長崎ヨリ見ザリシコト、竝ニこつくす等重ネテ參府ノ許可ヲ求メシコトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、

十一月十九日〔十月十六日〕○新曆二十九日ニシテ、元○下略、藤正宣教師等ノ審問ヲ江對セシコトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、

三浦按針ノ勘定

絹ノ瘦卷

十一月二十日〔十月十七日〕○新曆三十日ニシテ、元和余は丁銀二貫目を、大坂定宿の主人藤左衛門殿より受取りたり、故キヤブテン・ウイリアム・アダムスの廣東緞子百二十八反の代金として支拂はるべき二貫五百六十匁の支拂の一部なり、

又國王より、提督キヤブテン・アダムス(ロバート)への贈物として、上等なる絹の就寝用著作物四著を届け來れり、これは余が彼に勸告するところに従ひて處分せらるべし、これ等の著作物は、丁銀一貫目に値せり、○下略、松浦隆信、長谷川藤正、英蘭兩國商館長證人、ごんさららぐえろ、いえず等二十九名囚禁セラレタルコトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、



英蘭聯合船  
隊正副提督  
松浦隆信  
暇乞ヲ爲ス

元和七年雜載

三六八

十一月二十一日〔十月十八日〕○新曆十二月一日ニシテ、元和七年十月十八日ニ當ル、元オランダの提督ウィリアム・ジョンソン及び我等の提督キャプテン・アダムスは平戸に歸れり、我等はキャプテン・カンパス、キャプテン・ラフェヴルその他の人々と共に、往きて國王を訪問し、スペイン産の白色生葡萄酒二瓶、赤色葡萄酒一瓶及び糖菓二壺の贈物を彼の許に持參して、著物の贈物に對する謝辭を彼に述べ、かくして、明日出帆すべき船隊の爲めに暇乞を爲せり、又キャプテン・アダムスは、彼のマニラより歸著する迄、就寢用の絹の著物四著を余の許に托し置きたり、

第二回  
航海ノ爲  
メ聯合船  
隊出港ス

十一月二十二日〔十月十九日〕○新曆十二月二日ニシテ、元和七年十月十九日ニ當ル、イギリス及びオランダ船八隻より成る我等の船隊は、今朝、第二回マニラ向け航海に出港せり、○船隊旗艦ばんたむ號上ノ決議録アリ、歐文材料第九號ニ收ム、神よ、彼等に繁榮を送り給へ、即ち、

- |         |       |
|---------|-------|
| ムーン號    | バンタム號 |
| パルスグロウ號 | トラウ號  |
| イギリス船   | オランダ船 |
| エリザベス號  | ハーラム號 |
| ブル號     | ホープ號  |

はらむ號

囚禁セラレ  
シ英人船員  
ハ十七名

日本人身代  
金二百兩  
要求ス

囚禁蘭人船  
員ハ四名

英蘭聯合船  
隊提督等兩  
國商館長ニ  
囚禁船員ノ  
處置ヲ委ヌ

元和七年雜載

三六九

十一月二十三日〔十月二十日〕○新曆十二月三日ニシテ、元和七年十月二十日ニ當ル、今朝船隊は出帆せり、然るに余が提督キャプテン・アダムスより通告せられし所によれば、我が船員が十二人不足せし由、而してコクラム君は書翰を以て、不足せるものは十七人にして、總て陸上にて日本人により國王の〔拘留を禁ずる〕命令に反して囚禁せられ居る旨余に知らせたり、而も尙ほキャプテン・アダムスは故意に小舟を岸に送り、彼等を解放せしめんが爲め、百五十レアルを持參せしめたるに、彼等は更に二百レアル以上を請求せし由なり、かくてキャプテン・アダムスは余に書翰を送り、彼等が若し彼の出發後に歸還せしめられたるに於ては、彼等を惡黨たるのみならず君主と國家とに對する謀叛人なりとして、全員に對し賃銀の支拂を却下し、彼等を鎖に繋ぎオランダ船(ニュー・ゼーラント)に托し、同船出帆に際してジャカトラに送致すべきことを命じたり、

オランダ人も亦四人、陸上にて囚禁せられ居るなり、○下略、河内ノ奉行、英吉利船キャブてシコトニカ、ル、七月、二十七日ノ條ニ收ム、

十一月二十四日〔十月二十一日〕○新曆十二月四日ニシテ、元和七年十月二十一日ニ當ル、イトトン君は、船の出帆せし後に、艦隊より歸り來りて、余にキャプテン・アダムス、コクラム君、キャプテン・レニス、そ



他の人々よりの多數の書翰を持參せり、書中、彼等は余に宛てて、余の前述せし如く、「日本人が」我等の船員を陸上に留置せし事に就き認めたり、この事に就き、余は出向きてキャプテン・カンブスと相談せり、而して彼は彼等が船の去る迄我等の船員を留置せし事を考慮して、「我等は日本人に」何物をも支拂はざるべき旨我等と意見の一致を見たり、又彼は、當地に在りし彼の二隻の船の用務を處理すべき爲め、余に尙ほ七、八日滞在せん事を熱望し、而して、聞くところによれば、本日より六日目に國王を晚餐に招きたる由なるも、その事に就きては何等余に語る所無かりき、彼は國王を招待すべく、我等の機先を制し、我等に同様の事を爲す時を與へざらんと欲したるか、若しくは彼の用務を果さんが爲めに、我等をして尙ほ長く滞在せしめんと欲せしなるべし、

十一月二十五日〔十月二十二日〕○新曆十二月五日ニシテ、元和七年十月二十二日ニ當ル、余は太郎左衛門殿及び主馬殿の許に赴き、我等の事件に就き彼等の執りし勞を謝し、我等の船は出帆せしを以て、今や皇帝の宮廷へ行くべき時の來れる旨を語りたり、彼等は余に告げて、余がオランダ人と同様にこれを行ふは道理なり、如何となれば、皇帝の重立ちたる顧問大炊殿の祕書官角左衛門殿が、平戸の國王に書翰を寄せて、スペイン人及びポルトガル人は既に彼等の用務を

和蘭商館長  
松浦隆信ヲ  
招ク

士井利勝家  
臣横田角左  
衛門松浦隆  
信ニ書ヲ送  
ル

終りたるが、我等及びオランダ人が彼等の起訴を阻止すべく來る事に意を盡さざりしは、彼の驚きたる所なりと語りしを以てなり、と述べたり、

十一月二十六日〔十月二十三日〕○新曆十二月六日ニシテ、元和七年十月二十三日ニ當ル、余はオランダ商館に赴き、宮廷に赴く事に就き相談を爲したり、而してキャプテン・カンブスは明日國王は晚餐に臨むべきも、國王はその際余の参加を望み、さなくば列席するを欲せざる旨を、彼に傳言せしめたる由、又かくして、我等は明後日には江戸に向けて出立するを得べき由を余に語りたり、又、國王は我等に先立ちてストロエモン殿を宮廷に遣したるが、二日以前に當地を出發して秘かに江戸に赴きたる權六殿よりも先に同地に到著すべし、と語りたり、

又河内に在る我等の囚人等は、彼等が今や殆ど飢餓に頻せる由を、書翰を以て報じ來れるが、かゝる悪人に對しては誠に結構なる食餌なり、フランシス・アイアランドは、別に書翰を寄せて他人の負ひたる負債の爲めに囚禁せられ居る旨を述べたり、  
又キャプテン・カンブスは、イギリス商館に來りて、我等の用務に就き相談せり、我等は、權六殿の出發の時發射せしむべく大砲約十一發を用意しありたるを以て、これを彼への訣別の爲めに發射せり、而してオランダ人よりは六發の答禮ありたり、

英蘭兩國商  
館長參府ノ  
打合ハセラ  
爲ス

松浦氏奉行  
人並ニ長谷  
川藤正江戶  
ニ赴ク

禮砲



松浦隆信和  
蘭商館ニ於  
ケル晚餐ニ  
臨ム  
歐羅巴風ノ  
饗宴

英蘭兩國商  
館長松浦隆  
信ニ參府ノ  
暇ヲ乞フ

囚禁船員ノ  
處置ニ就キ  
河内ノ奉行  
ト争フ

十一月二十七日〔十月二十四日〕○新曆十二月七日ニシテ、元和七年十月二十四日ニ當ル、國王はその總ての貴族と共に、オランダ商館に於て晚餐を撮りたり、余も招かれしが、席上余は否應なく國王の右側に著席せしめられたり、我等の流儀に隨ひて、音樂を奏し、歌ひ且つ舞踏し、歡を盡したり、國王が盃を乾す度毎に大砲發射せられ、オランダ人によりて七發、イギリス人亦これに應へて五發發射せり、而して國王の歸邸に際しては、訣別としてオランダ人より十一發、イギリス人より同數、又主馬殿がイギリス商館前の海上を通過せし時には、彼の爲めに五發發射せられたり、

十一月二十八日〔十月二十五日〕○新曆十二月八日ニシテ、元和七年十月二十五日ニ當ル、オランダ人及び我等は、國王の許に赴き、皇帝の宮廷に赴く爲めの暇乞を爲したり、彼は我等に向ひて、速かなるに如くはなしと述べ、又、彼は曩に彼の奉行ストロエモン殿を遣し、權六殿より先に彼地に到着し、我等の到着する迄に、虚偽の報道を防遏せんと謀りし旨を語りたり、

又河内の奉行はイギリス商館に來りて、若し我等が囚人の爲め身代金を支拂はずば、彼等は彼等を唐津、筑後、長崎等に連行し、之を賣却するか、然らざれば、彼等の日本人より借りたる金を償ふべく、彼等の最善の努力を爲さしめんと語りたり、之に對して余は答へて、慎

參府ノ爲メ  
ノ用度

鹽皿

こつぷ

すぷーん  
ふおーく

重に事を行ふを要す、さなくばやがて日本の皇帝の前に於てその生命を以て罪を贖ふ結果とならん、皇帝は曩に彼の國より我等の船にて何人たりとも日本人を連去るべからずとの命令を發したるが、その故に、イギリス人を留め置き、彼等が何等の借財なきに、虚偽の負債を課するは理に反する事なればなり、と述べたり、

十一月二十九日〔十月二十六日〕○新曆十二月九日ニシテ、元和七年十月二十六日ニ當ル、余は、江戸への航海に出發するに當り、ペイルに、以下の如く、余の食卓用器物を渡したり、即ち、

銀製の鹽皿二箇、内一箇は銀に鍍金せるものにして、共に蓋付、  
銀製のコップ二箇、内一箇は全面に鍍金せるものにして、他は無垢なり、  
銀製にして鍍金せる試味用小盃、受皿付、一組  
銀製にして無垢の試味用小盃一箇

銀製スプーン六箇  
フォーク六本

無垢

又、商館より持出したる分、即ち、  
銀製の注口付壺一箇



銀製の裝飾用大型コップ、蓋付、全面鍍金、一箇

又、陶製の椰子の實型の水差一箇

余自身のもの

ナイフ六挺入れの箱一箇

更に、煙草パイプ四本

内二本は惣銀製

余自身のもの

二本は火皿と吸口のみ銀製

總て余自身のもの

火酒を飲む爲めの小さき銀製コップ

夜に入りて國王は余の許に使を派し、余が河内に在るイギリス人の囚人を如何に處置する所存なりや、又彼等がその爲めに囚禁せられたる金子を支拂ふ意志ありやを訊ね、又かの人々は薩摩、唐津、筑後、及びその他の地の國王等の領民にして、若し余が金子を支拂はずば、彼等を連れ去るべきを以てなる事を告げたり、これに對して余は答へ、彼等を拘留せし者は平戸の人々なり、即ち一人は余の隣家の人たるクゼ殿にして、その他も、金子を持參せし場合の外、彼等に貸賣すべからずとの國王の命令に違反せし人々なり、而して彼等を拘留せし人々が若し他國の者なりとせば、我等が我等の船にて一人たりとも日本人

煙草はいぶ

松浦隆信こ  
つくすニ囚  
禁英人ノ處  
置ヲ問フ

こつくすノ  
辯明

を連れ去るべからずとの命令に關して、彼等が平戸の人々に比して、一層多くの特權を有すべき理由を余は知らざるなり、日本人が、これ等の日本人の爲したる如く、イギリス人を強ひて拘留し、彼等の負はざりし借財の辨償を彼等に課し、而も人々を捕へて何等の負債無きに、彼等を囚禁するが如きは謂れ無き事なり、而して余にとりては、彼等を釋放せんが爲めに身代金を支拂ふ事は之を爲す能はず、彼等は海員にして、イギリス提督が余に金子を支拂ふべからざる旨、命令を與へたればなり、提督はこれより先、彼等の身柄を引取るべく百五十レアルを送り、尙ほ十レアルの追加を提案せしが、總て拒絶せられ、而して我等の部下は全く理由も無く強ひて拘留せられ居るものなり、故に余は船隊の歸著する迄は何事をも語る能はず、されど同時に、彼等を我等の敵の手に委ね處分せしむるが如き事は、慎重に計らふべきを望む、皇帝に對してその責任を負ふべきなるを以てなり、と述べたり、

十一月三十日(十月二十七日)○新曆十二月十日ニシテ、元和七年十月二十七日ニ當ル、我等竝にオランダ人は江戸に向ひて出立せり、されど北の風あり、雨を伴ひたるを以て、平戸より三リーグの所に在る大島と呼ぶ平戸所屬の一島嶼に赴きたり、

英蘭兩國商  
館長江戸參  
府ノ爲メ平  
戸ヲ出帆ス  
大島



然るに、我等の出立するに先立ち、河内の日本人はイギリス商館に來り、イギリス人の借りたる金子の支拂を求めて呼號し、若し支拂はずば、彼等を連れ去りてその辨濟の爲め最善を盡さしめんといへり、余は答へて、余は彼等が連去らるゝ事に同意せず、又彼等に何物をも支拂ふ所存なし、彼等は惡漢にしてイギリス人が彼等に何等負ふ所無きにも拘らず、金子を借りたりといひて、虚偽の負債を捏造せしを以てなり、而して若し皇帝の宮廷に向ひて出立する爲め今や乗船の用意整ひたるに非ずんば、余は我等の部下の釋放せらるゝ迄彼等を總て監禁し置かん事を欲す、と述べたり、

和蘭人松浦  
隆信ニ金子  
ヲ貸與ス

こつくすハ  
生絲等ノ商  
品ヲ提供ス

又國王は我等の敵なる二人の男を遣はして、余を後より追ひて、余は貸與一切を拒絶せしが、オランダ人が彼に六十貫目を既に貸與せし事を告げしめたり、國王は、既に金子を借りる必要なく、その爲め二人を派して余にその事を告知することを命ぜしものなり、然るに余は是より先、閣下の許に人を派し、余はオランダ人が彼等の品を閣下に提供したると同じ價格にて三十貫目の價值ある生絲と綿被覆布若しくはリンネル製布、及びその他の商品に閣下に提供すべしとの命令を既にイートン君の許に遣し來れり、されど金子に關しては、平戸に在る多くの人も之を知るが如く、余は何事をも命令せざりき、而して利

息付にて金子を借入れ、無利息にて之を貸出す時は、余は我等の尊敬す(東インド會社)べき雇主等に對して如何にして之を陳辯すべきやを知らず、尤も閣下が是非必要とするならば、それに應ずるの外は無かるべしとの旨を傳言せり、然るに國王より遣はされし通譯ニコラス・マルテインは余に語りて、余の提供せし三十貫目は時宜を得たるものにして、オランダ人の六十貫目と同様快く受容れらるべく、而して「船には來る事を欲せざりしが」來りし二人の者は我等の敵にしてこれ迄國王に虚言を告げ居りし者共なる旨を述べたり、踊子等も、我等を追ひ來れり、余は彼等に四十七匁の丁銀一枚を與へしが、キャプテン・カンプスも同額を與へたり、

地島

下關

十二月一日〔十月二十八日〕○新曆十一月十一日ニシテ、元和七年十月二十八日ニ當ル、夜半過に余は大島を出立し、風の方向の變る以前に、地島に著きたり、行程三十八リーグなりき、  
十二月二日〔十月二十九日〕○新曆十二月十二日ニシテ、元和七年十月二十九日ニ當ル、今朝日出後、地島を出立せり、風は西北西にして終日及び夜中も引續き吹き續けたり、かくて午後二時に我等は下關に著きたり、同處にてキャプテン・カンプスの余に宛てて遺し置きたる書翰によりて、オランダ人が二時間以前に當地より出立せし事を知りたり、又ストロエモン殿は他の書翰を遺し置



こつくす平  
戸にいと  
ん書翰ヲ  
送ル信ニ  
松浦隆信  
生絲等ノ  
品ヲ提供  
ル件ス

上關

き、權六殿が昨日當地より出立せし事を告げたり、かくて彼等<sup>(蘭人)</sup>は會議を開きストロエモン殿が彼より先に江戸に到着し得べき爲め、彼の後を追ふ事となりたる由なり、余は下關の定宿の主人に一通の書翰を托し、本日附にて當地到着の旨を<sup>(ウイリアム)</sup>君に報じ、且つ平戸の國王に對しオランダ人が彼等の品を提供すると同じ低廉なる價格にてケンシー生絲竝に青色リンネルの總てを提供し、更に金子に就きては、廣幅羅紗二反を賣却せし金子を貸與すべく、尙若し三十貫目に充たざる場合には、金子にても商品にても補ひて、提供すべき旨を述べたり、

かくて本日は晝夜にて行程四十二リーグにして、日出時に上關迄八リーグ手前の所迄達したり、

十二月三日〔霜月一日〕<sup>○新曆十三日ニシテ、元和七年十一月一日ニ當ル、</sup>本日夜迄に我等は行程十八リーグにして、

由宇

上關を過ぎて十リーグの由宇と呼ぶ村落に到着し、同處にてオランダ人に追付き、夜中碇泊せり、

十二月四日〔霜月二日〕<sup>○新曆十四日ニシテ、元和七年十一月二日ニ當ル、</sup>我等は逆風なりしと激浪なりし爲め、終

日當地に滞在せり、オランダ人及び奉行は我等の船上に來りて晚餐を攝りたり、

津和地島

難船ヲ救フ

十二月五日〔霜月三日〕<sup>○新曆十五日ニシテ、元和七年十一月三日ニ當ル、</sup>我等は由宇を出立し、津和と稱する場所の二リーグ手前迄漕ぎ來れり、途中難破せるバルク船一隻を發見し、我等竝にオランダ人の小舟を送りて、乗員を救助せり、

十二月六日〔霜月四日〕<sup>○新曆十六日ニシテ、元和七年十一月四日ニ當ル、</sup>我等は今夜、靜穩なりしを以て津和を出

立し、十三リーグ漕ぎて碇泊せり、我等は津和にて宿屋に對し、又、蜜柑代として、十五匁を

支拂ひたり、又我等が難破船より救助せる乗員には、米一袋を贈與せり、彼等は豊後の人

なりき、

鞆津

十二月七日〔霜月五日〕<sup>○新曆十七日ニシテ、元和七年十一月五日ニ當ル、</sup>我等は夜中備後の鞆に到着せり、此處にて余は上陸し、〔釘、大釘及び鐵箍〕の調達に就き約定を爲したり、

かくて我等は本日夜迄に十五リーグ進みたり、

十二月八日〔霜月六日〕<sup>○新曆十八日ニシテ、元和七年十一月六日ニ當ル、</sup>我等は昨夜半備後の鞆を出立せり、本日

はかなり小さき帆ならでは揚ぐるを得ざりし程の極めて強き風の中を、行程三十リーグ

にて、日没以前に室に著きたり、オランダ人のバルク船は我等より二時間以前に出帆せし

が、我等は追ひ付き、我等の氣付きたる時には二リーグ之を追越したり、但し、室には共に

室津



兵庫

到著せり、同處にて權六殿が二日前に當地を出立せる事を知れり、  
十二月九日〔霜月七日〕○新曆十一月七日ニシテ、元和七年十一月七日ニ當ル、我等は午前十一時に室を出立し、夜に入りて兵庫に著きたり、本日は行程十七リーグなりしも、危険なかりしとはいふ能はず、米を積める大なるバルク船一隻が兵庫の海峡を過ぎんとして難破せるを見たる程なりき、  
十二月十一日〔霜月九日〕○新曆十一月九日ニシテ、元和七年十一月九日ニ當ル、我等は今朝兵庫を出立せり、是より先、我等の船の荷を軽くする爲め、先づ商品を一雙のバルク船に積込みたり、我等の船は吃水深く且つ今や小潮なりしを以てなり、

大坂

オランダ人も亦同様に爲せり、されど我等が大坂の淺瀬を過ぐるに際して、我等は屢土砂上に乗り上げたり、然れども神の加護により、再び之を離れて午後三時に大坂に到著せり、而して同地に於て城を造る爲めの石を積みたる、バルク船一隻が難破せるを目撃せり、されど乗組員は總て救助せられたり、

大阪定宿ノ  
九右衛門

十二月十三日〔霜月十一日〕○新曆十一月十一日ニシテ、元和七年十一月十一日ニ當ル、我等の定宿の主人九右衛門殿は、昨夜、歌舞妓一座を迎へ、好き演技ありたり、我等は彼等に丁銀二枚、即ち八十六匁を與へたり、

都ニ到著ス

かくて我等は都に向け出立し、今夕晚く同地に到著せり、伏見を通過するに際して、權六殿の書記に逢ひたり、その語る所によれば、その主人は當地に在りて五、六日間都を出立せざるべき由なり、

十二月十四日〔霜月十二日〕○新曆十一月十二日ニシテ、元和七年十一月十二日ニ當ル、本日、日没時にキャプテン・カンパス都に到著せり、

十二月十五日〔霜月十三日〕○新曆十一月十三日ニシテ、元和七年十一月十三日ニ當ル、余は書翰二通を認め大坂に送致せり、即ち、一通は藤左衛門殿に宛て、備後の鞆にて我等の定宿の女主人に丁銀三貫目を支拂ふべき事、且つ余の江戸より歸還する迄に、白き鹽を容るゝ大壺三十箇及び小壺二百箇を準備し置くべき事を命じたるものにして、一通はヘレナの母に宛て、イートン君よりの命にてその娘の事に就き彼女と談ずべかりしも、江戸より歸還する迄は、滞在する能はざる旨を認めたり、

へれなノ母

我等はこれ等の贈物を用意して、次の人々に手渡したり、即ち

裁判長〔板倉周防守重宗に〕スガ殿に

生絲十斤

京都所司代  
板倉重宗へ  
ノ贈物

元和七年雜載



猩々緋一間

並製緞子五反

赤色(さや)セイ羅紗三反

並製琥珀織五反

丁香二十五斤

胡椒二十五斤

天鷲絨袋入

彼の父伊賀殿に、  
(板倉勝重)

丁香二十五斤、天鷲絨袋入

黒色チャウル琥珀織三反

並製琥珀織五反

茶屋(清次)の四郎次郎殿に、

生絲十五斤

猩々緋一間

黒色チャウル琥珀織五反

板倉勝重へ  
ノ贈物

茶屋四郎次郎  
清次へノ  
贈物

草津定宿與  
一  
郎ヨリ出  
迎

草津

水口

赤色セイ羅紗三反

丁香二十五斤、天鷲絨袋入

十二月十六日〔霜月十四日〕○新曆二十六年十一月十四日ニシテ、元和草津の我等の定宿の主人は彼の召使を派し、栗の贈物を持參せしめたり、七リーグ先にて余を出迎へんが爲めなりき、余はこれを持參し來りし男に五匁を與へたり、

本日余は都の裁判官及び茶屋四郎次郎殿より禮狀を受取りたり、

十二月十七日〔霜月十五日〕○新曆二十七年十一月十五日ニシテ、元和我等は本日都を出立し、草津に赴きて宿泊せり、本日行程七リーグなりき、途中四人の連の者が日本風の料理を携へて我等に隨行せり、即ち定宿の主人の召使共より一人、トメ殿の弟より一人、我等の定宿の主人の縁者より一人、マキショーゼモン殿より一人なり、彼等四人に對し、オステルウィック君は一分金四枚を與へたり、

かくて今夜は草津に著きたるが、宿主は與一郎と呼べり、夕食と朝食との代として一分金三枚を、又宿の召使共に錢三百文を與へたり、

十二月十八日〔霜月十六日〕○新曆二十八年十一月十六日ニシテ、元和我等は水口に赴きて午餐を認めし



關ノ地藏

四日市

桑名

宮

池鯉鮒

藤川

吉田

火事

新井

濱松

が宿主の名は石屋殿といへり、宿に金一分、召使等に錢二百文を支拂ひたり、かくて關の地藏に赴きて宿泊せり、主人の名は市左衛門なりき、本日行程八リーグなり、十二月十九日〔霜月十七日〕○新曆二十九年十一月十七日ニシテ、元和我等は本日七リーグ進みて四日市にて午餐を認めたり、宿主の名はイシアイス太兵衛殿なりき、更に四リーグ進みて桑名に宿泊せり、

十二月二十日〔霜月十八日〕○新曆三十日ニシテ、元和我等は桑名より宮まで海路七リーグ進み、定宿狐屋にて午餐せり、又同地より池鯉鮒に至りて宿泊せり、宿主の名は三助殿なり、行程十二リーグなりき、

十二月二十一日〔霜月十九日〕○新曆三十一日ニシテ、元和我等は四リーグ半進みて藤川にて午餐を撮りたり、宿主を九郎左衛門殿といふ、又五リーグ半進みて同地より吉田に至り、山田新右衛門殿と呼ぶ宿に宿泊せり、當地にては我等の宿の近隣に火せる家ありしが、直に消止めたり、さなくば我等は出立の爲め馬を整へしむる所なりき、

十二月二十二日〔霜月二十日〕○新曆一六二二年一月一日ニシテ、元和我等は五リーグ進み、新井に至りて午餐を認め、更に四リーグ進みて濱松にて夕食を撮りたり、新井の宿の主人を惣

次郎殿といひ、當地濱松の宿の主人を梅屋市左衛門殿といへり、

十二月二十三日〔霜月二十一日〕○新曆一月二日ニシテ、元和我等は七リーグ進みて掛川にて午餐を撮り、金谷にて夕食を認めたり、掛川の宿の主人を彌惣左衛門殿と呼び、金谷の主人を惣右衛門殿といへり、

十二月二十四日〔霜月二十二日〕○新曆一月三日ニシテ、元和我等は五リーグ進みて岡部にて午餐を撮り、六リーグ進みて江尻にて夕食を喫したり、〔岡部〕の宿の主人の名は五郎兵衛殿といひ、他は彦兵衛殿といへり、

十二月二十五日〔霜月二十三日〕○新曆一月四日ニシテ、元和我等は七リーグ進みて吉原にて午餐を撮り、五リーグ進みて三島にて夕食を認めたり、吉原の宿主の名は助左衛門殿にして、他をセーデンと呼ぶ、我等は當地にてクリスマスを行ひたり、

十二月二十六日〔霜月二十四日〕○新曆一月五日ニシテ、元和我等は八リーグ進みて小田原にて午餐を撮りたり、宿主の名は中原屋源右衛門殿なり、四リーグ進みて、大磯にて夕食を認めたり、宿主の名は又兵衛殿なり、

十二月二十七日〔霜月二十五日〕○新曆一月六日ニシテ、元和我等は六リーグ進みて戸塚

掛川

金谷

岡部

江尻

吉原

三島

基督降誕祭

小田原

大磯

戸塚



にて午餐を攝りたり、宿主の名は九太郎殿なり、又三リーグ進みて神奈川にて夕食を喫したり、宿主の名は銀右衛門殿なり、

余は神奈川にて江戸よりの書翰四通を受取りたり、即ち角左衛門殿(土井利勝家臣、横田)よりの一通、ストロエ

モン殿(ウイリアム)よりの一通、キャプテン・アダムス(ジョセフ・アダムス)の子息アイザック(松浦信清)よりの一通、竝に源太郎殿の

祕書庄兵衛殿よりの一通なり、

十二月二十八日(霜月二十六日)○新曆一月七日ニシテ、元和、我等は江戸まで二リーグな

る品川と稱する地に滞在せり、定宿の主人の名は源兵衛殿なり、同地へキャプテン・アダムス(ウイリアム)

ムスの二人の子息は餅、牝雞丸焼二羽、及び酒一樽の贈物を持參し來り、我等を出迎へたり、源太郎もまた馬二頭及びオランダ人に宛てし他の二頭に奉行を附して遣はして、我等

に出迎の挨拶を述べしめ、提督將監殿(御船奉行向井忠勝)の子息も亦その部下をして我等に出迎の挨拶を述べしめたり、

向井忠政

かくて我等は本日午後江戸に到着せり、而して平戸の王の弟は余に餅を贈り、且つ又余の

江戸ニ到着ス

安著を祝する旨を余に告げしめたり、又角左衛門殿は我等及びオランダ人を晚餐に招き、

席上大いに歡を盡し、歡談を交へたるが、就中ポルトガル人は來れるも皇帝に謁見するを

幕府葡萄酒  
ヲ與ヘズ

得ず、又皇帝は彼等にアマコン(澳門)より日本へ取引の爲め來舶する彼等の船の爲めの御朱印を與ふる意志無き由を、余に語りたり、

十二月二十九日(霜月二十七日)○新曆一月八日ニシテ、元和、余は將監殿の書翰一通、竝に

牝雞十羽の贈物を受けたり、○下略、こつくす、ういりあむ、あだむすノ遺品ヲソノ子じよせ

十二月三十日(霜月二十八日)○新曆一月九日ニシテ、元和、我等は平戸の王の弟源太郎殿

を訪ひたり、而して彼には次の如き贈物を持參せり、即ち、

猩々緋一間

白生絲十斤

丁子十斤、天鷲絨袋入

赤色セイ羅紗三反

並製琥珀織三反

並製緞子五反

右は我等竝にオランダ人より贈りたるものにして、彼は喜びて之を受取り我等を厚く款待せり、

英蘭兩國商  
館長松浦信  
清ニ物ヲ贈ル



十二月三十一日〔霜月二十九日〕○新曆一月十日ニシテ、元和七年十一月二十九日ニ當ル、本日我等は次の贈物を持參し手渡したり、

白生絲二十五斤

猩々緋二間

上製深紅色緞子三反

並製緞子五反

赤色絹セイ羅紗五反

伊丹康勝

右は雅樂殿(年寄酒井雅樂頭忠世)に贈りしものにして伊丹喜之助殿(康勝)にも同様に贈りたり、

又雅樂殿の祕書官には、

並製緞子一反

並製琥珀織四反

喜之助殿の祕書官には、

並製緞子一反

並製琥珀織一反

一六二二年一月一日〔霜月三十日〕○新曆十一月三十日ニシテ、元和七年十一月三十日ニ當ル、我等は本日贈物を載すべき臺の用意を整へたり、明日貴族等を訪問すべき命に接したればなり、

一月三日〔師走二日〕○新曆十二月二日ニシテ、元和七年十二月二日ニ當ル、平戸の王の弟源太郎殿は余の宿に來訪し、キャプテン・カンプスも亦同様來訪せり、余は彼等に成し得る限り最善を盡して款待を爲し、かくして彼等は辭去したり、但しキャプテン・カンプスが最初に來りたれば、贈與すべ

き三組の贈物の分量を決定せり、即ち一は皇帝の子息たる王子(家光)に、他の二は、江戸(江戸町奉行)の裁判長二人宛にして、平戸の王の勸告に基づくものなり、又余は皇帝が三日以内に當地に來る事を知りたり、

一月四日〔師走三日〕○新曆十二月三日ニシテ、元和七年十二月三日ニ當ル、角左衛門殿は余に傳言を送り、皇帝は今晚江戸に來著すべき事、されど、彼の主人大炊殿(土井利勝)は二日後迄當地には來著せざるべきも、我等が贈物中に入るべき總ての物を用意し、且つ我等の要求する所の歎願の趣を書面に認め置くべき事を我等に望む旨を述べたり、我等は來月一日なる日本の新年以前に出立せんとするを以てなり、

夜に入りて茶屋の四郎次郎殿の弟は、余に皇帝の到著せし事を傳へ來れり、又キャプテン



ン・カンブスは余に、明日贈物を持參して江戸の裁判官二人を訪問するを最善とすと告げたり、

一月六日〔師走五日〕○新曆十六日ニシテ、元和七年十二月五日ニ當ル、本日贈物を贈與せり、以下の如し、

松平右衛門殿宛〔正念〕

御朱印印章保管人嘉兵衛殿宛

一人の町奉行米津勘兵衛殿宛〔由政〕

源太郎の祕書官宛

途中にて我等に馬を連來りし彼の部下宛

松平の祕書官宛

嘉兵衛殿の祕書官宛

町奉行の祕書官宛

又、皇帝の委員會の一員たる伊丹喜之助殿は余に雁二羽の贈物を送致し、更に今より十日後なるこの月の二十五日に贈物を持參して皇帝を訪問すべき旨を我等に勧めたり、

一月七日〔師走六日〕○新曆十七日ニシテ、元和七年十二月六日ニ當ル、 ○下略、松浦隆信ノ家臣大炊殿ノ祕書官左衛門ふりげ一と船ニ關スル訴訟事件

地震

ニ就キ、英蘭兩國商館長ニ注意スルコトニカ、ル、六年七月六日ノ條ニ收ム、  
一月八日〔師走七日〕○新曆十八日ニシテ、元和七年十二月七日ニ當ル、 〔左〕角右衛門殿は彼の主人大炊殿が昨夜歸宅せし旨を余に傳言せしめたり、則ち余は我等の通譯をオランダ人の通譯と共に派遣し、我等の爲めに殿下の手に接吻せしめ、我等の當地到着を彼に告げ、且つ何時我等が彼と對談すべきやに就き彼の都合を問はしめたり、  
一月九日〔師走八日〕○新曆十九日ニシテ、元和七年十二月八日ニ當ル、本日十時頃地震あり、二度に亘り暫しの時間震動し續けたり、

英人定宿ノ  
晚餐

我等はオランダ人並に角左衛門殿、ストロエモン殿及び源太郎殿の祕書官を正餐に招き、踊子を呼びたり、

土井利勝ヘ  
ノ贈物

一月十日〔師走九日〕○新曆二十日ニシテ、元和七年十二月九日ニ當ル、我等は次の贈物を大炊殿の許に持參せり、

白絹燃絲五十斤

白生絲五十斤

廣幅猩々緋三間

並製緞子七反